

JACDS

JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES

日本チェーンドラッグストア協会 会報誌

AUGUST 2017 **168**

トピックス

- ・セルフメディケーション税制普及、啓発資材について
- ・DMS・健康食品市場創造研究会「合同研究会」上半期政策セミナー

協会活動

- ・そらぶちキッズキャンプ 寄付金贈呈
- ・低炭素社会実行計画「2016年度自主行動計画」について
- ・7月度月次活動報告
- ・議事録

協会からのお知らせ

登録販売者試験受験対策支援
「コンシェルジュマスター研修」ご案内
健康サポート薬局研修案内
介護情報提供員募集について
薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内
各種アドバイザー養成講座募集案内
ダブルライセンス認定制度実施
日本ヘルスケア協会ご案内
薬剤師賠償責任保険
「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、文部科学省、国税庁、食品産業センター、
国民生活センター

日本チェーンドラッグストア協会

協会活動の5原則

この5つの原則は、日本チェーンドラッグストア協会設立にあたり、発起された方々によって確認されたものです。協会活動は、永くこの原則にのっとり、社会・業界の発展に貢献するものとします。

1. 民主的な組織と運営を貫くこと

この協会の組織や運営には、協会の目的達成以外の論理や秩序を持ち込むことなく、さらには会員の派閥や覇権争いの場と化すことなく、各会員の意見集約とその具現化の場として民主的な運営に努めること。

2. 論議の場であること

この協会は、様々な案件や建議について多くの人々や関係者、有識者の意見を交換する議論の場であること。

3. 会員は協会の目的達成のために力を合わせる事

協会の民主的な手続によって決定された事柄に関して、会員はその実施に当たり絶大な協力を行なうこと。

4. 正義を貫くこと

この協会の運営に係わる事柄は、得か損かで判断・意思決定するのではなく、社会的に正しいか否かで判断すべきである。この協会は常に正義を貫くこと。

5. 志高き人々の集団たれ

この協会は、より良い社会、より良い業界、より良い企業づくりに貢献したいと願う、志高き人々の集団であれ。

ドラッグストアにおける調剤応需比率が高まっています。「予防、治療、介護」をワンストップで行うためには調剤機能を持つ必要があり、しかも地域に合わせた長時間営業が望まれます。薬剤師の採用が思うに任せず、調剤室の併設ができなかった時代から少しずつ変化しています。ある企業では調剤24時間店舗が100店を越しているそうです。

薬学教育6年制が始まり、実務実習が病院と薬局で行われるようになりましたが、小さな薬局で十分な教育を受けられなかったという苦情があると聞きます。将来の薬剤師のために、どうしたらいいのかを真剣に考える時期にきていると思います。

門前から面分業へ、骨太の方針にはリフィル調剤の検討が明記され、テクニシャン制度の是非についても議論が相上りにのってきそうな感じです。

ドラッグストアにおける調剤応需。JACDSの組織体制も含め、大いに取り組んでいきたいと思えます。

CONTENTS

●トピックス

- ・DMS・健康食品市場創造研究会「合同研究会」上半期政策セミナー開催
- ・セルフメディケーション税制普及、啓発資材について

●協会活動

- ・そらぶちキッズキャンプ 寄付金贈呈
- ・低炭素社会実行計画「2016年度自主行動計画」について
- ・7月度月次活動報告
- ・議事録

●協会からのお知らせ

- 登録販売者試験受験対策支援
- 「コンシェルジュマスター研修」ご案内
- 「健康サポート薬局研修」ご案内
- 介護情報提供員募集について
- 薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内
- 各種アドバイザー募集案内
- ダブルライセンス認定制度実施
- 日本ヘルスケア協会 案内
- 薬剤師賠償責任保険
- 「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

●行政・団体からのお知らせ

- 厚生労働省、経済産業省、文部科学省、国税庁、食品産業センター、国民生活センター

表紙裏	日本チェーンドラッグストア協会 活動5原則
裏表紙裏	協会ホームページについて 事務局だより

第 179 回 DMS 定例会 上半期政策セミナーの開催報告

DMS 上半期政策セミナーが開催されました

平成 29 年 7 月 28 日(金) ホテルグランドパレス(東京 九段下)にて、JACDS が連携をしているドラッグストアMD研究会主催による第 179 回DMS定例会 上半期政策セミナー「新カテゴリー・マーケット創造への挑戦～チェーンドラッグに携わる製配販の成長緊急提言」が、13:00～17:30に開催されました。約 220 名の方が参加され大盛況でした。

初めにドラッグストアMD研究会会長で、当協会副会長でもあるウエルシアホールディングス(株) 代表取締役会長 池野 隆光 様より会長挨拶と今後の方針説明ということで、映像を使い自社の新しい取り組みについて説明されました。次に「薬事行政と今後の課題」について厚生労働省 医薬・生活衛生局 総務課の紀平哲也室長よりご講演いただきました。その後、ドラッグストアMD研究会 宗像 守(JACDS 事務総長)より「ドラッグストア業界10兆円産業化と製配販の課題」と題し、実践課題について詳しく解説されました。後半では商品政策セミナー「新マーケット創造への挑戦」を選択式分科会のかたちで行ない、A コース「食と健康の新カテゴリー創造」、B コース「ドラッグストアの新カテゴリー創造」をテーマとし、メーカーによる商品政策発表がありました。

新しい取り組みが紹介され、大変勉強になるセミナーでした。当協会では今後もDMSのセミナーをご案内しますので、ご参加くださいますようお願いいたします。



セルフメディケーション税制普及啓発資料について

日本一般用医薬品連合会より、店舗での配布用にA4両面のパンフレットについてデータの提供がありました。裏面にはQ&Aが掲載されています。是非ともご活用下さい。

また、協会ホームページの正会員専用ページには、印刷業者に発注するためのトンボ付データをアップロードしましたのでご確認下さい。

あっ!! 捨てないで!

OTC医薬品を購入した際の
レシート・領収書は捨てずに保管ください。
セルフメディケーション税制、
医療費控除で税金が戻ってきます。



セルフメディケーション

検索



セルフメディケーション
税 控除 対象

2017年1月から始まったセルフメディケーション税制で
医療費控除の選択肢が増えました。

公益社団法人 日本薬剤師会
日本チェーンドラッグストア協会
一般社団法人 日本保険薬局協会
一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会
一般社団法人 全国家庭常備薬推進連合会
日本製薬団体連合会
日本一般用医薬品連合会



「セルフメディケーション税制」がわかるQ&A



制度の概要

Q このセルフメディケーション税制はどうして導入されたのか

A 「健康寿命延伸」を実現するセルフメディケーション推進のため、この制度が導入されました。

日本は巨額な財政を費やして世界のトップクラスの長寿国を実現してきました。しかし、生命寿命と健康寿命との差(不健康期間)が12年もあり、高齢者の増加に伴い、現行の医療制度が崩壊の危機を迎えています。そこで政府は、高齢者の方が元気に過ごす「健康寿命延伸」を国策として推進することになりました。このセルフメディケーション税制は、健康に関する自己管理(健康維持、予防、自己治療などのセルフメディケーション)を行うことへのインセンティブ(支援と動機付け)として導入されました。セルフメディケーション推進を目的とした税の制度導入は、わが国初のことです。

Q どの医薬品でも、誰でも受けられるのか

A この制度の利用は、①特定の医薬品、②購入金額1万2,000円を超えた金額、③健康診断や予防接種等を受けている人、④所得税・住民税を納めている人、の4つが対象要件です。①～④の対象要件を満たした方が、家族の購入分をまとめて申告することができます。

購入時の留意事項

Q 購入時に対象商品かどうか分かるのか

A 商品、店頭のプライスカード、購入時のレシートに控除対象マーク(表面参照)がついている医薬品は対象商品です。購入時には、控除対象マークが医薬品のパッケージに表示されているかどうかで判断できます。また、店頭陳列のプライスカードに控除対象

①特定の医薬品

特定の医薬品とは、医療用からOTC医薬品(市販薬)に移行(スイッチ)した成分を含む医薬品のことです。現在、約1,600品目ほどありますが、厚生労働省のホームページにリストが掲載されていますので、そちらからご覧ください。

②購入金額1万2,000円を超えた金額

①の医薬品の年間購入金額(家族分を合わせて)のうち、1万2,000円を超えた金額(上限8万8,000円)が所得控除の対象となります。1万2,000円を超える金額の全額が還付されるのではなく、課税所得に応じた税率に基づいて計算され、軽減されることになります(所得税は還付され、住民税は翌年納付金額が軽減されます)。

③健康診断や予防接種等

会社や公的な『定期健康診断』や『特定健康診査(メタボ健診)』の他、『インフルエンザの予防接種』や『がん検診』、『健康診査』などのいずれかを行った人が対象となります。但し、個人が任意に実施した人間ドックは含まれません。

④所得税・住民税を納めている人

この制度は「所得控除」の制度ですので、課税所得がある(納税している)方が申告することになります。

マークが表示されている場合もあります。但し、パッケージやプライスカードへの表示は参考情報ですので、購入後に渡されるレシートに★や●印等のマークで対象医薬品であることが記載されているかどうかをご確認下さい(レシートではなく領収書でも可能です)。

確定申告時の留意事項

Q どうしたら控除を受けられるのか

A 1年分の購入証明書類(レシートや領収書)に基づいて翌年に確定申告を行います。この制度は、2017年(平成29年)1月1日から始まっています(5か年の時限制度)。1月1日から12月31日までの1年分の対象医薬品の購入証明書類(レシートや領収書)に基づいて、翌年に確定申告を行い、所得控除を受けることができます。レシート、領収書には『商品名』、『金額』、『セルフメディケーション税制対象品目であること』、『販売店名』、『購入日』が明記されている必要があります。

Q 確定申告には何が必要でどのようにやればよいのか

A 確定申告用紙の他に、購入証明書類(レシートや領収書)、健診等の証明書を添付書類として提出します。

レシートや領収書、健診等を受けた証明書は確定申告の際に必要となりますので、失くさないように保管しておきましょう。また確定申告の手続きには、税務署に直接出向き確定申告手続きを行う方法と、電子データによる申告方式(e-Tax)の2つの方法があります。手続きの詳細な内容は、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署等にお問い合わせ下さい。

セルフメディケーション税制に関する詳しい情報

● 制度について知りたい

厚生労働省 セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)について
URL: <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>



● 確定申告について知りたい

最寄り税務署
国税庁 税についての相談窓口
URL: <http://www.nta.go.jp/shiraberu/sodan/sodanshitsu/9200.htm>



そらぷちキッズキャンプ場を富山社会貢献委員長、青年部会が視察

寄付金 1,700 万円を贈呈しました！

これからも募金活動にご協力をお願いします

当協会では社会貢献活動として、難病の子供が笑顔で遊べる医療ケア付自然体験施設「そらぷちキッズキャンプ」(北海道滝川市)に店舗募金で集まった浄財を寄付しています。

先月の7月30日(日)に富山社会貢献委員長をはじめ、青年部会8名、さらにメーカー・卸企業(15社19名)が北海道滝川市丸加高原にあるそらぷちキッズキャンプで行なわれた施設見学と寄付金贈呈式に参加されました。

施設見学をした後、寄付金贈呈式が執り行われました。贈呈式では、富山委員長より協会会員企業の募金協力による寄付金目録が贈呈され、「公益財団法人そらぷちキッズキャンプ」に1,700万円の寄付を行ないました。

JACDSからは富山委員長と関口青年部会長が挨拶をし、今後も継続した支援をしていくこと、実際に施設を見て今後も支援の必要性を肌で感じたことなどを話され、そしてメーカー、卸企業様にも一層の支援をお願いしました。

そらぷちキッズキャンプの細谷代表理事からは日本チェーンドラッグストア協会に対し募金活動への感謝の挨拶並びに感謝状をいただきました。

今後も維持管理と運営活動費が必要とのことで、毎年継続した支援が望まれています。

今後ますます支援の輪が広がることを切に願います。



▲細谷代表理事と富山委員長



▲関口青年部会長 挨拶



▲ツリーハウス見学



▲施設見学の様子

**チェーンドラッグストア業界
低炭素社会実行計画「2016年度自主行動計画」策定のための
エネルギー消費量と取組み内容について（データ提供依頼）**

協会では、環境省、経済産業省の指導の下、持続可能な社会のために、「低炭素社会実行計画」として省エネへの取り組みを継続しています。

前年度（2016年4月～2017年3月）の実績、並びに今後の見通しにつきまして、使用電力量等の定量的データの取りまとめ、また、日頃からの省エネ、温暖化対策に関する取組み内容についてのご報告をお願いしたいと思います。

さらに、現在は売上高カバー率で8割近くになっております。今後、8割以上のカバー率へ向上することも目標にしています。会員の皆様におかれましては、何卒、ご協力を賜りませぬようお願いいたします。

データの提出期限は平成29年8月31日(水)です。

提出用データは、7月10日付「【JACDS事務連絡No.29037】（要回答）低炭素社会実行計画 データ提供のお願いについて」にてご案内しています。

■目標値について

- ・2020年目標 18%減(15.87) ・2030年目標 26%減(14.33)

生産単位（床面積×営業時間）あたりのエネルギー消費量（原油換算）を消費原単位とし、2013年度の結果を(19.36)を基準値とした消費原単位の削減を目標としています。

この目標は2015年12月に採択されたパリ協定(COP21)における日本の目標値(2030年度に2013年度比-26.0%)をもとに設定しています。

昨年、皆様より報告いただいた結果は、本年2月28日(火)に開催された、「産業構造審議会 環境部会 地球環境小委員会 流通・サービスWG」において、JACDSを含めた流通・サービスの15団体からの報告が行なわれました。報告書は次ページ以降に掲載します。

不明点、質問などは事務局担当（山田）までお願いします。

チェーンドラッグストア業界の「低炭素社会実行計画」(2020年目標)

		計画の内容
1. 国内の企業活動における2020年の削減目標	目標	<p>店舗におけるエネルギー消費原単位(床面積・営業時間当たりの原油換算エネルギー消費量)を目標指標として、「目標年度(2020年度)において基準値比8.0%減」とする。</p> <p>基準値は2005年度から2013年度まで実施した地球温暖化対策自主行動計画におけるエネルギー消費原単位の平均値とする。</p>
	設定根拠	<p><u>対象とする事業領域:</u> ドラッグストア業界における本部組織は店舗と比較して非常に小さなものであり、店舗における活動を対象とする。</p> <p><u>将来見通し:</u> 会員企業へのアンケートによる調査では、数値は鈍化しているものの業界全体としての規模の拡大が続いていること、店舗カバー率の向上を図る事から生産活動量の増加は今後も見込まれる。</p> <p>消費原単位については、主要な消費を占める照明分野におけるLED導入による削減を中心に、老朽化した冷蔵・空調機器の入れ換えによる削減等を見込んでいる。</p> <p>一方で、近年の猛暑や厳冬などの気候要因や電力需給における使用エネルギーの変動により前年よりも数値が悪化するケースも生じている。</p> <p>さらに健康サポート薬局構想等による24時間対応など、営業時間の延長が中長期的な傾向としてあり、数値の悪化要素として懸念される。</p> <p><u>BAT:</u></p> <p><u>電力排出係数:</u></p> <p><u>その他:</u> 取り組みを実施している店舗においては、東日本大震災以降の節電対応に対し、顧客から「店内が暗い、暑い(寒い)」というクレームもあり、見直しが必要となるケースも増えてきている。</p>
2. 低炭素製品・サービス等による他部門での削減		<u>概要・削減貢献量:</u>
3. 海外での削減貢献		<u>概要・削減貢献量:</u>

4. 革新的技術の 開発・導入	<u>概要・削減貢献量:</u>
5. その他の 取組・特記事項	

チェーンドラッグストア業界の「低炭素社会実行計画」(2030年目標)

		計画の内容
1. 国内の企業活動における2030年の削減目標	目標	<p>店舗におけるエネルギー消費原単位(床面積・営業時間当たりの原油換算エネルギー消費量)を目標指標として、「目標年度(2030年度)において基準値比11.0%減」とする。</p> <p>基準値は2005年度から2013年度まで実施した地球温暖化対策自主行動計画におけるエネルギー消費原単位の平均値とする。</p>
	設定根拠	<p><u>対象とする事業領域:</u></p> <p>ドラッグストア業界における本部組織は店舗と比較して非常に小さなものであり、店舗における活動を対象とする。</p> <p><u>将来見通し:</u></p> <p>会員企業へのアンケートによる調査では、数値は鈍化しているものの業界全体としての規模の拡大が続いていること、売上高ベースで68.9%のカバー率の向上を図る事から生産活動量の増加は今後も見込まれる。</p> <p>消費原単位については、主要な消費を占める照明分野におけるLED導入による削減を中心に、老朽化した冷蔵・空調機器の入れ換えによる削減等を見込んでいる。</p> <p>一方で、近年の猛暑や厳冬などの気候要因や電力需給における使用エネルギーの変動により前年よりも数値が悪化するケースも生じている。</p> <p>さらに健康サポート薬局構想等による24時間対応など、営業時間の延長が中長期的な傾向としてあり、数値の悪化要素として懸念される。</p> <p><u>BAT:</u></p> <p><u>電力排出係数:</u></p> <p><u>その他:</u></p> <p>取り組みを実施している店舗においては、東日本大震災以降の節電対応に対し、顧客から「店内が暗い、暑い(寒い)」というクレームもあり、見直しが必要となるケースも増えてきている。</p>
2. 低炭素製品・サービス等による他部門での削減		<p><u>概要・削減貢献量:</u></p>
3. 海外での削減貢献		<p><u>概要・削減貢献量:</u></p>

4. 革新的技術の 開発・導入	<u>概要・削減貢献量:</u>
5. その他の 取組・特記事項	

チェーンドラッグストア業における地球温暖化対策の取組

平成 28 年 9 月 16 日
日本チェーンドラッグストア協会

I. チェーンドラッグストア業の概要

(1) 主な事業

本業界ではドラッグストアの定義を、「店舗規模に関係なく、医薬品・化粧品・日用雑貨・家庭用品、食品等を取り扱う小売店舗」としている。2015年度の推計調査では、当該市場の企業数は当協会の会員企業を含め約447社で、売上高約6兆1千億円の規模である。

また、平成20年4月より「日本標準産業分類」の「医薬品・化粧品小売業」の分類中に「ドラッグストア」の 카테고리(#6031)が独立して設けられている。

(2) 業界全体に占めるカバー率

業界全体の規模		業界団体の規模		低炭素社会実行計画 参加規模	
企業数	447社	団体加盟 企業数	124社	計画参加 企業数	57社 (46.0%)
市場規模	売上高61,325億円	団体企業 売上規模	売上高54,722億円	参加企業 売上規模	売上高 43,648億円 (79.8%)
エネルギー 消費量		団体加盟 企業エネ ルギー消 費量		計画参加 企業エネ ルギー消 費量	71.0 万kl (%)

出所：日本チェーンドラッグストア協会 2015年度 日本のドラッグストア実態調査

(3) 計画参加企業・事業所

① 低炭素社会実行計画参加企業リスト

エクセルシート【別紙1】参照。

② 各企業の目標水準及び実績値

エクセルシート【別紙2】参照。

(4) カバー率向上の取組

① カバー率の見通し

年度	自主行動計画 (2012年度) 実績	低炭素社会実 行計画策定時 (2014年度)	2015年度 実績	2016年度 見通し	2020年度 見通し	2030年度 見通し
企業数	37.8%	37.7%	46.0%	50%	60%	80%
売上規模	64.9%	68.9%	79.8%	80%	80%	90%

エネルギー消費量						
----------	--	--	--	--	--	--

(カバー率の見通しの設定根拠)

チェーンドラッグストア業界では、M&Aによる企業集約が進んでおり、母数が減ることによる相対的なカバー率の向上と、省エネ法による特定事業者が増加することにより、参加声掛けのハードルが下がる事による参加数の増加によるカバー率の向上を見込んでいる。

② カバー率向上の具体的な取組

	取組内容	取組継続予定
2015年度	・省エネ法 特定事業の定期報告書による代替提出	有
	・会員企業への事務連絡の繰り返し、個別の電話等による提出協力をお願い	有
2016年度以降	・省エネ法 特定事業の定期報告書による代替提出	有
	・会員企業への事務連絡の繰り返し、個別の電話等による提出協力をお願い	有

(取組内容の詳細)

資源エネルギー庁のHPから特定事業者のリストをダウンロードし、協会加盟企業を抽出し、これまで不参加の企業に対して、定期報告書による代替提出を行なう事で、参加に対する企業負担が抑えられることを説明し協力を依頼している。

II. 国内の企業活動における 2020 年・2030 年の削減目標

【削減目標】

<2020 年> (2015 年 7 月策定)

店舗におけるエネルギー消費原単位(床面積・営業時間当たりの原油換算エネルギー消費量)を目標指標として、「目標年度(2020 年度)において基準値比 8.0%減」とする。

基準値は 2005 年度から 2013 年度まで実施した地球温暖化対策自主行動計画におけるエネルギー消費原単位の平均値とする。

<2030 年> (2015 年 7 月策定)

店舗におけるエネルギー消費原単位(床面積・営業時間当たりの原油換算エネルギー消費量)を目標指標として、「目標年度(2030 年度)において基準値比 11.0%減」とする。

基準値は 2005 年度から 2013 年度まで実施した地球温暖化対策自主行動計画におけるエネルギー消費原単位の平均値とする。

【目標の変更履歴】

<2020 年>

<2030 年>

【その他】

【昨年度フォローアップ結果を踏まえた目標見直し実施の有無】

昨年度フォローアップ結果を踏まえて目標見直しを実施した
(見直しを実施した理由)

目標見直しを実施していない

(見直しを実施しなかった理由)

カバー率の向上を図りながら 2020 年度の目標達成に向けて活動を行なっている状態であることから、見直しは行っていない。

【今後の目標見直しの予定】(II.(1)③参照。)

定期的な目標見直しを予定している(〇〇年度、〇〇年度)

必要に応じて見直すことにしている

(見直しに当たっての条件)

目標の大幅な前倒しでの達成、あるいは環境要因の変化により、目標数値が明確に妥当性を欠くと判断される場合には見直しを行なう。

(1) 削減目標

① 目標策定の背景

* 目標策定の際に前提とした、目下の業界の置かれている状況、生産実態等を具体的に記載。

近年、食品の取り扱いが質量ともに非常に拡充してきており、冷蔵・冷凍・加温ショーケースの導入による消費電力増も見逃せない状況になっている。

さらに、セルフメディケーション推進への対応、地域包括ケアシステム、健康サポート薬局への対応を含め、他業態やネット販売業との競合・競争の激化等により業界再編が一層進むとみられる。

このような状況のもと、業界全体としての店舗数(床面積)の増加、営業時間の 24 時間対応・長時間化は長期的な傾向として避けられないと考えており、エネルギー消費の増加傾向は当分の間、続くと思われる。

② 前提条件

【対象とする事業領域】

ドラッグストア業界における本部組織は店舗と比較して非常に小さなものであり、店舗における活動を対象とする。

【2020 年・2030 年の生産活動量の見通し及び設定根拠】

<生産活動量の見通し>

2020 年度に売上金額のカバー率で 80%を目指しており、これまでの業界全体の成長および店舗数、売上金額ベースでのカバー率向上の推移をもとに推計を行った。

③ 目標指標選択、目標水準設定の理由とその妥当性

【目標指標の選択理由】

目標策定の背景や前提で説明の通り、エネルギー消費量の増加が長期的に見込まれる中で、CO2 絶対量の削減を目標にすることは合理的ではないと判断している。

小売業の生産指標として売上高なども検討されるが、ドラッグストア業界では取り扱う商品の幅が広く、店舗面積も 100 m²未満の店舗から 2,000 m² を超える店舗まで非常に幅広いいため、1 店舗あたりの売上高は大きく異なるため、合理的と言えない

【目標水準の設定の理由、自ら行いうる最大限の水準であることの説明】

<選択肢>

- 過去のトレンド等に関する定量評価(設備導入率の経年的推移等)
- 絶対量/原単位の推移等に関する見通しの説明
- 政策目標への準拠(例:省エネ法 1%の水準、省エネベンチマークの水準)
- 国際的に最高水準であること
- BAU の設定方法の詳細説明
- その他

<最大限の水準であることの説明>

店舗を有する小売業界では消費電力は、照明機器、空調機器、冷蔵・冷凍機器から構成される。LED 照明への切り替え、その他機器の入れ換えによる効率化は各会員企業の経営努力の範囲で行われており、見通しは妥当なものであると考える。

【国際的な比較・分析】

- 実施していない

(理由)

日本のドラッグストア業界は、米国をモデルに産業としての発展を遂げてきている。当協会からの米国現地店舗視察および、調査範囲においては比較検討を行った事項は確認できていない。また、近年、中国、台湾、韓国といった東アジア諸国においても業界としての立ち上がりの兆しはあるものの、具体的な比較検討を行った事項は確認できていない。

【電力消費と燃料消費の比率(CO₂ベース)】

電力： 90%

燃料： 10%

(2) 実績概要

① 実績の総括表

【総括表】(詳細はエクセルシート【別紙4】参照。)

	基準年度 (〇〇年度)	2014年度 実績	2015年度 見通し	2015年度 実績	2016年度 見通し	2020年度 目標	2030年度 目標
生産活動量 (単位:床面積× 営業時間×10 ¹⁰ m ² ・h)	1.59	3.69	3.69	4.38	4.40	4.43	4.50
エネルギー 消費量 (原油換算万kl)	32.29	66.37	66.37	71.01	70.00	85.34	82.65
電力消費量 (億kWh)		24.3	24.3	26.2	26.2		
CO ₂ 排出量 (万t-CO ₂)	60.8 ※1	151.2 ※2	151.2 ※3	155.9 ※4	155.0 ※5	194.6 ※6	188.5 ※7
エネルギー 原単位 (単位:万kl/床面 積×営業時間 ×10 ¹⁰ m ² ・h)	20.946	17.997	17.997	16.201	16.201	19.271	18.642
CO ₂ 原単位 (単位:万t-CO ₂ / 床面積×営業 時間×10 ¹⁰ m ² ・h)	37.94	40.99	40.99	35.33	35.33	43.93	41.88

【2020年・2030年実績評価に用いる予定の排出係数に関する情報】

排出係数	理由／説明
電力	<ul style="list-style-type: none"> ■ 実排出係数(発電端／受電端) □ 調整後排出係数(発電端／受電端) □ 特定の排出係数に固定 <ul style="list-style-type: none"> □ 過年度の実績値(〇〇年度 発電端／受電端) □ その他(排出係数値:〇〇kWh/kg-CO₂ 発電端／受電端) <p><上記排出係数を設定した理由></p>
その他燃料	<ul style="list-style-type: none"> □ 総合エネルギー統計(〇〇年度版) □ 温対法 □ 特定の値に固定 <ul style="list-style-type: none"> □ 過年度の実績値(〇〇年度:総合エネルギー統計) □ その他 <p><上記係数を設定した理由></p>

② 2015年度における実績概要

【目標に対する実績】

<2020年>

目標指標	基準年度/BAU	目標水準	2015年度実績① (基準年度比/BAU比)	2015年度実績② (2014年度比)
エネルギー原単位	20.946	▲8.0%	▲22.7%	▲10%

<2030年>

目標指標	基準年度/BAU	目標水準	2015年度実績① (基準年度比/BAU比)	2015年度実績② (2014年度比)
エネルギー原単位	20.946	▲11.0%	▲22.7%	▲10%

【CO₂排出量実績】

	2015年度実績	基準年度比	2014年度比
CO ₂ 排出量	155.9万t-CO ₂	156.4%増	3.1%増

③ データ収集実績(アンケート回収率等)、特筆事項

【データに関する情報】

指標	出典	設定方法
生産活動量	<input type="checkbox"/> 統計 <input type="checkbox"/> 省エネ法 <input checked="" type="checkbox"/> 会員企業アンケート <input type="checkbox"/> その他(推計等)	
エネルギー消費量	<input type="checkbox"/> 統計 <input type="checkbox"/> 省エネ法 <input checked="" type="checkbox"/> 会員企業アンケート <input type="checkbox"/> その他(推計等)	
CO ₂ 排出量	<input type="checkbox"/> 統計 <input type="checkbox"/> 省エネ法・温対法 <input checked="" type="checkbox"/> 会員企業アンケート <input type="checkbox"/> その他(推計等)	

【アンケート実施時期】

2016年7月～2016年9月

【アンケート対象企業数】

124社(業界全体の 27.7%、低炭素社会実行計画参加企業数の 100%に相当)

【業界間バウンダリーの調整状況】

- 複数の業界団体に所属する会員企業はない
 - 複数の業界団体に所属する会員企業が存在
 - バウンダリーの調整は行っていない
(理由)
 - バウンダリーの調整を実施している
- <バウンダリーの調整の実施状況>

【その他特記事項】

④ 生産活動量、エネルギー消費量・原単位、CO₂排出量・原単位の実績

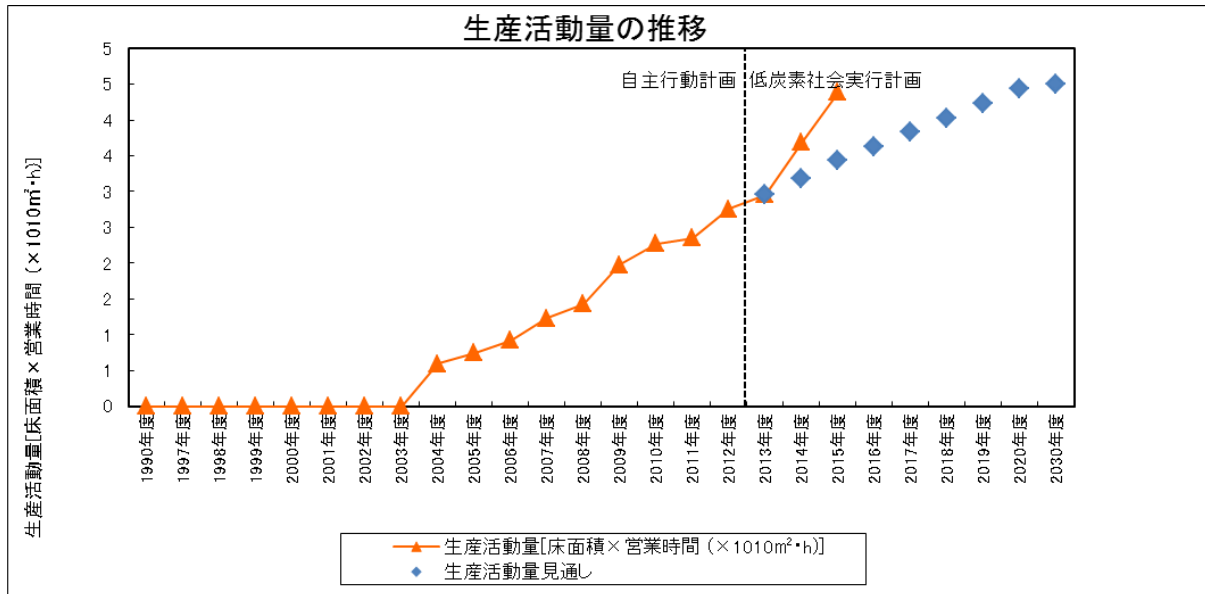
【生産活動量】

＜2015 年度実績値＞

生産活動量(単位:床面積×営業時間 (×10¹⁰ m²・h)) : 4.38(基準年度比 175.5%増、2014 年度比 18.7%増)

＜実績のトレンド＞

(グラフ)



【補足】

昨年報告時点では 2014 年度の生産活動量は 3.43 であったが、今回とりまとめ時に、一部企業において坪数計算で算出されていた不備があり、補正を行なった結果 3.69 になっている。

(過去のトレンドを踏まえた当該年度の実績値についての考察)

カバー率の向上を図るため、昨年の調査より、省エネ法の特定事業者に該当する企業については、従来のデータ提供方法以外に、定期報告書によるデータ提供による報告を受け付ける事にしたことにより、想定以上の速度でカバー率の向上が進み、生産活動量が著しく増加した。2020 年度の目標としていた売上高ベースのカバー率80%に対し、既に 79.8%となっており、今後の伸びは鈍化すると予想する。

【エネルギー消費量、エネルギー原単位】

＜2015 年度の実績値＞

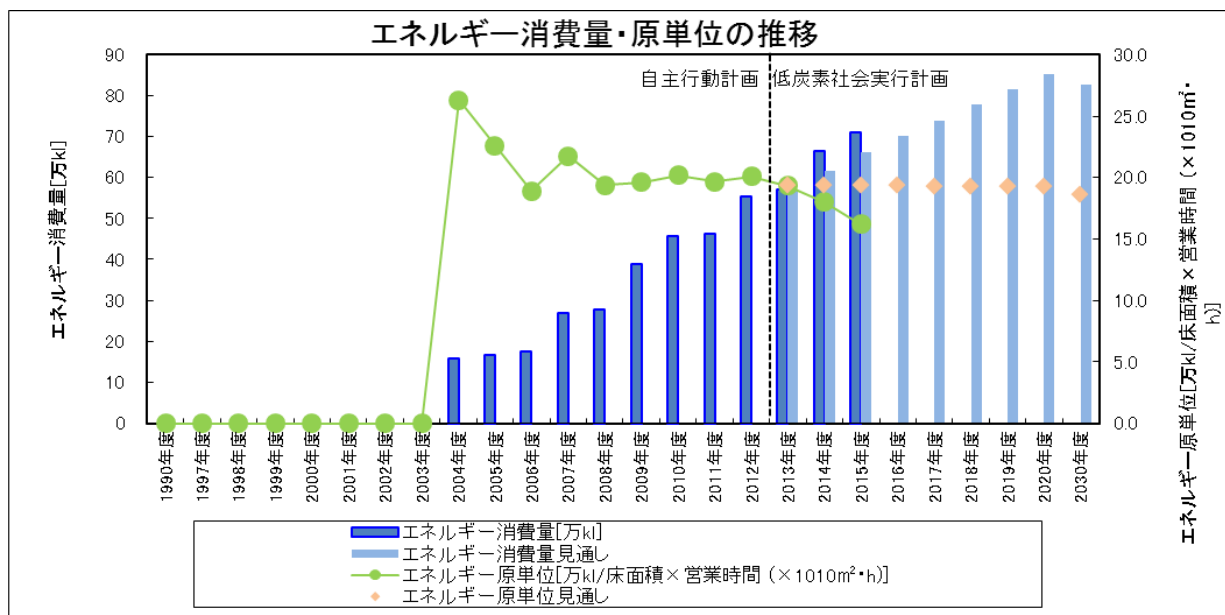
エネルギー消費量(単位:万 kl) : 71.0 (基準年度比 119.9%増、2014 年度比 6.9%増)

エネルギー原単位 : 16.201 (基準年度比 22.7%減、2014 年度比 10%減)

(単位:エネルギー消費量/生産活動量)

<実績のトレンド>

(グラフ)



(過去のトレンドを踏まえた当該年度の実績値についての考察)

生産活動量の考察で報告の通り、カバー率向上を達成したことに伴い、生産活動量の大幅な増加に伴い消費量も増加した。

しかし、これまで報告をいただけていなかったデータが反映された事に伴い、原単位の減少が目立った変化として表れている。

<他制度との比較>

(省エネ法に基づくエネルギー原単位年平均▲1%以上の改善との比較)

定期報告書のデータをいただいた企業においても近年の傾向をみると、年1%以上の改善は達成できていない企業が多い。特に、早くから取り組んでいた企業ほど改善余地に乏しく、猛暑の影響などによる数値の悪化が反映されやすい傾向にある。

(省エネ法ベンチマーク指標に基づく目指すべき水準との比較)

- ベンチマーク制度の対象業種である
- ベンチマーク制度の対象業種ではない

【CO₂排出量、CO₂原単位】

<2015年度の実績値>

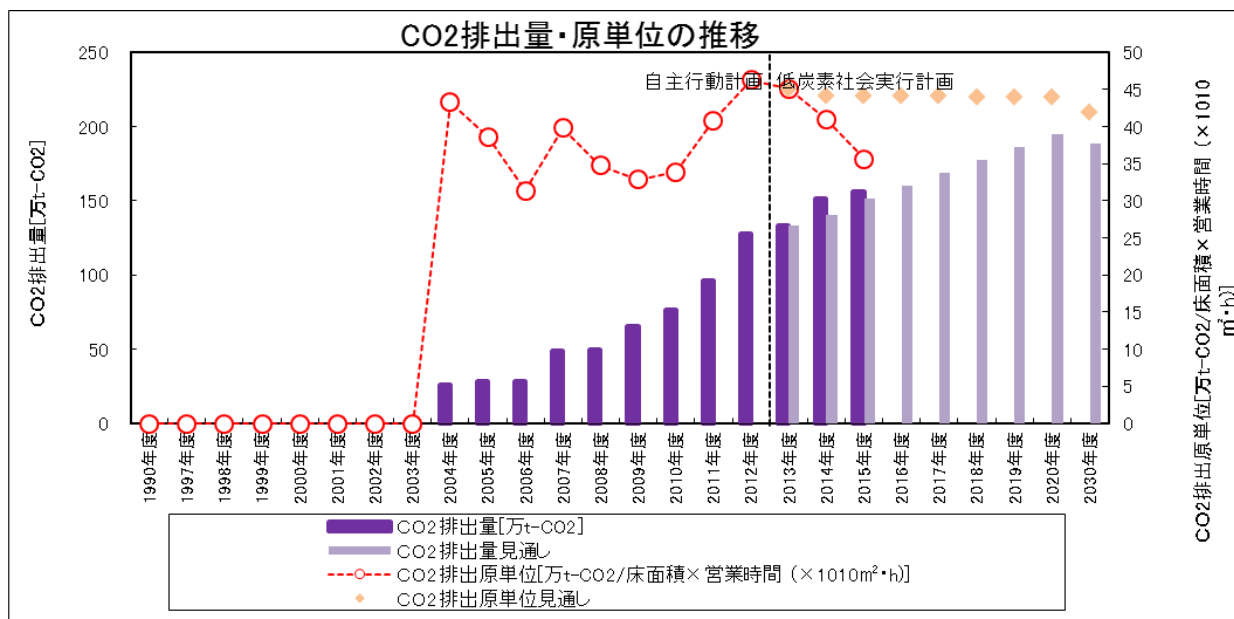
CO₂排出量(単位: 万t-CO₂) : 155.9 (基準年度比 156.4%増、2014年度比 3.1%増)

CO₂原単位 : 35.33 (基準年度比 6.9%減、2014年度比 13.9%減)

(単位: 排出係数: CO₂排出量 / 生産活動量)

<実績のトレンド>

(グラフ)



排出係数: 実排出係数

(過去のトレンドを踏まえた当該年度の実績値についての考察)

生産活動量の考察で報告の通り、生産活動、消費量の増加に伴い CO2 排出量も増加傾向にある。しかし、エネルギー原単位の減少と同様に CO2 原単位においても明確な減少が表れている。

【要因分析】(詳細はエクセルシート【別紙5】参照)

(CO₂排出量)

	基準年度→2015年度変化分		2014年度→2015年度変化分	
	(万t-CO ₂)	(%)	(万t-CO ₂)	(%)
事業者省エネ努力分	61.394	101.0%	-16.205	-10.7%
燃料転換の変化	6.330	10.4%	-1.034	-0.7%
購入電力の変化	55.064	90.6%	-4.604	-3.0%
生産活動量の変化	33.116	54.5%	26.587	17.6%

(エネルギー消費量)

	基準年度→2015年度変化分		2014年度→2015年度変化分	
	(万kl)	(%)	(万kl)	(%)

事業者省エネ努力分	-18.010	-55.8%	-7.874	-11.9%
生産活動量の変化	56.725	175.7%	12.508	18.8%

(要因分析の説明)

【2015 年度の実績】

(取組の具体的事例)

小売業における省エネ活動は、適切な空調温度設定対応、LED 照明入れ換え、老朽化した空調・冷蔵機器の入れ替えによる効率化が主なものであり、各社の経営状況に応じた対策の実施が報告されている。

【2016 年度以降の取組予定】

(今後の対策の実施見通しと想定される不確定要素)

これまでに行っている取り組みを継続し、各社の業績に応じた全店対応に向けて取り組みを続けていく見通しを立てている。

⑤ 想定した水準(見通し)と実績との比較・分析結果及び自己評価

【目標指標に関する想定比の算出】

* 想定比の計算式は以下のとおり。

$$\text{想定比【基準年度目標】} = \frac{\text{基準年度の実績水準} - \text{当年度の実績水準}}{\text{基準年度の実績水準} - \text{当年度の想定した水準}} \times 100(\%)$$

$$\text{想定比【BAU 目標】} = \frac{\text{当年度の削減実績}}{\text{2020 年度の目標水準}} \times 100(\%)$$

想定比 = (計算式)

$$= 294.6\%$$

【自己評価・分析】(3段階で選択)

<自己評価及び要因の説明>

- 想定した水準を上回った(想定比=110%以上)
- 概ね想定した水準どおり(想定比=90%~110%)
- 想定した水準を下回った(想定比=90%未満)
- 見通しを設定していないため判断できない(想定比=-)

(自己評価及び要因の説明、見通しを設定しない場合はその理由)

カバー率向上を図るための対応として取り組んだ定期報告書ベースによる報告データが反映されたことにより、見通しと比較して想定をはるかに超える結果となった。

(自己評価を踏まえた次年度における改善事項)

売上高ベースで 80%のカバー率を継続する事で、本来の改善実態が明らかになると予想している。

⑥ 次年度の見通し

【2016 年度の見通し】

	生産活動量	エネルギー消費量	エネルギー原単位	CO ₂ 排出量	CO ₂ 原単位
2015 年度実績	4.38	71.01	16.201	155.9	35.33
2016 年度見通し	4.40	70	16.2	155.0	35.33

(見通しの根拠・前提)

2020 年度までの目標であった売上ベースでのカバー率 80%がほぼ達成されたことにより、生産活動量の増加には一定の歯止めがかかると想定している。また、消費量、原単位の変動についても同様に大きな変動はないと想定している。

⑦ 2020 年度の目標達成の蓋然性

【目標指標に関する進捗率の算出】

* 進捗率の計算式は以下のとおり。

$$\text{進捗率【基準年度目標】} = (\text{基準年度の実績水準} - \text{当年度の実績水準}) / (\text{基準年度の実績水準} - \text{2020 年度の目標水準}) \times 100(\%)$$

$$\text{進捗率【BAU 目標】} = (\text{当年度の BAU} - \text{当年度の実績水準}) / (\text{2020 年度の目標水準}) \times 100(\%)$$

$$\text{進捗率} = (20.946 - 16.201) / (20.946 - 19.271) \times 100$$

$$= 283.3\%$$

【自己評価・分析】(3段階で選択)

<自己評価とその説明>

目標達成が可能と判断している

(現在の進捗率と目標到達に向けた今後の進捗率の見通し)

(目標到達に向けた具体的な取組の想定・予定)

(既に進捗率が 2020 年度目標を上回っている場合、目標見直しの検討状況)

売上高ベースでのカバー率 80%を前提とした目標の見直しについて、今年度中に検討を行い、とりまとめる予定である。

目標達成に向けて最大限努力している

(目標達成に向けた不確定要素)

(今後予定している追加的取組の内容・時期)

目標達成が困難

(当初想定と異なる要因とその影響)

(追加的取組の概要と実施予定)

(目標見直しの予定)

⑧ 2030 年度の目標達成の蓋然性

【目標指標に関する進捗率の算出】

* 進捗率の計算式は以下のとおり。

$$\text{進捗率【基準年度目標】} = (\text{基準年度の実績水準} - \text{当年度の実績水準}) \\ \div (\text{基準年度の実績水準} - \text{2030 年度の目標水準}) \times 100(\%)$$

$$\text{進捗率【BAU 目標】} = (\text{当年度の BAU} - \text{当年度の実績水準}) \div (\text{2030 年度の目標水準}) \times 100(\%)$$

$$\text{進捗率} = (20.946 - 16.201) \div (20.946 - 18.642) \times 100$$

$$= 205.9\%$$

【自己評価・分析】

(目標達成に向けた不確定要素)

(既に進捗率が 2030 年度目標を上回っている場合、目標見直しの検討状況)

売上高ベースでのカバー率 80%を前提とした目標の見直しについて、今年度中に検討を行い、とりまとめる予定である。

⑨ クレジット等の活用実績・予定と具体的事例

【業界としての取組】

- クレジット等の活用・取組をおこなっている
- 今後、様々なメリットを勘案してクレジット等の活用を検討する
- 目標達成が困難な状況となった場合は、クレジット等の活用を検討する
- クレジット等の活用は考えていない

JACDS

7月 月次活動報告

日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
7月7日(金) JACDS東京事務所 17:00~18:00	第107回JACDS記者意見交換会	1.九州大雨災害の支援体制を組む 2.薬局・店舗販売業の二重申請解消について 3.第18回ジャバンドラッグストアショーについて 4.第179回DMS定例会 上半期政策セミナー 5.JAHIと連携「JAHI活動発表会&第1回日本ヘルスケア学会年次大会」後援 6.今後の実施計画 1)そらぶちキッズキャンプ寄付金贈呈式:参加者約30名 7月30日(日)午後、北海道滝川市のそらぶちキッズキャンプ場にて 2)ブロック総会(正会員のみのみ) 9月19(火)東日本、20日(水)中部、21日(木)西日本、22日(金)九州 3)横浜市都筑区民まつりにおける「健康フェスタ」について 11月3日(金)10:00~17:00(予定) 第23回横浜市都筑区民まつりにおいて日本チェーンドラッグストア協会、日本ヘルスケア協会などが協力して「健康フェスタ」を開催予定。 7.宗像の視点 1)調剤・薬剤師強化のJACDS新組織について 2)「食と健康」の新カテゴリー育成について 3)その他 8.次回の開催案内	33名
7月10日(木) 城西大学 薬学部 坂戸キャンパス 15:10~18:20	城西大学インターンシップ事前講義	15:10~16:40 「健康サポート薬剤師」の必要性 社会に求められる薬剤師の資質を考える 日本チェーンドラッグストア協会 ドラッグストア薬師会準備委員会 委員 渡邊幸子 先生 16:50~17:50 グループディスカッション(ケーススタディ) 17:50~18:20 インターンシップ実施に関する諸注意	36名
7月14日(金) JACDS東京事務所 13:00~15:00	第2回ドラッグストア薬剤師会準備委員会	1. 今後の委員会の進め方の確認 2. 勤務薬剤師にふさわしい組織化の意義と必要性の審議 3. 会員に対する実態調査の検討→8月中旬に調査を実施 4. 勤務薬剤師の特性と薬剤師会加入のメリット・デメリットの洗出	7名
7月18日(火) JACDS東京事務所 11:30~14:30	第1回組織委員会	議事 皆川委員長 挨拶 1 第33回ブロック総会開催(9月)および第34回ブロック総会(1月)の日程について 2 支部長の業務課訪問について 3 登録販売者委員会から 4 防犯・有事委員会からのお願い 5 その他	11名
7月21日(金) JACDS東京事務所 16:00~17:00	第113回定例会合同記者会	1. 日本チェーンドラッグストア協会から 1)要指導薬訴訟、判決下る(東京地裁判断) 2)「街の健康ハブステーション構想」について 3)平成29年度城西大学ファーマシーインターンシップについて 4)第18回ジャバンドラッグストアショー 5)第179回DMS定例会 上半期政策セミナー 6)JAHIと連携「JAHI活動発表会&第1回日本ヘルスケア学会年次大会」後援 7)宗像の視点 8)次回の開催案内 2. 日本ヘルスケア協会から 活動報告 3. 日本置き薬協会から 1)訪問対面販売のイノベーションを求めて 新規事業説明会から配置業界を俯瞰する 2)底は有るのか?、どこで止まるのか! 配置販売業の規模縮小傾向 4. 日本薬業研修センターから	18名
7月25日(火) JACDS東京事務所 11:30~14:30	第2回法制委員会	1. 厚生労働省との意見交換 事前打ち合わせ 2. 厚生労働省との意見交換 3. その他 次回の開催日程と内容 など	11名
7月27日(木) JACDS東京事務所 10:00~12:00	第3回調剤推進委員会	1. 調剤推進委員会の今後の進め方について 2. その他 次回の開催日程と内容 など	6名

会議事録

平成29年度 第2回常任理事会 議事録

日時:平成29年5月17日(水)11:00~12:00

会場:メルパルク東京 3階 牡丹の間

欠席者:小田委員長、森 委員長、久松常任理事

青木会長挨拶

- ・ハーボニーの問題や不正請求の問題については我々も気を付けなければならない。そして責任ある立場ということ意識してやっ
ていかなければならない。

議事

1. 平成29年度 第1回理事会について

- ・本会議終了後開催する。
- ・宗像事務総長より検討議題について説明をした。
- ・役割分担について(確認)、議事(案)と議事の進行について確認
をした。

2. 第18回JACDS通常総会について

日時:6月5日(月)11:00~12:15

場所:ホテルグランドパレス3F「松の間」

・宗像事務総長より開催内容、役割分担について確認をした。

・新組織、委員会(案)の検討状況について説明

3. 平成29年度JACDS政治連盟の総会について

日時:平成29年6月5日(月)10:00~10:15

場所:ホテルグランドパレス 3階「牡丹・あやめの間」

・宗像事務総長から開催内容について説明。

【検討、決定事項】

- ・議長、監査報告の担当者を決定した。
- ・新役員について検討を行ない決定した。

4. セミナー開催へのご協力のお願いについて

日時:平成29年6月5日(月)13:00~17:00

場所:ホテルグランドパレス2F「ダイヤモンドルーム」

1)開催内容について宗像事務総長から説明

2) 上半期政治連盟特別セミナーとドラッグストア業界研究レポート報告会の参加並びに参加者募集への御協力をお願いをした。

5. 医薬品及び調剤請求に関する不祥事について

「偽薬ハーボニー」問題、調剤報酬「付け替え不正請求」問題、期限切れOTC医薬品問題の現状と課題について、宗像事務総長が説明。

6. 医薬品のネット販売について

大手ネット通販の1類販売、オンラインオークションの医薬品の出品について厚生労働省に問合せを行なっていることを説明した。

7. 今後のジャパンドラッグストアショーについて

1) 第18回JAPANドラッグストアショー実行委員会について

■実行委員長

サツドラホールディングス(株) 代表取締役社長 富山浩樹 様

■副実行委員長

(株)スギ薬局 常務取締役 杉浦伸哉 様

に決定したこと、収益目標、プロモート活動、来場者数目標、委託運営先などについて、5月12日に打ち合わせを行ない、了承されたことを報告した。

2) 2020年オリンピックの年の開催会場について

3月までは幕張メッセの会場が使用できることになった旨を報告した。

8. 防犯・有事委員会報告

大量窃盗情報共有システムについて、石田委員長より説明。10月より全国で進めていくことで確認を行ない承された。

皆川副会長から7月18日10:30~14:30組織委員会で説明いただいた旨の依頼があった。

9. 報告事項

1) 次世代ドラッグストアビジョンの冊子配布について報告した。

2) そらぶちキッズキャン支援助募金報告

青年部会が中心に参加する。常任理事の方もご希望があれば参加してほしい旨のお願いをした。

3) サイバー被害に関する注意喚起の案内を行なった旨を報告した。

4) 悪質な点検商法について、注意喚起の案内が大阪府警察署より届いた旨の報告をした。会員企業に案内予定

10. 平成29年の年間スケジュールについて(～12月)

11月、12月のスケジュールの確認を行ない、次のように決定

■11月30日(水)

政治連盟特別セミナー&ドラッグストア研究レポート報告会

会場:ホテルグランドパレス

■12月 8日(金)

常任理事会、記者会、記者懇談会

会場:メルパルク東京

平成29年度 第3回常任理事会 議事録

日 時:平成29年6月5日(月) 10:15~11:00 常任理事会

会 場:ホテルグランドパレス 3階 牡丹・あやめの間

欠 席:榊原委員長、奥谷常任理事

議 事:

1. 平成29年度 第18回通常総会 他の開催について

出席状況、全体スケジュール、役割分担の確認、委員長人事等についての説明があり、出席者から了承された。

2. 検体測定室ガイドラインの見直し要望について

検体測定室のガイドラインに関して、見直しされることが決まり、具体的修正箇所を指摘したことが報告された。上期中の見直しが期限である。

3. 医薬品のネット販売について

オンラインフリーマーケットに医薬品が出品されていること、大手

ネット販売サイトで、第1類医薬品の、薬剤師による一往復半ルールが形骸されていることなどを指摘し、ルールどおりの運営ができるよう、要請したことが説明された。

4. 次世代ドラッグストアビジョン冊子の配布について

2分冊に分けた状態で、現在印刷中であり、近々配布されることが説明された。

5. その他

次回、第4回常任理事会(8月4日)の開催確認と、年内の協会会議体のスケジュールが確認された。

平成29年度勤務薬剤師会第1回運営委員会 議事録

日時:平成29年5月12日(金) 13:00~15:00

場所:JACDS東京事務所

欠席 ウエルシア薬局 高田部長

小田会長挨拶

・常任理事会で勤務薬剤師会の組織変更の案が出ていて、理事会・総会で決定する。

議 事

1. 常任理事会での決定事項について

宗像事務総長より報告を行った。

・組織委員会で意見が出た。

・既存の団体では対応できない問題が多くある。

・偽薬の問題への対応

→薬歴の時は早い対応に好印象であった。

→厚労省に当協会、日薬、保険薬局協会と呼ばれたとき、横並びであった。

・勤務薬剤師をどうするのかと聞いてもその回答はない。

・調剤はドラッグストアで8000億円、シェア10%客数と来店頻度が高まる。薬価も毎年見直し。

→調剤事業推進委員会から調剤推進委員会に変更する。

調剤の比率を高めるには多くの薬剤師が必要になる。

・薬学研修の研修先は環境がバラバラである。

・勤務薬剤師会のあり方については前面に打ち出すべきこと。そこで準備委員会を立ち上げることとした。

・テーマ、どういこうを、いつ頃までにするのか検討してほしい。

・いろんなご意見を出していただき、対応はどちらにするか、もしくは連携するかは事務局で判断する。

→処方箋のFAX代を払っている。電子処方箋に変わったときになくなるのではないかと考えている。

→非処方箋薬を増やしていくと優位になるのではないか。

→混合診療が認められれば、増えていくと考える。診療報酬の違いによる薬価の差で競争が生まれてきている。

・常任理事会でもこういった話題が多く出ている。しっかりと議論して準備を進めていきたい。

2. 認定薬剤師研修について

中澤専務理事より報告。

第17回 JAPANドラッグストアショーで開催した勤務薬剤師会主催第1回薬剤師学術セミナーについて

・年齢はばらけていて、女性が若干多い。

・千葉県から来られた方が多い。

○参加者からのご意見・感想

・テーマの設定、講師の人選が非常に良かった。

・今後も続けるかどうかについては回答したすべての参加者から、続けてほしいのご意見であった。

・開催日を金曜日にしてほしい。

・ドラッグストアショーを見学する時間がない。

・関西など別の場所でもやってほしい。

・テーマ(OTCと調剤、MR、在宅)について、多職種連携、緑内障、

- 健康サポート薬局、地域包括ケア、公費、他
- 講義別の感想一覧も見て頂いた。
- セミナーの成果と問題点
- ・認定の申請から実施にいたるまで、認定機構のプロバイダーにはなれなかったが、日本薬剤師研修センターの研修団体として、実施することができた。
- ・講師のレベルも高く、研修のアピールも業界内外にすることができた。
- ・参加人数が少なかったことが今後の課題。会員企業の窓口担当者には案内が送っているが、薬剤師に届いていなかった。

3. 委員からの意見

- ・学術セミナーが突破口となったのではないかと考えている。経営者側になるのか、薬剤師に寄り添う形になるのか考える必要がある。また、シリーズにしていく必要がある。また、その講義内容をDVDにして配布するなど、すればいいのではないか。
- ・薬剤師は会員制として会費とり、ID、パスワードを発行して、情報提供を直接していくべきではないか。
- ・組織を作るのであれば、需要があるものについてはしっかりやっつけていかなければ入ってもらえないのではないか。
- ・UAゼンセンの中にドラッグストア部会が出来、薬剤師の参加が多く、同じようなことを検討している。
- ・病院の若手のドクターとの連携、ある大学病院と300のクリニックとシステム連携する。病名も出す。
- ・地域で健康を作るなどの動きもある。これを業界全体でやっていけないだろうか。
- ・夜間や休日などの疑義照会はどうするか。在宅介護は1日6名まで、オーソライズドジェネリックなどのおかしな制度がある。薬事法上の使用期限はないため、過ぎていても取り締まりは出来ない。(ワクチンや麻薬はある)

4. 今期の活動について

- ・新委員会のなかで、1年かけてどういった組織にしていくか検討する。
- ・研修についても新委員会の中であわせて検討していくと考えられる。

5. 次回の日程

平成29年度勤務薬剤師会第2回運営委員会
 日時:平成29年7月14日(金)13:00~15:00
 場所:JACDS東京事務所

平成29年度第1回 法制委員会 議事録

日時:平成29年5月30日(火)11:30~14:30
 場所:日本チェーンドラッグストア協会 東京事務所
 出席者:

- 委員長 関 伸治 (株)セキ薬品 代表取締役社長
- 委員 長基 健司 (株)コメヤ薬局 代表取締役
- 委員 梶原 秀樹 (株)ブレひまわり 代表取締役
- 委員 宮本 幸俊 (株)宮本薬局 代表取締役
- 委員 徳廣 英之 (株)トモズ 代表取締役社長
- 委員 藤代 庸一 (株)マツモトキヨシホールディングス
 人事部 採用担当部長
- 委員 関口 一徳 (株)カワチ薬品 ヘルスケア推進部
 ヘルスケアソリューション室
 兼ドラッグインフォメーション室 室長
- 委員 田中 賢一 (株)カワチ薬品 店舗運営部
 薬事行政担当サポートリーダー
- 事務局 中澤 一隆 JACDS専務理事

議事

1 二重申請に関する国規制の緩和

事務局から状況説明の後、意見交換。調剤をせず、2類・3類の販売の場合でも薬剤師の常駐(それができなければ閉鎖)を求める現行ルールの改善を求めることで一致。当面は、国と協会との協議を見守ることとなった。

2 かかりつけ薬剤師と労働基準法

事務局からの作成資料に基づく現状説明の後、意見交換。「電話相談は月に1回あるかないか、薬局に戻り調剤するケースはこれまでない」との報告があり、せいぜい少額の手当を出すかどうかで対応可能ではないかとの意見が多く見られた。他方、かかりつけ薬剤師にプライベートで電話をかけてきて、2~3時間に及ぶケースのあることを問題視。現状については、国との意見交換時に問題提起することとなった。

3 在宅調剤の現状と方向性

事務局からの資料に基づく現状説明の後に意見交換(健康サポート薬局の要件となっているため)。在宅の普及の必要性はあるものの、現状では採算性に乏しいという意見がある一方、対応可能な旨を店舗で表示するだけで依頼が増え、しかも増員することなく対応できているとの事例が披露された。在宅については、生活雑貨の販売効果も期待できるとの意見もあり、次年度の介護報酬・診療報酬のダブル改定を注視することとなった。

4 次回委員会(国との意見交換)の準備

意見交換のテーマは、健康サポート薬局と二重申請問題(協議の進捗を見ながら最終的にテーマとするかどうか決定)。11時30分に集合し、13時からの意見交換前に最終打ち合わせを行うことを決定。委員長から委員全員に対し、「活発な意見交換にしたいので、よく準備してほしい」旨の要請があった。

5 その他

次々回は11月29日と決定。テーマは、働き方改革の業界への影響について。これ以外にも委員から要望があれば事務局に連絡することとなった。

以上

協会からのお知らせ

次々ページ以降に各項目の詳細資料を掲載しています。

1. 登録販売者試験受験対策支援

☆平成 29 年度 登録販売者試験情報(平成 29 年 8 月 7 日一般社団法人 日本薬業研修センター調べ)を掲載しました。【資料 後頁 1 ページ分あり】

☆登録販売者試験受験対策 2016 年実施過去問題集の完売に伴う対応について

2016 年実施過去問題集は大変な好評をもって完売いたしました。希望者には、2015 年実施過去問題集を販売いたします。2015 年実施過去問題集と 2016 年実施過去問題集は、問題出題範囲の内容は変わっておらず、2017 年の登録販売者試験に活用できる内容です。

URL http://www.jacds.gr.jp/tourokuhanbaisya/moushikomi_2017.xls

☆ヘルス&ビューティ用語事典、ドラッグストア・流通用語事典も引き続き販売しております。

ご案内 URL: <http://www.jacds.gr.jp/yougo/yougoannai.pdf>

申し込み用紙 URL <http://www.jacds.gr.jp/yougo/yougomoushikomi.pdf>

2. 「コンシェルジュマスター研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会の基本方針にも掲げられ、業界をあげて取り組む「街の健康ハブステーション」構想にかかせないのは、健康案内人「コンシェルジュマスター」の育成です。日本薬業研修センターでは、生活者の健康寿命延伸に貢献できる「コンシェルジュマスター」を養成する「コンシェルジュマスター研修」をスタートしました。生活者の健康寿命延伸のため、ドラッグストアで様々な健康と美容の相談や要望、悩みに対応していく重要な役割を担うため、「コンシェルジュマスター研修」をご活用下さい。

【資料:後頁 2 ページ分あり】

3. 「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会と日本薬業研修センターが協力して実施する厚生労働省の「健康サポート薬局研修」についてご案内いたします。

【資料:後頁 6 ページ分あり】

4. 介護情報提供員の募集について

「介護」に関する様々な内容の概要や介護情報へのアクセス手段等の説明を行うサポートは、店舗の信頼をより高めるものです。ぜひ、地域生活者の信頼を勝ち得ることができる「介護情報提供員」を養成し、今後、介護に関する情報提供体制の環境づくりにご活用願います。

【資料:後頁 2 ページ分あり】

5. 薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内

薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務です。本研修は、厚生労働省に提出し確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。【資料:後頁 2 ページ分あり】

6. 「アドバイザー養成講座」受講生を募集中

ヘルスケアアドバイザー、ビューティケアアドバイザーの10月生、漢方アドバイザーの8月生の受講生募集中です。一人でも多くの方が受講し、各店頭でのアドバイスのスキルアップを目指してください。

【資料：後頁2ページ分あり】

7. ダブルライセンス認定制度を実施

JACDSでは、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者でアドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方に新しい認定名を付け、生活者の信頼や本人の自信を高める人材育成につなげています。ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成の制度として、ご活用ください。

【資料：後頁2ページ分あり】

8. 一般財団法人 日本ヘルスケア協会 ご案内

健康食品・介護食品の新しいマーケット創造はリアル店舗でないと実現しません。この研究会はスーパーマーケットやドラッグストアの企業や団体が参画し、メーカー・卸・サポート企業が協働することで健康食品市場を拡大させる唯一の研究会です。

【資料：後頁5ページ分あり】

9. 一般財団法人 日本ヘルスケア協会 (JAH) 活動発表会 及び第1回 日本ヘルスケア学会 年次大会 開催の御案内

一般財団法人日本ヘルスケア協会 (JAH) は、来る9月1日(金)、2日(土)の両日、東京大学・弥生講堂におきまして、「一般財団法人日本ヘルスケア協会活動発表会 第1回日本ヘルスケア学会 年次大会」を開催致します。これからの業務に直結する極めて重要な内容となりますので、ぜひご参加ください。

【資料：後頁5ページ分あり】

10. 「薬剤師賠償責任保険」のご案内

薬局(店舗販売業)契約、勤務薬剤師契約ともに毎月、中途加入が可能です。別紙詳細を参照のうえ、ぜひご加入ください。

【資料：後頁3ページ分あり】

11. 「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援について

引き続き、JACDSではそらぶちキッズキャンプ募金を支援しています。ご協力をお願いします。

【資料：後頁1ページ分あり】

平成29年度 登録販売者試験情報

一般社団法人 日本薬業研修センター調べ(平成29年8月7日)

都道府県	試験日	合格発表日	受験手数料	公示日
北海道	8月30日(水)	10月2日(月)	¥18,100	
青森県	8月30日(水)	10月2日(月)	¥17,600	
岩手県	8月30日(水)	10月2日(月)	¥17,600	
宮城県	8月30日(水)	10月2日(月)	¥17,600	
秋田県	8月30日(水)	10月2日(月)	¥17,600	
山形県	8月30日(水)	10月2日(月)	¥17,600	
福島県	8月30日(水)	10月2日(月)	¥17,600	
茨城県	9月7日(木)	10月6日(金)	¥15,000	
栃木県	9月7日(木)	10月6日(金)	¥15,000	
群馬県	9月7日(木)	10月6日(金)	¥15,000	
埼玉県	9月10日(日)	10月10日(火)	¥15,000	
千葉県	9月10日(日)	10月10日(火)	¥14,000	
東京都	9月10日(日)	10月10日(火)	¥13,600	
神奈川県	9月10日(日)	10月10日(火)	¥14,200	
新潟県	9月7日(木)	10月6日(金)	¥15,000	
富山県	9月6日(水)	10月20日(金)	¥15,000	
石川県	9月6日(水)	10月20日(金)	¥15,000	
福井県	8月20日(日)	10月6日(金)	¥13,000	
山梨県	9月7日(木)	10月6日(金)	¥14,000	
長野県	9月7日(木)	10月13日(金)	¥15,300	
岐阜県	9月6日(水)	10月20日(金)	¥15,000	
静岡県	9月6日(水)	10月20日(金)	¥15,000	
愛知県	9月6日(水)	10月20日(金)	¥15,000	
三重県	9月6日(水)	10月20日(金)	¥15,000	
滋賀県	8月20日(日)	10月6日(金)	¥14,000	
京都府	8月20日(日)	10月6日(金)	¥13,000	
大阪府	9月7日(木)	10月20日(金)	¥13,000	
兵庫県	8月20日(日)	10月6日(金)	¥13,000	
奈良県	8月29日(火)	10月13日(金)	¥13,000	
和歌山県	8月20日(日)	10月6日(金)	¥13,000	
鳥取県	11月1日(水)	12月12日(火)	¥14,000	
島根県	11月1日(水)	12月12日(火)	¥14,000	
岡山県	11月1日(水)	12月12日(火)	¥14,120	
広島県	11月1日(水)	12月12日(火)	¥15,000	
山口県	11月1日(水)	12月12日(火)	¥14,070	
徳島県	10月24日(火)	12月1日(金)	¥15,000	
香川県	10月24日(火)	12月1日(金)	¥15,000	
愛媛県	10月24日(火)	12月1日(金)	¥15,000	
高知県	10月24日(火)	12月1日(金)	¥15,000	
福岡県	12月17日(日)			8月中旬
佐賀県	12月17日(日)	1月30日(火)	¥13,000	
長崎県	12月17日(日)	1月30日(火)	¥13,000	
熊本県	12月17日(日)	1月30日(火)	¥13,000	
大分県	12月17日(日)	1月30日(火)	¥13,000	
宮崎県	12月17日(日)	1月30日(火)	¥13,000	
鹿児島県	12月17日(日)	1月30日(火)	¥13,000	
沖縄県	12月17日(日)	1月30日(火)	¥13,000	

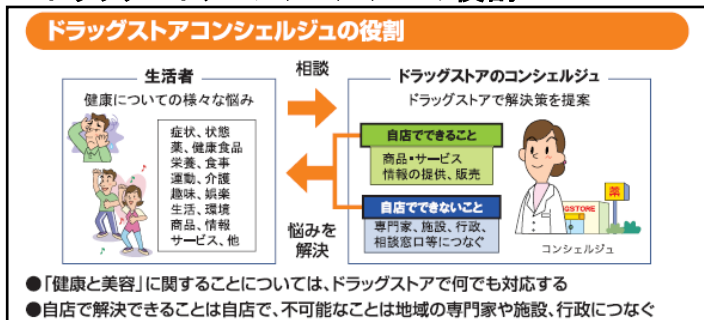
※詳細は各都道府県に確認願います。

幅広い健康づくりのためのプログラムを学習できる 「コンシェルジュマスター研修」スタート

日本チェーンドラッグストア協会の基本方針にも掲げられ、業界をあげて取り組む「街の健康ハブステーション」構想にかかせないのは、健康案内人「コンシェルジュマスター」の育成です。

日本薬業研修センターでは、生活者の健康寿命延伸に貢献できる「コンシェルジュマスター」を養成する「コンシェルジュマスター研修」をスタートしました。生活者の健康寿命延伸のため、ドラッグストアで様々な健康と美容の相談や要望、悩みに対応していく重要な役割を担うため、「コンシェルジュマスター研修」をご活用下さい。

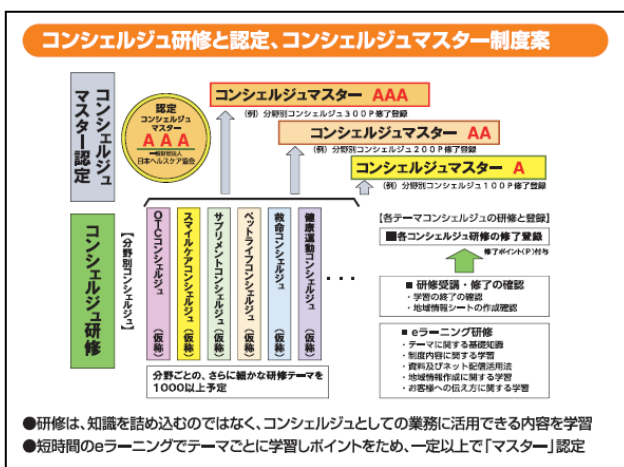
■ ドラッグストアコンシェルジュの役割 ■



健康維持や健康づくりにかかわる相談ごとは、幅広くあります。薬やサプリメント、食事、運動、介護、環境、趣味など、日常生活にかかわる数多くの相談に、ドラッグストアで対応しなければなりません。

生活者からの相談に、自店で取扱っている商品やサービスを提供して悩みを解決したり、自店では解決できない場合は、地域の専門家や相談窓口の紹介を行うことが重要です。

■ コンシェルジュ研修と認定 ■



日本薬業研修センターでは、コンシェルジュ研修として、1000以上の幅広い健康に関わる研修テーマを用意し提供していきます。

医薬品やスマイルケア、ペットなどの分野ごとに細かなテーマの研修を用意し、テーマを修了するごとに内容に応じて数ポイントが付与されます。

ポイント数により、「コンシェルジュマスターA」、「コンシェルジュマスターAA」、「コンシェルジュマスターAAA」の称号が、一般財団法人日本ヘルスケア協会（認定委員会）より与えられます。

■ 会員向けコンシェルジュ学習内容 ■

コンシェルジュマスター研修のコンテンツ内容	
コンテンツの範囲	健康と美容およびその周辺テーマに関するコンテンツに特化した内容
提供する3つの情報	「基本情報」と「コンシェルジュ研修情報」「商品・サービス情報」の3情報提供
・基本情報	基本用語、成分、疾病や症状対応、使用方法等に関する情報提供
・コンシェルジュ研修情報	各テーマごとに、コンシェルジュ機能を修得できる情報
・商品・サービス情報	メーカー協力による商品紹介（法律に抵触しない範囲・方法で）
地域情報の収集	店舗周辺の専門施設や機関、組織、サービス事業者、行政窓口などを調べて記録
添付情報	公的資料、協力者制作資料、動画、メーカーCM等をリンク、情報精度を高める情報

会員向けコンシェルジュ研修は、知識を詰め込むことを目的にしておらず、生活者の悩みを一緒に解決する方法を探せることを目的としています。そのため学習内容は、相談窓口としての一定の基礎知識や書籍、データなどの資料を活用し悩みを解決する方法の提案を行うための学習となっております。

また、自店で解決できない相談には、地域の専門家や施設などを紹介、案内できるように知識情報をまとめたフォームや資料の作成を行います。

「コンシェルジュ研修コース」テーマ(一例紹介、1000コンテンツを予定)

各テーマは、それぞれ複数のコンテンツで構成されています。

■オリエンテーション講座	
■食と健康	
	コンテンツ
食と栄養	食と健康の分類/食品表示と景表法/プロテイン活用法/他
スマイルケア食	そしゃく・えん下・とろみ調整食品/水分補給と脱水症/口腔ケアと関連商品/その他
スマイルケア食「赤」	摂食・えん下と誤えん・誤嚥性肺炎
機能性表示食品	機能性表示食品制度/NMCDの正しい活用法/他
その他	疾病別・状態別おいしい食事ネットサービス/その他
■ヘルスケア	
	コンテンツ
医薬品	成分と薬効/医薬品の提供制度/漢方医薬品の活用法/その他
ヘルスケア用品	応急処置法、テーピング法、用品の正しい活用法/他
サポート用品	オーラルケア法/スキンケア法/部位別管理法/その他
■ビューティケア	
	コンテンツ
化粧品	メイクの基本/TPOメイク法/フェイスマッサージ法/その他
ビューティケア用品	スキンケア用品活用法/メイク用品活用法/その他
サポート用品	美顔用品活用法/用途別サポート用品活用法/その他
■加齢生活ケア	
	コンテンツ
加齢用品	加齢の基本知識/尿漏れパット活用法/TPO対処法/その他
介護用品	介護の基本知識/紙おむつの正しい選び方と使い方/その他
サポート用品	疾病・怪我予防用品活用法/介助・介護用品活用法/他

■ベビーケア		コンテンツ	
ベビー用品	赤ちゃんの食事/赤ちゃんの入浴/赤ちゃんの睡眠/その他	ベビーケア	赤ちゃんの健康/赤ちゃんの快適生活/赤ちゃんの行事/その他
妊娠・出産	妊娠から出産までの基本知識/快適マタニティライフ/その他	■健康維持生活	
		コンテンツ	
健康運動	ながら筋トレ体操/ながら生活運動/高齢者と運動/その他	ペット飼育	ペットフード知識/ペットの健康と飼育/ペットと社会/その他
救急救命	心肺停止状態蘇生法/AED機器活用法/予防法/その他	■健康関連制度	
		コンテンツ	
薬機法	医薬品の分類/販売制度/薬局許可/店舗販売業/調剤業務/他	医療費控除制度	医療費控除/セルフメディケーション税制/その他
社会保障制度	国民医療費/健康保険制度/健康寿命延伸政策/その他	■その他	
		コンテンツ	
部位別ケア	ネイルケア・ネイルアート法/ヘアメイク法/膝・腰元氣法/他	部位別対処法	フットケア・管理法/毎日の肌管理法/受診勧奨法/その他
美と健康管理	検査数値の読み方/検査機器の正しい使い方と管理法/他	地域情報	分野別関係機関・施設・行政等の把握/地域健康情報/その他
その他	疾病の診療所・病院・専門病院の治療/関係機関の仕事/その他		

■ コンシェルジュ研修受講方法 ■

学習方法：eラーニング(セルメ・プラザから学習できます)

年会費：2017年秋頃までは無料で受講が可能

受講対象者：登録販売者、薬剤師、など主に店舗販売従事者向け(次の方には特典有)。

申込方法：日登協A会員の方以外は、日本薬業研修センターまでお問合せ下さい。

※日登協A会員の方でも、JACDS認定アドバイザーの方は、ポイント加算を行うため、日本薬業研修センターまでお問合せ下さい。

	特典	コンシェルジュ会員申込
日登協A会員	無料で受講できます。 (2017年秋以降も無料で受講できます。)	不要です。セルメ・プラザに登録後、自動的にセルメ・プラザの教育コースのページに「コンシェルジュマスター研修」をアップします。
JACDS認定アドバイザー	オリエンテーション講座受講後、マスターA認定が交付され、その後無料で受講できます。 (2017年秋以降も無料で受講できます。)	日本薬業研修センターにお問合せ下さい。ポイント加算を行います。

コンシェルジュ研修受講申込・問合せ先：日本薬業研修センター

TEL:045-478-5453 FAX:045-478-5461 Mail:cme@yakken-ctr.jp

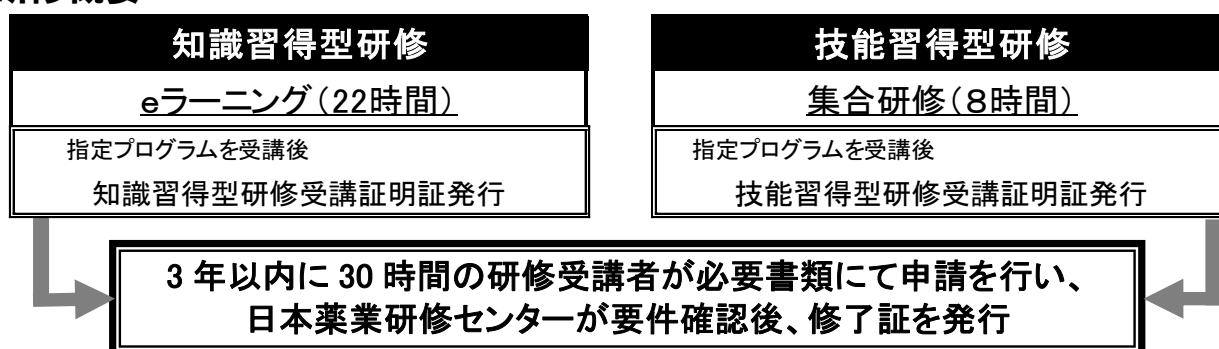
～厚生労働省基準に適合し、実践に活用できる～ 「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会では日本薬業研修センターと協力し、2016年4月からスタートしました、地域における薬局機能向上に向けた厚生労働省の「健康サポート薬局制度」に求められている研修を実施しております。

本研修で使用するテキストは、地域の健康情報拠点薬局として必要な知識を、地域住民目線で分かりやすく説明できるテキストとなっているため、より実務に役立つ研修となっております。今後の地域連携への対応能力の向上や、OTC薬の適正な販売と情報提供に活用いただける研修内容となっている本研修に、ぜひお申込み下さい。

なお、日本薬業研修センターが行う健康サポート薬局に係る薬剤師研修プログラムは、厚生労働省の指定確認機関(公益社団法人日本薬学会薬学教育委員会第三者確認委員会:委員長 赤池昭紀)による確認の結果、適合とされました。

■研修概要



■研修内容と実施形式、学習方法

1) 知識習得型研修

eラーニングで実施します。

研修内容	時間数	実施形式と学習方法
知識習得型研修		eラーニング
①講座: 地域住民の健康維持・増進	2時間	[学習の流れ] ①講座から順番にテキストを学習する。 (PDFのテキスト) ↓ 各講座ごとにテキスト学習終了後、確認試験実施。 70%以上の合格ラインを目指す。* ↓ 合格したら、次の講座に進む。 ↓ ※順番通りの学習となり、確認試験を実施していないと次に進めない仕組みとなっている。 確認試験は、13回(各講座1回) *第1講座のみ、食事バランスシートの作成・提出有
②講座: 要指導医薬品等概説-1	8時間	
③講座: 要指導医薬品等概説-2		
④講座: 要指導医薬品等概説-3		
⑤講座: 健康食品、食品	2時間	
⑥講座: 禁煙支援	2時間	
⑦講座: 認知症対策	1時間	
⑧講座: 感染対策	2時間	
⑨講座: 衛生用品、介護用品等	1時間	
⑩講座: 薬物乱用防止	1時間	
⑪講座: 公衆衛生	1時間	
⑫講座: 地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	1時間	
⑬講座: コミュニケーション力の向上	1時間	

2) 技能習得型研修

内容により3つの区分に分け、実施します。1日8時間のスケジュールを組み、3区分の研修を行いますので、1つだけでも複数でも受講できます。

研修内容		時間数	実施形式と学習方法
技能習得型研修			講義と演習(グループ討議形式)
I 研修:	健康サポート薬局の基本理念	1時間	ビデオ、グループ討議、総評
II 研修:	薬局利用者の状態把握と対応	4時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評
III 研修:	地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	3時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評

※知識習得型研修と技能習得型研修は、どちらを先に受講してもかまいません。
ただし、最初に受講した研修から3年以内にすべての30時間の研修の受講を終了して下さい。

■研修形式と受講料、入金時期

1) 研修形式

本研修の研修形式は次の2通りです。

A研修	研修センターまたは、受講者が所属する企業・団体以外が日程・会場を設定し開催する研修
B研修	受講者が所属する企業・団体が日程・会場を設定し開催する研修※

※B研修は、団体、企業の状況、希望にあわせて、企業・団体に所属する薬剤師が受講しやすくすることを目的としています。B研修の会場費、講師料等は当該企業・団体で負担いただきます。受講者が所属する企業・団体が実施する研修に企業・団体がとりまとめて、申込をした場合は以下の各項目のB研修の受講料が適用されます。

2) 受講料と入金時期

(税込)

受講料と入金時期		JACDS会員価格(協力団体会員価格)※ (申込:企業・団体一括、個人)			一般価格 (申込:企業・団体一括、個人)		
		A研修	B研修	入金時期	A研修	B研修	入金時期
★技能習得型	I・III	2,250円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金	3,750円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金
	II	2,250円	1,500円		3,750円	1,500円	
知識習得型		1,500円	1,000円	事前入金	2,500円	1,000円	事前入金
計		6,000円	4,000円		10,000円	4,000円	

※JACDS会員企業に勤務の方は、協力団体会員価格で受講いただけます。

★技能習得型研修受講料 I・IIIは、2講座あわせた金額です。どちらかのみ受講の場合でも指定の金額が必要です。

① **B研修を実施する企業・団体に所属している場合でも、他企業・他団体が実施するB研修を受講する場合は、A研修の料金が適用されます。**

② 受講料の中に、修了証交付費用(各自がネットからダウンロード)が含まれています。別途、紙媒体の修了証の作成を希望の場合は、1枚 500円で作成し、郵送します。

③ 入金確認後、会員番号とパスワードをご連絡します。

知識習得型研修の受講は、知識習得型研修の受講料が入金された翌月から受講できます。技能習得型研修は、受講人数が30名以上参加いただける見込みがある会場から随時開催します。B研修につきましては、人数に制限はありません(30名未満でも可)。

【振込先】 みずほ銀行 虎ノ門支店 普)2966970 一般社団法人 日本薬業研修センター
シャ)ニホンヤクギョウケンシュウセンター

■技能習得型研修開催予定

現在、以下の地区で受講者を募集しております。

この日程で申込を希望の方は、後頁の申込書①に必要事項を記入のうえ、お申込み下さい。

他地区での受講を希望の場合、または知識習得型研修を先に受講希望の場合は、後頁の申込書②に必要事項を記入のうえ、お申込み下さい。

〔2017年7月～10月開催 技能習得型研修開催予定日程・地区〕

今後、この日程以外に開催希望者が多く集まった地区について、開催します。

開催日	地区	会場	研修時間
7月2日(日)【開催済】	東京都渋谷区	協励会館	9時～17時40分予定 I 研修:9時～10時 「健康サポート薬局の基本理念」 III 研修:10時10分～13時10分 「地域包括ケアシステムにおける 多職種連携と薬剤師の対応」 II 研修:13:40分～17時40分 「薬局利用者の状況把握と 対応」
7月30日(日)【開催済】	宮城県仙台市	戦災復興記念館	
2017年9月3日(日)	大阪府大阪市	日邦・大阪センター	
2017年9月10日(日)	愛知県名古屋市	日邦・名古屋連絡所	
2017年9月24日(日)	北海道札幌市	日邦・札幌出張所	
2017年10月15日(日)	福岡県福岡市	日邦・福岡営業所	
2017年9月22日(金)	東京都文京区	MK御茶ノ水ビル	

※【開催予定】上記日程の他に、神奈川地区、京都地区等での開催を調整中です。

※各会場、30名以下の場合は開催を見合わせる場合があります。

※III研修「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」につきましては、同一の都道府県参加者によるグループディスカッションを行います。同一都道府県の参加が少ない場合は、参加を見合わせていただく場合があります。

■申込・受講の流れ

〔技能習得型研修〕

募集・申込

- ・研修センターHPで技能習得型研修の開催日程をご案内しますので、日程をお選びください。
- ・希望地区の開催が決まっている場合は、日程と地区を選び、お申込み下さい。
開催が決まっていない場合は、希望の地区を記載の上、お申込み下さい。日程が決まり次第、ご連絡します。



受講開始

- ・技能習得型研修の開催が決まったら案内を送付します(案内は、すべてメールで送信します)。

参加希望者の多い地区から随時開催します。
研修の開催状況は、研修センターのホームページ(<http://www.yakken-ctr.jp/kensup>)でご案内します。



HPに掲載している申込書などからお申込み下さい。
企業で申込の場合は、できるだけ受講者の受講状況管理のため、企業で取りまとめてお申込み下さい。



技能習得型研修の開催地区が決まったら、事務局から連絡させていただきます。
※研修受講前に、できるだけ地域包括支援センターを訪ね、配布資料や実際の活動についての調査を行ってください。

〔知識習得型研修〕

受講申込・受講開始

- ・知識習得型研修は、技能習得型研修とは別にお申込みができます。
- ・申込書と入金確認後、受講用のIDとパスワードを送ります。

知識習得型研修は、研修用のホームページ(セルメプラザ)でeラーニングの受講を行います。
手続き完了後、知識習得型研修実施用のご案内を送付します。

■申込方法

1)別紙の「健康サポート薬局研修申込書」に、必要事項を記入の上、メールまたはFAXにてお申込下さい。

●2017年7月～10月 技能習得型研修開催予定地区をお申込みの方 … 後頁申込書①

●開催が決まっていない地区、または先に知識習得型研修の受講をお申込みの方 … 後頁申込書②

・最初に、受講人数と技能習得型研修の希望地区についてお知らせください。

希望地区が未定の方は、blankでも構いません。

・企業申込の場合は、後日、受講者の名前と薬剤師登録番号の一覧表をデータで送付してください。

・できるだけ、受講者の受講状況管理のため、企業取りまとめにて企業一括申込みをお願いします。

2)企業一括申込の場合は、技能習得型研修のB研修での実施を検討して下さい(A研修の受講も可能です)。

・希望の地区、日程での開催が可能となり、費用の軽減化が可能となるB研修での実施については、以下の「■B研修実施について」をご覧くださいか、事務局までお問合せ下さい。

3)技能習得型研修の開催地区については、A研修の場合は、原則参加希望者が30名以上になった時に開催日程を決定します(B研修につきましては、人数に制限はありません)。

・申込時の希望地区で開催が決まっていない場合は、開催が決定次第、ご連絡させていただきます。

・研修センターのHPでも開催日程地区の一覧表を作成し、閲覧できるようにします。

・Ⅲ研修については、勤務先が同一都道府県の方々のグループ研修を行いますので、同一都道府県の参加者が少ない場合、参加を見合わせていただくことがあります。

■申込手続きの流れ

1)企業申込の場合

①申込書に、受講希望者数を記入し、FAX、またはメールにてお申し込みください。

②事務局より、ご記入頂いた連絡先メールアドレスへ会場別受講申込者一覧のデータを送付します。

③開催日の2週間前までに受講案内を企業宛にメールにて送付します。

当日の受付時に必要となりますので、受講者へお渡しください。

④後日、参加した受講者数をもとに請求書を作成し、企業担当者様へ送付いたします。

2)個人申込の場合

①申込書に必要事項を記入し、FAX、またはメールにてお申し込みください。

②事務局より、ご記入頂いた連絡先メールアドレスへ受付完了と振込先をご案内します。

開催の2週間前までに、お振込み願います。

③入金確認後、開催日の2週間前までに受講案内をメールにて送付します。

■B研修実施について (詳細は日本薬業研修センターHPをご参照下さい)

団体、企業の状況、希望にあわせて、日程、会場、講師、監査員の手配を当該団体・企業で行うことにより、費用の軽減化を図り、受講の機会を増やします。ぜひ、B研修実施をご検討下さい。

・講師は研修センターの認定が必要となり、薬局実務実習の認定指導薬剤師の方、企業内の薬剤師研修や事業研修等のカリキュラム作成や講師経験を有している方、行政の保健分野に従事した経験を有する方などが対象となります(研修センターに講師を有料で依頼することも可能です)。

・公募が原則ですので、開催会場の席数の10%以上は公募枠となり、B研修実施団体・企業に所属以外の受講者の受け入れをお願いします。公募は、研修センターが行います。

・実施団体・企業には、参加された当該団体・企業所属以外の人数分の還付金をお支払します。

申し込み・
問合せ先

一般社団法人 日本薬業研修センター <http://www.yakken-ctr.jp>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-478-5453 FAX:045-478-5461 E-mail:support@yakken-ctr.jp

<http://www.yakken-ctr.jp/kensup>(健康サポート薬局研修サイト)

FAX送信先: 045-478-5461 (日本薬業研修センター行)

7月～10月開催「健康サポート薬局研修」 申込書①

企業 申込	フリガナ 会社名			
	フリガナ 担当者名		部署名 役職	
	住 所	(〒 -)		
	連絡先TEL		連絡先FAX	
	連絡先 E-mail(PC)			
個人 申込	フリガナ 氏名		連絡先 E-mail(PC)	
	住 所	(〒 -)		
	連絡先FAX		薬剤師 登録番号	連絡先TEL
	所属先名 (所在地)		都道 府県	区市 町村

※個人申込の方は、所属先の都道府県と区市町村をご記入下さい。企業申込の方は、後日お名前とともにご連絡願います。

■研修申込み(受講希望人数を記入して下さい。個人申込の方も受講する研修すべてに「1」と記入して下さい。)

※各会場、30名以下の場合は開催を見合わせる場合があります。

No.	開催日	地 区	会 場	受講人数			知識習得型研修	
				I 研修	II 研修	III 研修	人数	開始希望月
1	2017年7月30日(日)	宮城県仙台市	戦災復興記念館	名	名	名	名	
2	2017年9月3日(日)	大阪府大阪市	日邦・大阪センター	名	名	名	名	
3	2017年9月10日(日)	愛知県名古屋市	日邦・名古屋連絡所	名	名	名	名	
4	2017年9月24日(日)	北海道札幌市	日邦・札幌出張所	名	名	名	名	
5	2017年10月15日(日)	福岡県福岡市	日邦・福岡営業所	名	名	名	名	
6	2017年9月22日(金)	東京都文京区	MK御茶ノ水ビル	名	名	名	名	

研修時間は、No1～5は、9時～17時40分、No6は、9時30分～19時を予定しております。

III研修につきましては、同一の都道府県参加者によるグループディスカッションを行います。

同一都道府県の参加が少ない場合は、参加を見合わせていただく場合があります。

■申込手続きの流れにつきましては、前頁に記載の申込手続きの流れをご参照下さい。

**会場設営、およびグループ分けの都合上、開催2週間前までに
申込み者のご連絡をお願いいたします。**

受講者が確定できない場合は、参加枠の確保にも対応いたします。詳しくは事務局へご相談下さい。

問合せ先: 日本薬業研修センター <http://yakken-ctr.jp>
電話 045-478-5453 Email: support@yakken-ctr.jp

※個人情報につきましては、日本薬業研修センターが厳重な管理体制の元で保管し、健康サポート薬局研修会実施の目的のみで使用します。企業申込の方は、登録の内容について企業担当者に連絡する場合がございます。

※III研修では勤務先所在地ごとにグループ分けを行いますので、店舗所在地の都道府県名をご記入下さい。
店舗が移動になった場合は、ご連絡下さい。

企業 申込	フリガナ 会社名			
	フリガナ 担当者名		部署名 役職	
	住 所	(〒 -)		
	連絡先TEL		連絡先FAX	
	連絡先 E-mail(PC)			
個人 申込	フリガナ 氏名		連絡先 E-mail(PC)	
	住 所	(〒 -)		
	連絡先FAX		薬剤師 登録番号	
	所属先名 (所在地)		都道 府県	区市 町村

※個人申込の方は、所属先の都道府県と区市町村をご記入下さい。企業申込の方は、後日お名前とともにご連絡願います。

■ 申込手続きの流れ

- 1) 知識習得型研修と技能習得型研修と、どちらを先に受講してもかまいません。
- 2) 現在、開催が決定している地区については、日本薬業研修センターのホームページでご案内しております。それ以外の地区、日程をご希望の方は、申込書に希望地区と人数をお知らせください。申込み地区と人数により、技能習得型研修の開催地区、日程を決めます。
- 3) 参加希望を出していただいた地区が、開催候補地区となった場合、詳しい案内と申込確定のための案内書をメールにて、ご案内させていただきます。

■ 申込書記入について(受講希望地区と人数の記入をお願いします)

- 1) 企業申込の方は、A研修での受講か、B研修での受講が選択して下さい。地区ごとに、実施方法が異なっても構いません。個人申込の方は、すべてA研修での受講となります。
- 2) III研修については、勤務先が同一都道府県の方々でのグループ研修を行いますので、同一都道府県の参加者が少ない場合、参加を見合わせていただくことがあります。
- 3) 技能習得型研修の参加希望者が30名以上集まり次第、開催地区として決定します。

※健康サポート薬局の研修を修了するためには、技能習得型研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲと知識習得型研修の受講が必要です。

		技能習得型研修							知識習得型研修			
		実施形式		研修名			地区名 (都道府県)	人数			人数	開始 希望月
		A研修	B研修	I	II	III		I 研修	II 研修	III 研修		
〔記入例〕	企業		○	○	○	○	神奈川県	20~25	20~25	15~20	20~25	H29.4頃
			○			○	静岡県			3~5		
		個人	○		○	○	○	大阪府	1	1	1	1

※個人情報につきましては、日本薬業研修センターが厳重な管理体制の元で保管し、健康サポート薬局研修会実施の目的のみで使用します。企業申込の方は、登録の内容について企業担当者に連絡する場合がございます。

※III 研修では勤務先所在地毎にグループ分けを行いますので、店舗所在地の都道府県名をご記入下さい。店舗が移動になった場合は、ご連絡下さい。

ドラッグストアの新しい役割となる JACDS 認定「介護情報提供員」 受講者募集中

超高齢社会の日本では、ドラッグストアは地域の生活支援はもとより、高齢者の新たなニーズを発掘し、新しい役割を担っていくことが重要です。JACDSでは、複雑な介護サービスについて、その地域にあった適正な情報を提供できる専門家を育成する「介護情報提供員制度」を実施しています。「介護」に関する様々な内容の概要や介護情報へのアクセス手段等の説明を行うサポートは、店舗の信頼をより高めるものです。ぜひ、地域生活者の信頼を勝ち得ることができる「介護情報提供員」を養成し、今後、介護に関する情報提供体制の環境づくりにご活用願います。

■ 受講資格

JACDS「ヘルスケアアドバイザー」認定者または受講者

- ※「ヘルスケアアドバイザー」受講者は、認定後に介護情報提供員の認定が行われます。
- ※以前認定者で更新手続きを行わなかった「未更新者」や講座の受講が修了できなかった「未修了者」の方は、再認定および再受講の方法を用意していますので、事務局までお問い合わせ下さい。

■ 受講料

eラーニング … 無料

ネット環境が整っていない方には、別途郵送通信（受講料・税込2570円）も用意しています。

■ 認定方法

eラーニングでテキストを学習後、地域の介護相談内容と相談先一覧マップの作成により、合否判定。

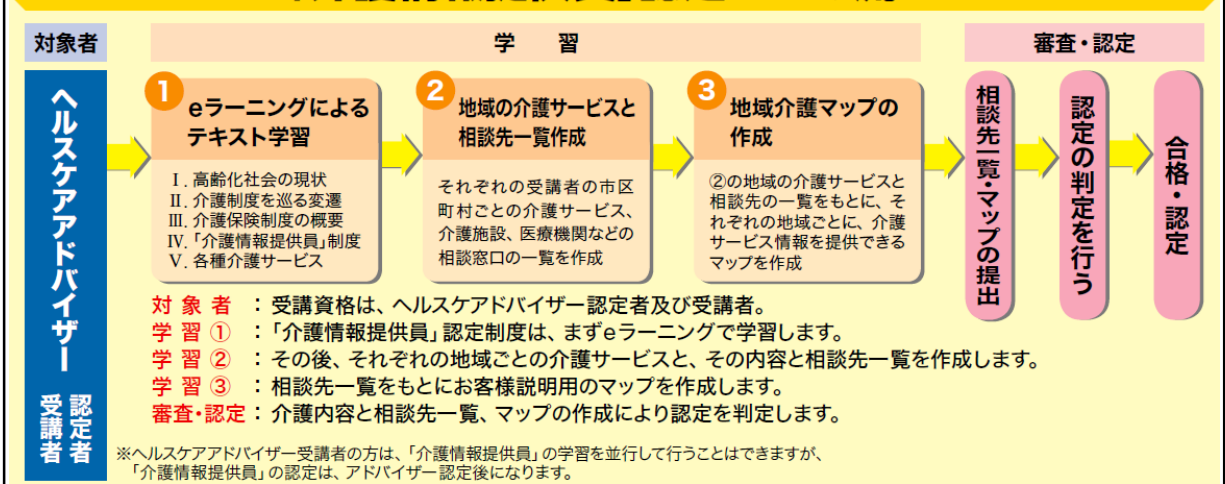
■ 主なカリキュラム

テキスト学習

- I. 超高齢社会を取り巻く日本の現状
- II. 介護制度を巡る変遷
- III. 介護保険制度の概要
- IV. 「介護情報提供員」制度
- V. 各種介護サービス
- VI. サンプル 添削レポートー地域の相談窓口を把握しよう

介護の相談内容と主な相談先一覧の作成
地域の介護マップの作成

「介護情報提供員」認定までの流れ



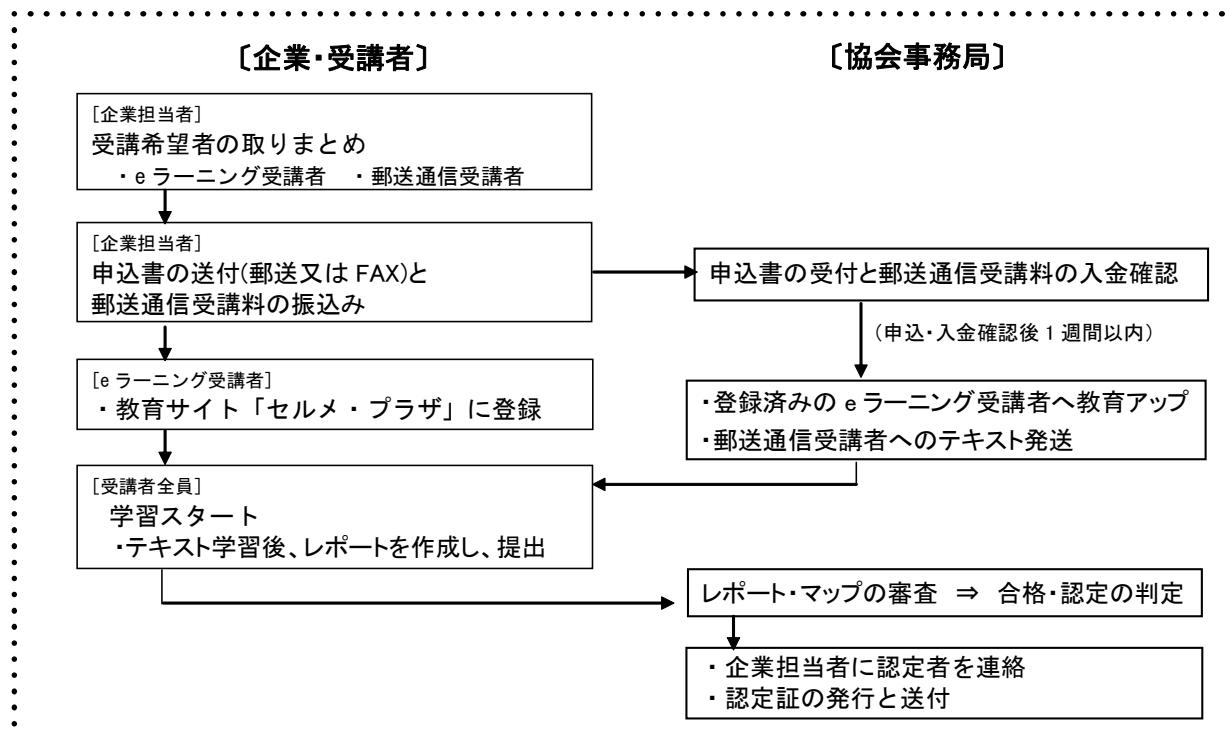
■ 学習の狙い

- ①高齢化社会の現状と介護制度についての概要を学ぶ。
- ②介護・福祉に関わる施設、専門家の役割、サービスについて学ぶ。
- ③地域の実情に合わせた介護・福祉施設、サービスについて学ぶ。
- ④地域の介護事業計画、福祉事業計画、医療計画等について学び、各市町村における介護、福祉、医療施設等の役割を学び、それらとの協力、連携について考える。
- ⑤顧客からの介護に関わる幅広い相談を受けた際に、適切な相談窓口を紹介できる資質を備える。
- ⑥ドラッグストアが地域住民の安心・安全を高めるために、地域の介護・福祉事業者とネットワークを図り、ドラッグストアの新たな役割を創造する。

「介護情報提供員 申込」について

介護情報提供員の企業一括申込みから受講・認定までの流れは以下の通りです。

企業での介護情報体制づくりのためにも、企業で取りまとめたお申込みをお願いします。



「介護情報提供員」の役割

介護情報提供員の役割は、地域ごとの介護サービスとその特徴、それぞれの相談窓口を知り、顧客に適正に相談窓口を提供することです。これから地域包括ケアシステム

の中で、介護、医療、生活支援、予防など分野をシームレスにネットワーク化していく上で、極めて重要な役割が担えるものと期待されます。

受講・申込みにつきましては、ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問い合わせ下さい。

**お申し込み
お問い合わせ先**

JACDS ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-478-5451 FAX. 045-478-5461 e-mail info@hbc-ctr.gr.jp

薬剤師資質向上研修 通信研修・集合研修 募集のご案内

● 資質向上研修の実施は開設者の義務

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)に伴う体制省令により、薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務になります。(体制省令 第2条第1項第7号、および第2条第2項)

薬機法では、薬局、店舗販売業の許可の基準に関して、体制省令で定める基準に適合しないときは改善命令等に該当する場合があります、研修の実施は許可要件となります。

(薬局:薬機法第5条第1項第2号 店舗販売業:薬機法第25条第2項第2号)

● 継続的な資質向上研修を実施中

本研修は、厚労省に提出し、確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。

■ 薬剤師資質向上研修概要(通信研修と集合研修の2つから構成されています)

通信研修(1年間)	集合研修(前期・後期開催)
eラーニング ※1) パソコンを使用し、ネットを通じたテキスト学習と自動採点の問題回答に取り組む	1日 ※2) (年1回以上参加下さい) 最新情報やネット形式では学習しにくい内容をスクール形式で学習
年間プログラム ①症状・部位別医薬品通信研修 12回 ②ヘルスケア実践セミナー 12回	①薬事行政情報 ②医薬品販売業に係る法規と制度 ③専門家のための技術・知識 ④確認試験
指定プログラムを修了 1) 通信研修受講証明証を発行	年1回以上の受講 2) 集合研修受講証明証を発行
※パソコンによるネット環境がなく、通信研修が受講できない場合は、郵送による通信教育も用意しています。 (テキスト代、送料等の実費を含み、3,600円)	※1地区50名以上の参加希望者がいた場合に、開催します。

資質向上研修受講証明証の発行

(3)法律が求める資質向上研修受講証明証を発行

(1)と(2)両方をもとに、体制省令に対応する資質向上研修の受講証明証を発行します。

※必要に応じ、都道府県(保健所)へ資質向上研修を修了した薬剤師の名簿提出等の対応を実施

※通信研修受講中で、受講証明を発行出来ない方へは、求めに応じ、受講歴の証明を発送

■ 受講費用

1) 通信研修 2,570 円 (税込)

受講対象者: JACDS 勤務薬剤師会に加入している薬剤師の方
※郵便による通信研修の場合、テキスト、送料等含め 3,600 円(税込)

2) 集合研修 3,000 円 (税込)

受講対象者: 日本薬業連絡協議会に加盟する団体に加入している企業に勤務している薬剤師の方
※テキスト代を含みます。 ※昼食は各自でご用意願います。

通信研修と集合研修は個別に受講費用が必要となります。

通信研修 集合研修 合計
(2,570 円)+(3,000 円) = (5,570 円)

郵送通信 集合研修 合計
(3,600 円)+(3,000 円) = (6,600 円)

カリキュラム

1) 通信研修

□ 症状・部位別医薬品通信研修				※基礎講座1から順番に学習します。			
○ 基礎講座		20	咳②	40	爪から見える病気②	17	強心薬・高コレステロール改善薬・貧血薬(前半)
1	胃腸症状	21	禁煙①	41	すり傷・切り傷・やけど①	18	強心薬・高コレステロール改善薬・貧血薬(後半)
2	疲労・虚弱	22	禁煙②	42	すり傷・切り傷・やけど②	19	抗アレルギー薬・鼻炎薬・点鼻薬(前半)
3	目の症状	23	肩こり①	○ 応用講座		20	抗アレルギー薬・鼻炎薬・点鼻薬(後半)
4	かぜ症候群	24	肩こり②	1	胃腸薬(前半)	21	解熱鎮痛薬・生理痛専用薬(前半)
5	一般用検査薬	25	頭痛①	2	胃腸薬(後半)	22	解熱鎮痛薬・生理痛専用薬(後半)
6	アレルギー症状	26	頭痛②	3	便秘薬(前半)	23	眠気防止薬・睡眠改善薬・小児鎮静薬(前半)
7	動悸・更年期症状①	27	腰痛・関節痛①	4	便秘薬(後半)	24	眠気防止薬・睡眠改善薬・小児鎮静薬(後半)
8	動悸・更年期症状②	28	腰痛・関節痛②	5	止瀉薬・整腸薬(前半)	25	皮膚疾患薬(前半)
9	痛み(解熱鎮痛薬)①	29	口内炎①	6	止瀉薬・整腸薬(後半)	26	皮膚疾患薬(後半)
10	痛み(解熱鎮痛薬)②	30	口内炎②	7	滋養強壮薬(前半)	27	口腔内用薬・うがい薬・オーラルケア用品(前半)
11	精神神経症状①	31	乗物酔い①	8	滋養強壮薬(後半)	28	口腔内用薬・うがい薬・オーラルケア用品(後半)
12	精神神経症状②	32	乗物酔い②	9	目薬(前半)	29	痔疾薬(前半)
13	虫さされ①	33	スキンケア①	10	目薬(後半)	30	痔疾薬(後半)
14	虫さされ②	34	スキンケア②	11	検査薬(前半)	31	鎮咳去痰薬(前半)
15	オーラルケア①	35	育毛・発毛①	12	検査薬(後半)	32	鎮咳去痰薬(後半)
16	オーラルケア②	36	育毛・発毛②	13	かぜ薬(前半)	33	禁煙補助薬(前半)
17	痔の症状①	37	水虫①	14	かぜ薬(後半)	34	禁煙補助薬(後半)
18	痔の症状②	38	水虫②	15	女性用薬・ハーブ医薬品(前半)	35	外用消炎鎮痛薬(前半)
19	咳①	39	爪から見える病気①	16	女性用薬・ハーブ医薬品(後半)	36	外用消炎鎮痛薬(後半)

□ヘルスケア実践セミナー	
1月	オーラルケア対策
2月	水虫対策
3月	アイケア対策
4月	禁煙対策
5月	香り・リラクゼーション対策
6月	セルフチェックと生活習慣病対策
7月	アンチエイジング・シルバー対策
8月	胃腸対策
9月	かぜ対策
10月	花粉症対策
11月	スキンケア対策
12月	ヘアケア対策

※学習月の内容を学びます

○症状・部位別医薬品通信研修は、テーマごとに病理・薬理・対処法や主な薬効を学習し、情報提供のために必要なポイントを学習します。
○ヘルスケア実践セミナーは、仕事で活かせる売場づくりや販売促進方法なども含めた内容を学習します。

※通信研修は、eラーニングと郵送通信の内容は、同一です。応用講座のカリキュラムは、継続します。

2) 集合研修

スケジュール(予定)	
60分	薬事行政情報
60分	医薬品販売業に係る法規と制度 (昼食 30分)
60分	専門家のための技術・知識① (休憩 10分)
80分	専門家のための技術・知識② (休憩 10分)
80分	専門家のための技術・知識③
20分	確認試験

終了 ※昼食は各自でご対応願います。

研修内容

- 薬事行政情報
リスク区分等の変更があった医薬品等、最新の情報について説明します。
- 医薬品販売業に係る法規と制度
最新の法規と制度について説明します。
- 専門家のための技術・知識①②③
専門家として実践力をつける知識を学習します。
- 確認試験
筆記による確認試験を行います。

※内容、スケジュールについては変更になる場合があります。

申込方法

1) 通信研修

※毎月20日を受付締切とし、翌日より開始できます。随時申込みを行っております。

・通信研修は研修用ホームページ(セルメブラザ: <http://www.selme.jp>)にて実施します。

2) 集合研修

1地区50名以上の参加希望者がいた場合に開催いたします。

・受講をご希望の方は、事務局までお問い合わせ下さい。

研修内容
問い合わせ先

日本チェーンドラッグストア協会 JACDS 勤務薬剤師会

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F TEL:045-474-1311 FAX:045-474-2569

募集締切日 2017年9月30日

第34期
(2017年10月生)
募集中

セルフメディケーションを支える新しい認定制度

— ドラッグストアに求められている人材 —

地域生活者の健康を守る相談役として活躍できます

ヘルスケアアドバイザー

養成講座

ヘルスケアアドバイザーの目的

わが国は本格的な少子・高齢化時代を迎え、急速に高齢者人口比率が拡大しています。それに伴い、疾病構造も大きく変化し、急性疾患から生活習慣病を中心とした慢性疾患が急増しています。ヘルスケアアドバイザーは、これらの疾病構造の変化に十分対応し、地域の生活者が健康で活力ある社会の実現と、セルフメディケーションの受け皿として貢献することを目的としています。

ヘルスケアアドバイザーは何ができるか

地域に暮らす方々の健康維持・増進のために病気や薬・栄養・食事・運動などの正しい知識を習得し、病気の予防や改善について、生活者自らが判断できるための適正なアドバイスができるようになります。

ヘルスケアアドバイザーの狙い

ヘルスケアアドバイザー認定制度は、日本チェーンドラッグストア協会の設立当初から、会員企業の従業員・販売員の資質向上と人材育成を図るために、会員各社から最も多くあがっている要望事項の一つです。ドラッグストアの役割や機能を十分活かし、ヘルスケアを担う人材育成を図り、地域生活者の健康維持・増進、および病気や医薬品、栄養、食事等の指導を通じ、ドラッグストアが地域住民からより高い信頼を得ることを狙いとしています。

養成方法

通信教育、DVD学習

養成期間

12ヶ月

教材内容

テキスト：6分冊
DVD：1枚
添削問題：12回

認定方法

学科試験

受講料

会員企業価格
62,640円(税込)

募集締切

2017年9月30日

主なカリキュラム

ヘルスケアに関する基礎知識編

- ・体の構造と働き ・医薬品
- ・栄養、食生活、運動
- ・病態生理 ・関係法規、制度
- ・自己責任とセルフメディケーション

ヘルスケアに関する実践知識編

- ・病気とヘルスケア ・薬とヘルスケア
- ・体の症状とヘルスケア
- ・こころとヘルスケア
- ・代替・補完医療 ・妊娠、出産、育児
- ・介護 ・応急処置

ドラッグストアの応対に関する知識・技術編

- ・応対に関する知識
- ・ドラッグストアに関する基礎知識

DVD

- ・応対基本技術編

受講・申込みの詳細については、パンフレットをご覧いただくか、各社の人事・教育部・HBCA養成講座担当者、またはヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問合せください。

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会

ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

Tel.045-478-5451 Fax.045-478-5461

E-mail : sec@jacds.gr.jp hp : http://www.jacds.gr.jp (日本チェーンドラッグストア協会)

E-mail : info@hbc-ctr.gr.jp hp : http://www.hbc-ctr.gr.jp (H&B C人材育成センター)

第25期生
(2017年8月生)
募集中

募集締切日 9月30日まで延長

※お申込みをご希望の方は
お問い合わせ下さい

高齢化社会が求める新しい認定制度

— 予防・未病改善で、健やかな生活支援 —

漢方の知識で健康づくりをサポートします

※2017年12月に、第26期養成講座を開講します

漢方アドバイザー

養成講座

漢方アドバイザーの目的

漢方アドバイザー認定制度は、東洋医学への関心が高まる中、漢方についての正しい知識を普及する人材を育成します。

新しい漢方の可能性について学び、一般生活者の正しくかつ効果的な漢方利用に貢献していくことを目的としています。

漢方アドバイザーは何かできるか

漢方の考え方や治療法などについて幅広く学習し、生活者の健康維持・増進、病気の予防や体質改善のアドバイスができるようになります。

また、症状別に多くの人に対応できる製剤化された漢方薬・サプリメントについてのアドバイスができるようになります。

漢方アドバイザーの狙い

予防・未病の改善を重点においている漢方の考え方は、セルフメディケーションの推進において、非常に有効と期待されています。

漢方の考え方や知識を習得し実践することは、体質改善、免疫能力の向上、健康増進や病気の予防や治療に効果をもたらします。これにより、高齢化社会が急速に進むわが国において、国民のさらなる健やかな生活を支援することを狙っています。

養成方法

通信教育、DVD学習

養成期間

10ヶ月

教材内容

テキスト: 5分冊+別冊1冊

DVD: 1巻

添削問題: 10回

認定方法

学科試験

受講料

会員企業価格

101,800円(税込)

募集締切

2017年9月30日(第25期)

2017年11月20日(第26期)

主なカリキュラム

漢方に関する基礎知識編

- ・ 中医薬学小史
- ・ 中医薬学基礎知識
- ・ 中医診断学概要
- ・ 中薬の基本知識(上)

漢方に関する実践知識編

- ・ 中薬の基本知識(下)
- ・ 常用中薬
- ・ 常用の方剤(上)
- ・ 常用の方剤(下)
- ・ 食物の医療・保健作用
- ・ 病気と中医弁証治療

(別冊: 一般用漢方製剤の承認基準概要)

DVD

- ・ 漢方の世界「中医薬学基礎講座」

(編集・監修: 国立北京中医薬大学)

受講・申込みの詳細については、パンフレットをご覧いただくか、各社の人事・教育部・HBCA養成講座担当者、またはヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問合せください。

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会

ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

Tel.045-478-5451 Fax.045-478-5461

E-mail: sec@jacds.gr.jp hp: http://www.jacds.gr.jp (日本チェーンドラッグストア協会)

E-mail: info@hbc-ctr.gr.jp hp: http://www.hbc-ctr.gr.jp (H&BC人材育成センター)

専門領域をさらに広げた人材として高く評価

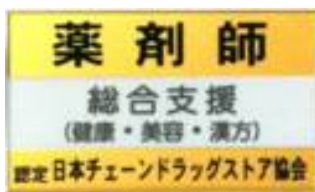
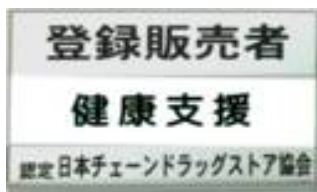
ダブルライセンス認定制度

これからのドラッグストアは、セルフメディケーションの推進のための知識や技術を習得し、生活者の生活をより健やかにするための人材が重要です。

JACDSでは、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者で各種アドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方を、「ダブルライセンス認定者」として新しい認定名をつけ、生活者にアピールしています。

ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成制度として、ご活用ください。

●認定者の方には新しい認定名のネームプレートを発行します（配布物1）



対象者と新しい認定名

●それぞれ取得したアドバイザーにより、専門領域の支援名をつけます

ヘルスケアアドバイザー	…	健康支援
ビューティケアアドバイザー	…	美容支援
ベビーケアアドバイザー	…	育児支援
漢方アドバイザー	…	漢方支援

（表①）

●薬剤師・登録販売者で1つのアドバイザーを取得した場合

	薬剤師	登録販売者
ヘルスケアアドバイザー取得	健康支援 薬剤師	健康支援 登録販売者
ビューティケアアドバイザー取得	美容支援 薬剤師	美容支援 登録販売者
ベビーケアアドバイザー取得	育児支援 薬剤師	育児支援 登録販売者
漢方アドバイザー取得	漢方支援 薬剤師	漢方支援 登録販売者

●薬剤師・登録販売者で複数のアドバイザーを取得した場合、アドバイザーが複数認定を受けた場合

総合支援（支援名）※1 + 資格・認定名※2

※1：支援名 → 取得したアドバイザーにより支援名をつけます。表①を参照ください。

※2：資格名・認定名 → 薬剤師、登録販売者、アドバイザー

例 ヘルスケアアドバイザーと漢方アドバイザーを持っている薬剤師

総合支援（健康・漢方）薬剤師

ビューティケアアドバイザーとベビーケアアドバイザーを持っているアドバイザー

総合支援（美容・育児）アドバイザー

一般財団法人 日本ヘルスケア協会

活動の紹介と入会のご案内

一般財団法人日本ヘルスケア協会は、超高齢社会における健康寿命延伸とヘルスケア産業育成の実現を目指す、ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者が集まった民間唯一の団体です。

当協会は、ヘルスケア産業育成のために次の事業を実践します。

1. ヘルスケアに寄与する制度、社会システム、事業等の研究と政策建議、提言を実践します
2. ヘルスケア産業育成および事業推進に向けた事業連携と、実現のための支援活動を実践します
3. 社会的価値を有する、ヘルスケアに寄与する業界および企業活動への支援を実践します
4. ヘルスケア推進に寄与する制度や事業、システム等を生活者に啓発並びに普及推進するための活動を実践します
5. その他、ヘルスケアの推進および産業育成に関する事業を実践します



一般財団法人 日本ヘルスケア協会
Japan Association of Health care Initiative

■ ごあいさつ



一般財団法人
日本ヘルスケア協会
会長 **今西 信幸**
(学校法人 東京薬科大学
理事長)



一般財団法人
日本ヘルスケア協会
理事長 **松本 南海雄**
(株)マツモトキヨシホールディ
ングス 代表取締役会長)

我が国の健康政策は、これまでの「生命寿命延伸医療政策」から「健康寿命延伸健康政策」への転換を図り、これを実現する「ヘルスケア産業」を育成する方針が出されました。

この政策を受け、各省庁および地方行政において様々な施策や検討が行われており、民間企業や団体においても多くのヘルスケアに寄与する事業が行われています。また、官民や産学が連携した、ヘルスケア推進団体も多く誕生しています。しかし、この政策に反発する反対勢力が強く、確実にヘルスケアに寄与する施策や事業、活動がほとんど実践できない状況にあります。

新しい政策や事業を実現するためには、そのための新しいロジックや枠組みなどの環境整備が不可欠ですが、それはまだ整っていない状況にあります。

そこで、健康寿命を延伸させるヘルスケア産業界の意見を政策に反映し、しかもその振興および推進を支援する第三者機関が熱望され、よりよい日本の社会づくりに貢献するために「一般財団法人日本ヘルスケア協会」を発足いたしました。

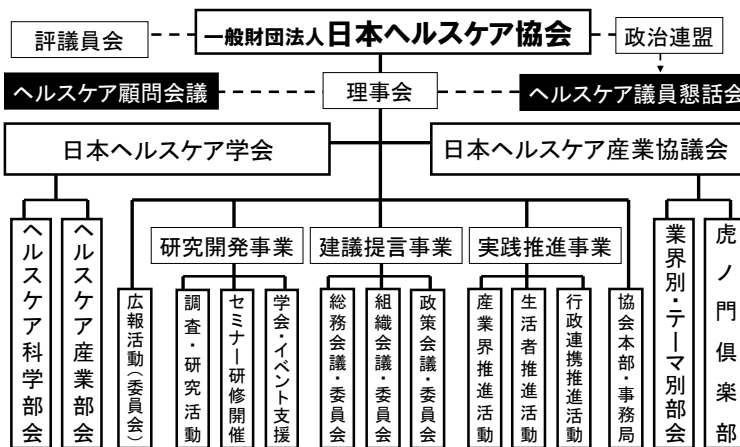
ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者の多くの方々に、当協会活動にご参加いただきますようお願い申し上げます。

■ 日本ヘルスケア協会の目的——健康寿命延伸とヘルスケア産業の育成を図ります。

- 1) わが国のヘルスケアを実践する
新しいロジックや環境を整備します
- 2) ヘルスケア産業育成と効果的かつ効率的の実践を実現します
- 3) 健康寿命延伸を実現し、
現行の医療制度を維持させます
- 4) 社会制度に関する不安を解消し、
国民の幸福に寄与します

■ 日本ヘルスケア協会と構成する組織の概要——ヘルスケア推進の民間唯一の組織です。

「一般財団法人日本ヘルスケア協会」組織概要



○日本ヘルスケア学会 会長(2会長制)



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
ヘルスケア産業部会 部会長
上原 征彦
(昭和女子大学現代ビジネス研究所
特命教授)



(一財)日本ヘルスケア協会 会長
ヘルスケア科学部会 部会長
今西 信幸
(東京薬科大学 理事長)

○日本ヘルスケア産業協議会 会長



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
池野 隆光
(ウエルシアホールディングス(株)
代表取締役会長)

■ 日本ヘルスケア協会の構成組織

◎ 日本ヘルスケア学会

わが国のヘルスケア推進に関する科学分野と産業分野のあり方について、現実的かつ臨時的な論議と技術の研究を行い、独立性を保ちかつ客観的に、わが国の国民や国政、産業界に提言します。

◎ その他

ヘルスケア顧問会議、ヘルスケア議員懇話会が提案、意見、指導、アドバイスを送ってくれます。

◎ 日本ヘルスケア産業協議会

ヘルスケア産業に関する各業界および研究機関が部会を構成し、各部会に関係団体や関係企業が所属し、それぞれの業界や企業が有するヘルスケア活動を行うための問題や課題を解決する活動を行います。

■ 日本ヘルスケア協会の主な活動——強力な推進力・実践力を発揮します。

◎研究、協議活動

部会、研究会が個々の課題解決に向け、検討会を行なっています。そして、年1回発表会を行います。

ヘルスケア推進に関する①政策および施策、社会環境に関する研究、②産業、企業活動、サービスに関する研究、③生活者への啓発、普及、推進に関する研究、④その他の研究を行い、その実現のための協議を行います。



活動方針発表会 1000人を超える関係者が集合

◎建議・提案活動

ヘルスケア推進に寄与し社会的価値のある政策や施策、事業について、関係行政や関係機関にその実現に向けた建議や提言、提案を力強く行ってゆきます。

◎業界基準向上認定活動

優れた取組みについて認定する活動をしています(優良配置販売業者、コンシェルジュ、救急救命AED指導員など)。



ジャパンドラッグストアショーでヘルスケア事業推進内容を発表



ライフスタイルビジョン for シニアを開催

◎ロビー活動

制度や規制、事業推進などに関するヘルスケア推進の環境整備について、関係者に力強く働きかけ、問題の解決や新しい施策の実現を図ります。

ヘルスケア議員懇話会(会長:林芳正参議院議員)では、われわれの提案に賛同し、直接、塩崎厚労大臣に、検体測定室の見直しを要望。今秋を目途に改正が実現!



要望書を手渡すヘルスケア議員懇話会の面々

◎業界、事業連携活動

優れた政策や施策および各業界や企業のヘルスケア推進活動やサービスを、より効果効率的に実現するために、関係する機関や業界、企業に連携を図ってまいります。



東京薬科大学で「医療コミュニケーション」講座を受託、実施



救急救命・AED指導員養成講習を実施



「ながら筋トレ体操」を開発。普及推進を目指す

◎啓発、普及推進活動

各業界や企業が提供する優れたヘルスケア推進活動やサービスについて、行政や業界、マスコミ等とも連携し、生活者への啓発と普及推進を行います。

◎各種ヘルスケアイベントへの協力活動

学術大会や健康イベントの開催など、ヘルスケア推進およびヘルスケア産業育成の活動にも協力。



ペット飼育のメリットを啓発するパンフレットを作成



機能性表示食品フォーラムに協力



日本医真菌学会総会・学術大会
区民公開シンポジウムに協力

■ 会員のメリット——貴業界・貴社の問題・課題を解決します。

1) 各業界および企業の商品、サービスの推進に関する支援

ヘルスケア推進に寄与する各業界および各社の商品、サービスの普及や推進に関する内容を相談し、実現に向けたアドバイスや支援を得ることができます。

また、必要に応じて連携すべき業界や企業、有識者等の紹介も行います。(但し、販売先の斡旋、紹介は行いません)

2) 日本ヘルスケア産業協議会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

各業界や企業が、推進したいテーマについて、部会を通じて実現することができます。また、各業界や企業で抱えている問題の解決に向けて部会で協議し、その実現に必要な政策提言や関係業界・機関との連携、普及推進策を図ってゆきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

3) 日本ヘルスケア学会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

日本ヘルスケア産業協議会の部会だけでなく、学術的研究のテーマについては、日本ヘルスケア学会の部会活動にも参加することができます。制度や産業育成、マーケティング等に関する研究は、ヘルスケア産業部会に参加いただきま

す。また、予防や医療、介護、専門家等に関する研究は、ヘルスケア科学部会に参加していただきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

4) 協会の主催するイベント等に会員価格で参加

日本ヘルスケア協会および日本ヘルスケア産業協議会、日本ヘルスケア学会が主催するイベントやセミナー、学術大会等に会員価格で参加することができます。最新情報をいち早く知ることができ、ヘルスケアの研究や産業に携わる方の活動や仕事に大いに役立ちます。

5) 日本ヘルスケア協会の会員限定HPにアクセスが可能

会員限定ホームページにアクセスし、新制度や運用の最新情報や各部会での活動(会員公表分)、会員サービス情報などを入手することができます。また、各会員の持つ疑問や相談、要望についてもご連絡いただけます。迅速に誠意をもって対応いたします。

6) その他

限定出版物の会員価格での購入など、多くの会員サービス事業を増やしてまいります。会員の皆様の要望があればぜひお寄せください。

■ 入会申し込み要領

会員の種別(「虎ノ門倶楽部」は別に定めます)

- 1) 法人会員：本会の目的に賛同し、入会した法人(企業)
- 2) 個人会員：本会の目的に賛同し、入会した個人
- 3) 特別会員：本会の目的に賛同し、特別に入会を招聘された法人、個人
- 4) 登録協力団体会員：本会の目的に賛同し、登録した協力団体

年会費(入会金はありません)

- 1) 法人会員：一口10万円/年一口以上
- 2) 個人会員：3千円(人/年)
- 3) 特別会員：会費なし
- 4) 登録協力団体会員：会費なし
但し、登録協力団体会員からの活動費用賛助、活動協力はお受けいたします。ご協力ください。

備考

※会計年度は4月1日より翌年3月31日までですが、当面の間、会費を納入した翌月から12カ月分(1年間)を年会費とします。

※会費は理事会の決定により、変更される場合があります。会員には事前に連絡を行います。

※個人会員、特別会員、登録協力団体会員は、協議会および学会の各部会への参加を希望される場合、部会長の特別推薦、または招へいが必要などの制限がありますのでご了承ください。

■ 入会申し込み手順

- 1) 同封の「入会申込書」(申込書はホームページからもダウンロード可能)に必要事項を記入して、団体、法人内容のわかるもの(ご案内やパンフレットなど)を添えて、協会事務局まで郵送する。FAXまたはメールでも申込みが可能。
- 2) 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
- 3) お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

■ お振込み先

● 振込み口座
みずほ銀行新横浜支店普通：1692873

● 振込み口座名
一般財団法人 日本ヘルスケア協会

※恐れ入りますが、振込み手数料はご負担願います。

一般財団法人 **日本ヘルスケア協会** Japan Association of Health care Initiative

(2015年11月設立)

(本部) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目15-10 名和ビル3階
TEL03-5510-7274 FAX03-3504-8103 <http://www.jahi.jp> E-Mail: info@jahi.jp
(横浜事務所) 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階(NRKグループ内)
TEL045-474-2521 FAX045-474-2520

FAX:045-474-2520 または E-mail:info@jahi.jp

一般財団法人日本ヘルスケア協会(J A H I)入会申込書

私は、一般財団法人 日本ヘルスケア協会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

①申込日と、該当する会員区分を、チェックしてください。

申込日 年 月 日

会員区分 法人会員 個人会員 (どちらか一方をしてください)

②法人会員にお申込みの方はA欄の太線枠内、個人会員にお申込みの方はB欄の太線枠内に、もれなくご記入ください。

【A欄】法人会員の申込み記入欄			
法人情報	法人名	(フリガナ) 氏名	
	代表者	(フリガナ) 氏名	役職名
	法人所在地 (連絡先)	〒	
		TEL:	FAX:
業種			
連絡先情報	担当者	(フリガナ) 氏名	役職名
	担当者所在地 (連絡先)	〒	
		TEL:	FAX:
		E-mail:	
年会費 (一口10万円/年 一口以上) ※申込口数と合計金額を記入			請求書 (どちらかに○)
申込口数 → 口、合計金額(年会費) → 万円			必要 ・ 不要

【B欄】個人会員の申込み記入欄			
本人情報	氏名	(フリガナ)	勤務先名 (学校名)
	住所 (連絡先)	〒	
		TEL:	FAX:
		E-mail:	
年会費		3千円(人/年)	請求書(どちらかに○) 必要 ・ 不要

(注) 1) 入会金はありません 2) 会計年度は4月1日より翌年3月31日まで

◆入会申し込み手順

(入会申込書はホームページからもダウンロードすることができます)

1. 入会申込書に必要事項を記入し、法人案内等を添えて協会事務局まで郵送 (FAXまたはメールでも可) する。
2. 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
銀行口座：みずほ銀行 新横浜支店 (普通) 1692873 口座名義：一般財団法人日本ヘルスケア協会
※恐れ入りますが、振込手数料は御社でご負担願います。
3. お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

※事務局入力欄(何も記入しないでください)

・備考欄 会員 No.

--	--	--	--	--	--	--	--

受付	法人案内	入金			
/		/			

一般財団法人日本ヘルスケア協会（JAHI）活動発表会

第1回日本ヘルスケア学会 年次大会同時開催

『JAHI 活動報告と JAHI 及びヘルスケア産業の課題』

～ヘルスケア産業界に与えた大きな影響と今後の活動～

日時:平成29年9月1日(金)10:30～18:30、9月2日(土)9:40～12:30

場所:東京大学 弥生講堂「一条ホール」(9月1日、2日)、弥生講堂「アネックス」(9月2日)

主催：一般財団法人日本ヘルスケア協会

共催：日本ヘルスケア学会、日本ヘルスケア産業協議会

後援：厚生労働省、環境省、消費者庁（予定）、日本チェーンドラッグストア協会

参加費（税込）：会員価格 5,000円 一般価格 6,000円

※初日参加者は有料（意見交換会参加費込）。2日目の分科会のみ参加者は費用がかかりません。

わが国は世界に類を見ない速さで高齢化が進み、健康寿命延伸が国策として打ち出されています。その国策を実現し、民間のヘルスケア産業が支えるために日本ヘルスケア協会と日本ヘルスケア学会は発足しました。ヘルスケア産業界に大きな影響を与えている様々な部会・研究会活動報告と有識者によるシンポジウム及び公開討議によって、今何が必要とされ、産業界は何をすべきなのかを明らかにします。健康寿命延伸を実現する「これからのヘルスケア」の在り方を明確にする年次大会に是非ご参加下さい。

開催概要・活動発表会と年次大会で得られるもの

■初日（9月1日（金））

ヘルスケア産業の現状と今後の課題を明らかにする

- ・基調講演：避けて通れないヘルスケア産業育成の重要性が話されます
- ・口頭発表会：大学、事業者合わせて9カテゴリーの研究内容を発表します
- ・シンポジウム：国の施策やヘルスケア産業振興における問題点、課題を明確にします

■2日目（9月2日（土））

各分野の課題、実行すべき内容を討議し、声明文として発表する

- ・7つの分科会：各テーマについて討議し、課題内容を深く掘り下げます
- ・参加について：興味あるグループに自由に参加でき、自身の意見を述べることもできます
- ・閉会式：各グループ並びに団体としての声明を宣言。これからの方向性が示されます

■9月1日（金）2日（土）両日でポスターセッション（参加費以外の費用はなし）

最新研究内容を30以上、発表予定！

実施会場：弥生講堂・メインエントランス

内容説明：初日の昼食時に、ポスターセッション参加者が交代で説明



一般財団法人 日本ヘルスケア協会
Japan Association of Health care Initiative

プログラム

初日 9月1日(金) 10:30~18:30

(会長挨拶、基調講演、口頭発表、シンポジウム、ポスターセッション、懇親会)

- 会長挨拶(開催主旨説明) 新会長 今西信幸(東京薬科大学理事長) 10:30~10:45
- 基調講演「JAH活動報告と今後の取組み課題」 10:45~11:15

講師：宗像 守 (一般財団法人日本ヘルスケア協会 事務総長)

日本ヘルスケア協会・学会が進めてきた活動の報告と今後の方向性を解説します

- ・日本ヘルスケア協会の概要とこれまでの活動、実績、今後の活動、課題 など
- ・我が国の現状と今後 (人口動態、社会保障費、政策、施策、産業界他)

- 日本ヘルスケア協会・日本ヘルスケア学会 口頭発表(9演題) 11:15~15:25(昼食含)

健康寿命延伸・ヘルスケア産業育成のために取り組んでいる研究内容と実践内容等を発表します

大 学

- 「一般生活者のスイッチOTC医薬品に対する意識と今後の方向性」

発表者：東京薬科大学 薬学部医療薬学科 一般用医薬品学教室 助教授 成井浩二様

- 「ヘルスケアの定義について」

発表者：昭和女子大学 グローバルビジネス学部ビジネスデザイン科 准教授 薬袋貴久様

- 「健康サポートドラッグ推進のために必要なコミュニケーション」(仮題)

発表者：帝京平成大学 薬学部薬学科 教授 井手口直子様

～昼食休憩(12:15~13:25)※ポスターセッション 説明タイム～

事業者

- 「グッドライフの実現を目指す在宅介護の売場提案について」

発表者：在宅介護推進部会 部会長 小原道子

- 「ペットとの共生による高齢者の健康づくり」(仮)

発表者：ペットとの共生によるヘルスケア普及推進部会 部会代表者

- 「ヘルスケア産業界が突然死を減らすための実践」～予防と救護者育成の推進～

発表者：減らせ突然死 救急救命・AED機器推進部会 部会長 大川力也

- 「『食と健康』の新商品分類と新市場創造を目指した取り組み」

発表者：国分グループ本社株式会社 ヘルスケア事業統括部 佐々木誠

- 「新しい『健康』の食品マーケットの可能性と拡大への取り組み」

発表者：流通部会 加藤弘之

- 「『ながら筋トレ体操』普及推進への取り組み」

発表者：健康体操・運動推進部会 部会長 増本 岳

■ シンポジウム

「健康寿命延伸を実現する我が国の政策とヘルスケア産業の課題」 15:30~17:30

シンポジスト：中央行政、関係団体・企業、大学教授及び有識者等 ※決まり次第、公表します

コーディネーター：宗像 守 (一般財団法人日本ヘルスケア協会 事務総長)

日本の現状と将来における健康寿命延伸の必要性を参加者全員で共有し、各分野における取り組みの現状と課題を徹底討論します。

- ・国民の参加に何が必要か、何をすればよいか
- ・ヘルスケア産業が行わなければならないこと
- ・産官学連携の必要性と課題、日本ヘルスケア協会／協議会・学会の課題

■ ポスターセッション(30演題以上) ※現在も発表募集中!**10:30~翌12:30**

分野:【医療】【健康】【生活】の各分野における研究内容

場所: 弥生講堂・メインエントランス

説明: 1日目の昼食時には、作成者がポスター内容を説明する時間もあります(30分間)。質問に答えたり、ポスター内容の詳しい説明、実演があります。

発表費用: 特にありません(参加費だけで可)。

※応募は7月31日で締め切りでしたが、応募をご希望の会員企業様は事務局にご相談下さい。

■ 懇親会・名刺交換会(立食)**17:30~18:30**

講演者、口頭発表者、またポスターセッション参加者等と意見交換、名刺交換ができます。ぜひ、ご参加下さい。

2日目 9月2日(土) 9:40~12:30**(全体会議、分科会、声明発表) ※どの分科会にも参加できます****■ 各部会公開討議(分科会) ※会場は初日、2日目当日表示します****10:00~11:50**

大きな実績を挙げている研究会と部会による公開討議が行われ、有識者の生の意見と議論を聞くことができます。聴講される皆様もご意見と要望を直接伝えることもできる他に無い機会です。

- 「介護食品・機能性表示食品・食と健康の合同会議」 座長: 天ヶ瀬晴信
超高齢社会における新しい「食」の役割を位置づけ、今後の可能性を探る
- 「自己検診部会・健診推進部会・AED推進の合同会議」 座長: 高橋英孝
自分の状態を知ることで突然死の予防や様々な疾患の早期発見と重篤化させない環境実現
- 「ペットと共生によるヘルスケア普及推進部会」 座長: 越村義雄
ペットとの共生がヘルスケアに与える良い影響を生活者に啓発・普及するための取組みと課題
- 「スイッチOTC研究・スイッチOTC社会貢献・OTC薬合同会議」 座長: 渡辺謹三
スイッチOTC薬の拡大と医師との連携をどう図るかをパネルディスカッションします
- 「職能連携・ヘルスケアの職能の合同会議」 座長: 小田兵馬
口腔ケアを例に、生活者のヘルスケア推進に繋がる地域の連携体制づくりを検討する
- 「在宅介護推進部会」 座長: 小原道子
在宅介護の現状と期待される役割について討議し、Dg.Sが行う在宅介護支援の推進を考える
- 「個店とチェーンの有機的連携研究会」 座長: 生出泉太郎(9月2日に発足する新研究会です)
個店薬局とドラッグストアチェーンの有機的連携のために具体的な方向性を示す

■ 閉会式(表彰式・声明発表)**12:00~12:30**

- 表彰式: 口頭発表とポスターセッションの中から優秀発表者の表彰並びに、ヘルスケア産業発展に功績のあった方に感謝状を贈呈します
- 各分科会声明発表: 各分科会で討議した内容のまとめ、これからの取組みについて声明文を発表
- 日本ヘルスケア産業協議会の声明を発表
- 日本ヘルスケア学会の声明を発表
- 日本ヘルスケア協会より、発表会総括と声明を宣言

※スケジュール及びテーマは変更になる場合があります。

募集要項

一般財団法人日本ヘルスケア協会（J A H I）活動発表会

第1回日本ヘルスケア学会 年次大会同時開催

『J A H I 活動報告とJ A H I 及びヘルスケア産業の課題』

～ヘルスケア産業界に与えた大きな影響と今後の活動～

主催：一般財団法人日本ヘルスケア協会

共催：日本ヘルスケア学会、日本ヘルスケア産業協議会

後援：厚生労働省、環境省、消費者庁（予定）、日本チェーンドラッグストア協会

日時：平成29年9月1日（金）10:30～18:30 9月2日（土）9:40～12:30

場所：東京大学 弥生講堂「一条ホール」（9月1日、2日）、弥生講堂「アネックス」（9月2日）

交通：東京メトロ 南北線 「東大前」駅下車 徒歩1分

東京メトロ 千代田線 「根津」駅下車 徒歩8分

定員：300名 ヘルスケア産業に関係する全ての方が参加できます。



参加費(税込)：会員価格 5,000円、一般価格 6,000円

※初日参加者は有料となります。意見交換会参加費込。2日目の分科会のみ参加者は費用がかかりません。

振込口座：口座番号：みずほ銀行 新横浜支店 普通1709660

口座名義：一般財団法人日本ヘルスケア協会

※請求書はご希望の企業様に発行しております。ご希望の場合、申込用紙の記入欄に○印をつけて下さい。

申込方法：申込用紙を事務局まで **FAX (03-3504-8103)** にてお送り下さい

申込締切：平成29年8月25日（金）

■ お問合せ先 ■

一般財団法人日本ヘルスケア協会 事務局：安田・鈴木
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-10 名和ビル3階
TEL:03-5510-7274 FAX:03-3504-8103 Mail:info@jahi.jp

一般財団法人日本ヘルスケア協会（JAHI）活動発表会
 第1回日本ヘルスケア学会 年次大会同時開催

『JAHI 活動報告と
 JAHI 及びヘルスケア産業の課題』

実施日：平成29年9月1日（金）、2日（土）

会場：東京大学 弥生講堂 一条ホール（9月1日、2日）
 弥生講堂 アネックス（9月2日）

参加費（税込）：JAHI会員5,000円、一般価格6,000円

※2名以上のご参加をお願いします。2名以上のご参加の場合、1名の参加費はJACDSが負担致します。
 ※初日参加者は有料となります。意見交換会参加費込。2日目の分科会のみ参加者は費用がかかりません。

企業名 _____

住所 _____

TEL _____ FAX _____

連絡担当者役職 _____ 連絡担当者名 _____

	参加者役職	参加者氏名	参加希望日に☑
参加費無料のご参加者記入欄 ※2名以上の申込の場合、1名の参加費が無料になります			
1		カナ	<input type="checkbox"/> 9月1日 <input type="checkbox"/> 9月2日
2		カナ	<input type="checkbox"/> 9月1日 <input type="checkbox"/> 9月2日
3		カナ	<input type="checkbox"/> 9月1日 <input type="checkbox"/> 9月2日
4		カナ	<input type="checkbox"/> 9月1日 <input type="checkbox"/> 9月2日
5		カナ	<input type="checkbox"/> 9月1日 <input type="checkbox"/> 9月2日

- (1) 参加者が多数の場合、お手数ですが、本紙をコピーしてご利用ください。
- (2) 名簿を作成しますので、「フリガナ」・「役職(正式に)」欄も漏れなく記入して下さい。
- (3) ご不明な点に関しましては下記事務局までお問い合わせ下さい。

■ 請求書について

請求書はご希望の企業様に発行しております。ご希望の場合は○印をつけて下さい。

請求書	
要	不要

申込書送付先 FAX. 03-3504-8103

お申込み締切日 平成29年8月25日（金）

一般財団法人 日本ヘルスケア協会 事務局 担当 安田・鈴木
 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-10 名和ビル3階
 TEL: 03-5510-7274 FAX: 03-3504-8103 E-mail: info@jahi.jp

日本チェーンドラッグストア協会 「薬剤師賠償責任保険」について

当団体保険制度の特色

本制度は当協会正会員（従業員・使用人を含む）、正会員企業に勤務する薬剤師及び登録販売者の方が、ドラッグストア特有の次の事故等により、お客様の身体に障害を与えたり、お客様の持ち物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

また、本保険制度は契約者を日本チェーンドラッグストア協会、被保険者を各正会員とする団体契約のため、加入者数により団体割引が適用されるのが特長です。

■薬剤師業務に関する事故

- 医薬品等の販売に起因する賠償事故
- 調剤業務に起因する賠償事故

■店舗等の施設に関する事故

- 店舗等施設の構造上の欠陥や管理の不備に起因する賠償事故
【薬局および店舗販売業契約のみ対象】
- 店舗等施設において行う薬剤師業務以外の仕事の遂行に起因する賠償事故

■人格権侵害に関する事故

- 不当な身体の拘束等による名誉毀損やプライバシーの侵害による賠償事故

ご加入にあたって

◆ご加入いただける方

- 日本チェーンドラッグストア協会の正会員のみ
 - ・契約者：日本チェーンドラッグストア協会
 - ・被保険者（補償の対象となる方）：会員各社（使用人を含む）
および勤務する薬剤師・登録販売者（各々契約が必要）

◆保険期間

- 平成29年2月15日午後4時から平成30年2月15日午後4時まで

◆保険適用地域

- 日本国内のみ

補償内容と保険料

【薬局および店舗販売業契約】

1店舗あたり年間保険料

区分		支払限度額			免責金額
		1名	1事故	保険期間中	
業務危険			1億円	3億円	3万円
施設危険	対人	5,000万円	5,000万円		3万円
	対物		5,000万円		3万円
人格権侵害		業務危険:1事故1億円 保険期間中3億円 免責金額3万円 施設危険:1名5,000万円 1事故5,000万円 免責金額3万円 ※業務危険の支払限度額または施設危険の対人賠償支払限度額と共有となります。			
保険料(注)		3,460円			

【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】

1名あたりの年間保険料

区分		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	
業務危険	支払限度額	1事故	1,000万円	3,000万円	1億円
		保険期間中	3,000万円	9,000万円	3億円
	免責金額		0円	0円	0円
人格権侵害		※各タイプの業務危険の支払限度額と共有となります。			
保険料(注)		1,260円	1,420円	1,610円	

中途加入手続き

◆毎月25日締切り、翌月15日からの加入となります。

◆加入依頼書の送付先：

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

日本チェーンドラッグストア協会事務局（薬剤師賠償責任保険担当）

◆保険料を下記口座へお振込みください。

振込先：（銀行名・支店名）三井住友銀行 新横浜支店

（口座番号）普通口座 0406415

（口座名義）日本チェーンドラッグストア協会

【中途加入保険料表】平成29年

■薬局および店舗販売業契約(1店舗あたり保険料)

<補償内容>

業務危険: 1事故1億 保険期間中3億 免責3万

施設危険: 対人1名5,000万 1事故5,000万 免責3万/対物1事故5,000万 免責3万

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一

<年間保険料>

3,460円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)
2月27日	3月15日	11	3,170
3月27日	4月15日	10	2,890
4月25日	5月15日	9	2,600
5月25日	6月15日	8	2,300
6月26日	7月15日	7	2,010
7月25日	8月15日	6	1,740
8月25日	9月15日	5	1,450
9月25日	10月15日	4	1,160
10月25日	11月15日	3	870
11月27日	12月15日	2	580
12月25日	1月15日	1	290

■勤務薬剤師・勤務登録販売者契約(1名あたり保険料)

<補償内容>

Aタイプ: 業務危険1事故1,000万円 期間中3,000万円 免責0

Bタイプ: 業務危険1事故3,000万円 期間中9,000万円 免責0

Cタイプ: 業務危険1事故1億 期間中3億 免責0

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約と同一

<年間保険料>

Aタイプ: 1,260円

Bタイプ: 1,420円

Cタイプ: 1,610円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)		
			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
2月27日	3月15日	11	1,160	1,300	1,480
3月27日	4月15日	10	1,050	1,180	1,340
4月25日	5月15日	9	950	1,070	1,210
5月25日	6月15日	8	840	950	1,070
6月26日	7月15日	7	740	830	940
7月25日	8月15日	6	630	710	810
8月25日	9月15日	5	530	590	670
9月25日	10月15日	4	420	470	540
10月25日	11月15日	3	320	360	400
11月27日	12月15日	2	210	240	270
12月25日	1月15日	1	110	120	130

日本チェーンドラッグストア協会はそらぶちキッズキャンプ を応援しております

難病とたたかう子どもたちの医療ケア付自然体験施設

そらぶちキッズキャンプ

難病の子供たちへの 応援募金ありがとうございました！

平成28年度（平成28年4月～平成29年3月）募金金額のご報告

募金額合計 1,787万4,903円

平成29年4月30日現在

平成28年度そらぶちキッズキャンプ活動報告

計10回のキャンプを実施（夏季7回、冬季3回）し、難病とたたかう子どもと家族に対し、かけがえのない時間を提供することができました。家族で参加のキャンプ、子どもだけ参加のキャンプ、グループによる参加のキャンプを実施しました。

（年間参加者264名。うち病児105名）

10月には広報PRイベントを実施、キャンプ場を一般公開し、そらぶちキッズキャンプを知ってもらいイベントして、300名の方にご参加いただきました。

参加した子どもたちや家族の想いととも、心より御礼を申し上げます。ありがとうございました。

平成29年度そらぶちキッズキャンプ活動計画

年間を通じて計11回（夏季8回、冬季3回）のキャンプ事業を実施します。全国各地から、難病とたたかう子どもと家族を、北海道のキャンプ場に招待する計画で、参加者は年間約300名、うち病児は約100名となる予定です。また、日本初の医療ケア付キャンプ場として、これまでの実績を情報発信し、難病の子どもの支援を啓発する国際シンポジウムの開催を計画しています。

シリアスファンチルドレンズネットワークに正式加盟

2016年11月にそらぶちキッズキャンプは、俳優の故ポールニューマンが設立した難病の子供の国際的キャンプ団体、シリアスファンチルドレンズネットワークのアジア（中東を除く）で唯一の正会員として、認可・加盟いたしました。

そらぶちキッズキャンプについて

北海道滝川市で日本国内に約20万人いるといわれている小児がんや心臓病などの難病とたたかう子どもたち。「そらぶちキッズキャンプ」は医療施設を完備し、特別に配慮されたキャンプ施設や自然体験プログラムを設けた、子どもたちの夢のキャンプを創っています。詳しい内容は下記ホームページをご覧ください。

<http://www.solaputi.jp/what/index.html>



夏キャンプでの集合写真

冬キャンプでの家族写真

医療ケア付キャンプ場の施設群（夏キャンプ）

JACDS
日本チェーンドラッグストア協会

日本チェーンドラッグストア協会

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第二ビル四階

TEL: 045-474-1311 / FAX: 045-474-2569

<http://www.jacds.gr.jp>

行政・団体からのお知らせ

次ページ以降に各項目の該当資料を収載しています。

【厚生労働省】

1. かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意の一部改正について

—医薬・生活衛生局(7月4日)

製造販売承認基準が改正されたことなどから、改正が行われました。周知をよろしく申し上げます。【資料:後頁3ページ分あり】

2. コデイン酸塩水和物又はジヒドロコデインリン酸塩を含む医薬品の「使用上の注意」改訂の周知について

—医薬・生活衛生局(7月4日)

上記の医薬品が、米国等において、12歳未満の小児等への使用を禁忌とする措置が取られたことに対して、予防的措置をとることになりました。詳しくは資料をご覧ください。周知をよろしく申し上げます。

【資料:後頁6ページ分あり】

3. 「使用上の注意」の改訂について—医薬・生活衛生局(7月4日)

17の医薬品について「使用上の注意」の改訂がなされました。周知をよろしく申し上げます。【資料:後頁20ページ分あり】

4. 要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品について—医薬・生活衛生局(7月7日)

アルミノプロフェンが7月8日に第一類医薬品となりました。周知願います。【資料:後頁2ページ分あり】

5. 医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について—医薬・生活衛生局(7月7日)

アルミノプロフェンが7月8日に第一類医薬品となったことに対する内容です。周知をよろしく申し上げます。

【資料:後頁4ページ分あり】

6. 「働き方改革」及び「夏の生活スタイル変革(ゆう活)」に関する要請書

—医薬・生活衛生局(7月7日)

周知をよろしく申し上げます。【資料:後頁2ページ分あり】

7. 平成28年度厚生労働行政推進調査事業補助金(厚生労働科学特別研究事業)「薬局・薬剤部の機能を活用した副作用報告の推進に関する研究」結果について(情報提供)

—医薬・生活衛生局(7月10日)

成果である「医薬関係者の副作用報告ガイダンス骨子」について情報提供いただきました。関心のある会員企業様には、目を通していただきたく、よろしく申し上げます。【資料:後頁22ページ分あり】

8. 組織再編等に伴い変更となる様式について—医薬・生活衛生局(7月11日)

改正の内容や厚労省の組織改編の内容につき、関心のある会員企業様には、目を通していただきたく、よろしく申し上げます。【資料:後頁12ページ分あり】

9. B型慢性肝疾患治療薬「ベムリディ®錠 25 mg」の中国国内で確認された偽造物について

—医薬・生活衛生局(7月12日)

中国国内で発見された偽造品ではありますが、内容に関して、目を通していただきたく、よろしく申し上げます。

【資料:後頁4ページ分あり】

【経済産業省】**10. ドラッグストア販売統計月報について—経済産業省(5月分)**

ドラッグストア販売統計月報(確定版)の5月分がアップされていますのでお知らせします。対象となっている企業様には引き続き販売等のデータ提供をよろしくお願い申し上げます。【資料:後頁15ページ分あり】

11. ロット番号が削除等された輸入酒類について(依頼)—経産省(7月4日)

ロット番号表示は信頼の証でもあり、普段から表示の付いていることを意識してほしいとの依頼です。よろしくお願い致します。特に、輸入酒類について、留意下さい。

【資料:後頁9ページ分あり】

【文部科学省】**12. 「インターンシップの推進等に関する調査研究協力者会議」の議論の取りまとめについて**

—文部科学省(6月28日)

インターンシップにご関係のある会員企業様には、参考までに、目を通していただきたく、よろしくお願い致します。【資料:後頁4ページ分あり】

【国税庁ほか】**13. 消費税の軽減税率制度の広報・周知等への協力について(協力依頼)**

—東京国税局ほか(7月27日)

広報、周知の依頼がきましたので、掲載します。よろしくお願い致します。【資料:後頁2ページ分あり】

【団体】**14. 平成28年度「食品産業における取引慣行の実態調査」について**

—食品産業センター(7月21日)

実態調査結果のポイントがありますので、目を通していただきたく、よろしくお願い致します。【資料:後頁5ページ分あり】

15. 「健康食品の摂取により薬物性肝障害を発症することがあります—『医師からの事故情報受付窓口』から—」について(情報提供)

—国民生活センター(8月3日)

健康食品を販売している会員企業様には、ぜひ、目を通していただき、お客様から問い合わせ等ありましたら、よろしくお願い致します。【資料:後頁7ページ分あり】

16. 「コンタクトレンズによる目のトラブルにご注意ください—『医師からの事故情報受付窓口』から—」について(情報提供)

—国民生活センター(8月3日)

コンタクトレンズを販売している会員企業様には、ぜひ、目を通していただき、お客様から問い合わせ等ありましたら、よろしくお願い致します。【資料:後頁8ページ分あり】

事 務 連 絡
平成 29 年 7 月 4 日

日本チェーンドラッグストア協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意の一部改正について

標記について、別添写しのとおり各都道府県衛生主管部（局）長あてに通知しましたので、貴会会員に対して周知頂きますよう御協力をお願いします。



薬生安発 0704 第 8 号
薬生薬審発 0704 第 5 号
平成 29 年 7 月 4 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
（ 公 印 省 略 ）

かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意の一部改正について

一般用医薬品のうち、かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意については、平成 23 年 10 月 14 日付け薬食安発 1014 第 4 号・薬食審査発 1014 第 5 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長・審査管理課長連名通知により示し、その後、平成 27 年 4 月 1 日付け薬食安発 0401 第 2 号・薬食審査発 0401 第 9 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長・審査管理課長連名通知により一部改正いたしました。この度、下記のとおり一部改正し、別添のとおりとしましたので、貴管下関係業者等に対し周知徹底をお願いします。

記

1. 改正の趣旨

平成 27 年 12 月 14 日付け薬生発 1214 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知、平成 28 年 3 月 28 日付け薬生発 0328 第 10 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知、平成 29 年 7 月 4 日付け薬生発 0704 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知及び同日付け薬生発 0704 第 4 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知によりかぜ薬、鎮咳去痰薬及び鼻炎用内服薬の製造販売承認基準が改正されたことなどから、所要の改正を行うものであること。

2. 改正内容

かぜ薬、鎮咳去痰薬、瀉下薬、鼻炎用内服薬の使用上の注意について以下の通り改正を行った。

- (1) 製造販売承認基準の改正に伴い必要な見直しを行ったこと。
- (2) これまでの間に発出された使用上の注意の改訂に関する通知等を反映したこと。
- (3) その他所要の見直しを行ったこと。

以上

事 務 連 絡
平成 29 年 7 月 4 日

日本チェーンドラッグストア協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課

コデインリン酸塩水和物又はジヒドロコデインリン酸塩を含む医薬品の
「使用上の注意」改訂の周知について

医薬品の安全対策については、日頃から御尽力いただいているところであります。

今般、別添のとおり、各団体の長及び各都道府県、保健所設置市、特別区の衛生主管部（局）長宛て通知しましたのでお知らせします。



薬生安発 0704 第 2 号
平成 29 年 7 月 4 日

(別記 1) 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長

コデインリン酸塩水和物又はジヒドロコデインリン酸塩を含む医薬品の
「使用上の注意」改訂の周知について（依頼）

平素より医薬品の適正使用、安全対策にご協力いただき誠にありがとうございます。

今般、コデインリン酸塩水和物又はジヒドロコデインリン酸塩（以下「コデイン類」という。）を含む医薬品（以下「本剤」という。）については、米国等において 12 歳未満の小児等への使用を禁忌とする措置がとられました。

これらを踏まえ、平成 29 年度第 3 回薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会で本剤の安全対策について検討されました。その結果、本剤による死亡例の国内報告はなく、日本での呼吸抑制のリスクは欧米と比較して遺伝学的に低いと推定されること等から、国内で直ちに使用を制限する必要性は考えにくい一方、本剤による小児の呼吸抑制発生リスクを可能な限り低減する観点から、一般用医薬品・医療用医薬品とも、予防的な措置として以下を行うこととされました。

- (1) 速やかに添付文書を改訂し、原則、本剤を 12 歳未満の小児等に使用しないよう注意喚起を行うこと（改訂指示通知は別添 1 を参照）。
- (2) 1 年 6 ヶ月程度の経過措置期間を設け、コデイン類を含まない代替製品や、12 歳未満の小児を適応外とする製品への切換えを行うこと。
- (3) 切換え後、12 歳未満の小児への使用を禁忌とする使用上の注意の改訂を再度実施すること（一般用医薬品は「してはいけないこと」に「12 歳未満の小児」に追記する使用上の注意の改訂を再度実施すること）。

つきましては、貴会会員に対し、これらの措置内容について周知いただくとともに、注意喚起に基づく適正使用に御協力をお願いいたします。なお、上記(1)

から（3）までの具体的な予定については添付2の図のとおりですので申し添えます。

(別記1)

公益社団法人 日本医師会 会長

公益社団法人 日本歯科医師会 会長

公益社団法人 日本薬剤師会 会長

一般社団法人 日本病院薬剤師会 会長

公益社団法人 日本小児科医会 会長

公益社団法人 日本小児科学会 会長

日本小児呼吸器学会 運営委員長

公益社団法人全日本医薬品登録販売者協会 会長

一般社団法人日本医薬品登録販売者協会 会長



薬生安発 0704 第 3 号

平成 29 年 7 月 4 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長

（ 公 印 省 略 ）

コデインリン酸塩水和物又はジヒドロコデインリン酸塩を含む医薬品の
「使用上の注意」改訂の周知について（依頼）

平素より医薬品の適正使用、安全対策にご協力いただき誠にありがとうございます。

今般、コデインリン酸塩水和物又はジヒドロコデインリン酸塩（以下「コデイン類」という。）を含む医薬品（以下「本剤」という。）については、米国等において 12 歳未満の小児等への使用を禁忌とする措置がとられました。

これらを踏まえ、平成 29 年度第 3 回薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会で本剤の安全対策について検討されました。その結果、本剤による死亡例の国内報告はなく、日本での呼吸抑制のリスクは欧米と比較して遺伝学的に低いと推定されること等から、国内で直ちに使用を制限する必要性は考えにくい一方、本剤による小児の呼吸抑制発生リスクを可能な限り低減する観点から、一般用医薬品・医療用医薬品とも、予防的な措置として以下を行うこととされました。

- （1）速やかに添付文書を改訂し、原則、本剤を 12 歳未満の小児等に使用しないよう注意喚起を行うこと（改訂指示通知は別添 1 を参照）。
- （2）1 年 6 ヶ月程度の経過措置期間を設け、コデイン類を含まない代替製品や、12 歳未満の小児を適応外とする製品への切換えを行うこと。
- （3）切換え後、12 歳未満の小児への使用を禁忌とする使用上の注意の改訂を再度実施すること（一般用医薬品は「してはいけないこと」に「12 歳未満の小児」に追記する使用上の注意の改訂を再度実施すること）。

つきましては、貴管下の医療機関及び薬局に対し、これらの措置内容について周知いただくようお願いいたします。なお、上記（1）から（3）までの具

体的な予定については添付2の図のとおりですので申し添えます。

事 務 連 絡
平成 29 年 7 月 4 日

日本チェーンドラッグストア協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課

「使用上の注意」の改訂について

医薬品の安全対策については、日頃から御尽力いただいているところであります。
今般、別添のとおり、日本製薬団体連合会安全性委員会委員長宛て通知しましたのでお知らせします。



薬生安発 0704 第 1 号
平成 29 年 7 月 4 日

日本製薬団体連合会
安全性委員会委員長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長

「使用上の注意」の改訂について

医薬品の品質、有効性及び安全性に関する情報の収集、調査、検討等を踏まえ、医薬品の「使用上の注意」の改訂が必要と考えますので、下記のとおり必要な措置を講ずるよう関係業者に対し周知徹底方お願い申し上げます。

記

1. 別紙 1 から別紙 13 までのとおり、速やかに添付文書を改訂し、医薬関係者等への情報提供等の必要な措置を講ずること。
また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 52 条の 2 第 1 項に規定する届出が必要な医薬品の添付文書を改訂する場合については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構宛て同項の規定に基づく届出を行うこと。
2. 別紙 14 から別紙 17 までのとおり、できるだけ早い時期に添付文書を改訂し、医薬関係者等への情報提供等の必要な措置を講ずること。

【医薬品名】 トラマドール塩酸塩（経口剤）

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

[重要な基本的注意] の項に

「重篤な呼吸抑制があらわれるおそれがあるので、12歳未満の小児には投与しないこと（「小児等への投与」の項参照）。」

「重篤な呼吸抑制のリスクが増加するおそれがあるので、18歳未満の肥満、閉塞性睡眠時無呼吸症候群又は重篤な肺疾患を有する患者には投与しないこと。」

を追記し、[小児等への投与] の項を

「12歳以上の小児への投与に関する安全性は確立されていない（使用経験がない）。」

と改め、

「12歳未満の小児には投与しないこと。〔海外において、12歳未満の小児で死亡を含む重篤な呼吸抑制のリスクが高いとの報告がある。〕」

を追記する。

【医薬品名】 トラマドール塩酸塩（注射剤）

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

[重要な基本的注意] の項に

「重篤な呼吸抑制があらわれるおそれがあるので、12歳未満の小児には投与しないこと（「小児等への投与」の項参照）。」

「重篤な呼吸抑制のリスクが増加するおそれがあるので、18歳未満の扁桃摘除術後又はアデノイド切除術後の鎮痛には使用しないこと。」

「重篤な呼吸抑制のリスクが増加するおそれがあるので、18歳未満の肥満、閉塞性睡眠時無呼吸症候群又は重篤な肺疾患を有する患者には投与しないこと。」

を追記し、[小児等への投与] の項を

「12歳以上の小児への投与に関する安全性は確立されていないので、投与しないことが望ましい（使用経験がない）。」

と改め、

「12歳未満の小児には投与しないこと。〔海外において、12歳未満の小児で死亡を含む重篤な呼吸抑制のリスクが高いとの報告がある。〕」

を追記する。

【医薬品名】 トラマドール塩酸塩・アセトアミノフェン

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

[重要な基本的注意] の項に

「重篤な呼吸抑制があらわれるおそれがあるので、12歳未満の小児には投与しないこと（「小児等への投与」の項参照）。」

「重篤な呼吸抑制のリスクが増加するおそれがあるので、18歳未満の肥満、閉塞性睡眠時無呼吸症候群又は重篤な肺疾患を有する患者には投与しないこと。」

を追記し、[小児等への投与] の項を

「12歳以上の小児における安全性は確立していない。」

と改め、

「12歳未満の小児には投与しないこと。〔海外において、12歳未満の小児で死亡を含む重篤な呼吸抑制のリスクが高いとの報告がある。〕」

を追記する。

【医薬品名】 ジヒドロコデインリン酸塩・dl-メチルエフェドリン塩酸塩・
クロルフェニラミンマレイン酸塩

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

〔慎重投与〕の項の「乳児、高齢者、衰弱者」の記載を

「高齢者、衰弱者〔高齢者、衰弱者は代謝・排泄機能が低下しているため、
副作用が発現するおそれがある（「高齢者への投与」の項参照）。〕」

と改め、〔重要な基本的注意〕の項に

「重篤な呼吸抑制があらわれるおそれがあるので、12歳未満の小児には投
与しないこと（「小児等への投与」の項参照）。」

「重篤な呼吸抑制のリスクが増加するおそれがあるので、18歳未満の肥満、
閉塞性睡眠時無呼吸症候群又は重篤な肺疾患を有する患者には投与し
ないこと。」

を追記し、〔小児等への投与〕の項を

「12歳未満の小児には投与しないこと。〔呼吸抑制の感受性が高い。海外
において、12歳未満の小児で死亡を含む重篤な呼吸抑制のリスクが高い
との報告がある。〕」

と改める。

（注）患者向医薬品ガイドを作成する医薬品に特定する。

【医薬品名】 ジプロフィリン・ジヒドロコデインリン酸塩・
dl-メチルエフェドリン塩酸塩・
ジフェンヒドラミンサリチル酸塩・アセトアミノフェン・
ブロモバレリル尿素

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

[慎重投与] の項の「小児等」の記載を

「12歳以上の小児〔「小児等への投与」の項参照〕」

と改め、[重要な基本的注意] の項の本剤の投与に関する記載を

「用法・用量どおり正しく使用しても効果が認められない場合は、本剤が
適当でないと考えられるので、投与を中止すること。なお、12歳以上の
小児に投与する場合には、使用法を正しく指導し、経過の観察を十分行
うこと。」

と改め、

「重篤な呼吸抑制があらわれるおそれがあるので、12歳未満の小児には投
与しないこと（「小児等への投与」の項参照）。」

「重篤な呼吸抑制のリスクが増加するおそれがあるので、18歳未満の肥満、
閉塞性睡眠時無呼吸症候群又は重篤な肺疾患を有する患者には投与し
ないこと。」

を追記し、[小児等への投与] の項を

「12歳以上の小児には副作用の発現に特に注意し、必要最小限の使用にと
どめるなど慎重に投与すること。〔呼吸抑制の感受性が高い。小児等に
対する安全性は確立していない。〕」

と改め、

「12歳未満の小児には投与しないこと。〔呼吸抑制の感受性が高い。海外
において、12歳未満の小児で死亡を含む重篤な呼吸抑制のリスクが高い
との報告がある。〕」

を追記する。

(注) 患者向医薬品ガイドを作成する医薬品に特定する。

【医薬品名】 キキョウ流エキス・カンゾウエキス・シャゼンソウエキス・
シャクヤクエキス・ジヒドロコデインリン酸塩
コデインリン酸塩水和物・オウヒエキス

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

[慎重投与] の項の

「新生児、乳児（「小児等への投与」の項参照）」

を削除し、[重要な基本的注意] の項に

「重篤な呼吸抑制があらわれるおそれがあるので、12歳未満の小児には投与しないこと（「小児等への投与」の項参照）。」

「重篤な呼吸抑制のリスクが増加するおそれがあるので、18歳未満の肥満、閉塞性睡眠時無呼吸症候群又は重篤な肺疾患を有する患者には投与しないこと。」

を追記し、[小児等への投与] の項を

「12歳未満の小児には投与しないこと。〔呼吸抑制の感受性が高い。海外において、12歳未満の小児で死亡を含む重篤な呼吸抑制のリスクが高いとの報告がある。〕」

と改める。

(注) 患者向医薬品ガイドを作成する医薬品に特定する。

別紙 7

2 2 4 鎮咳去たん剤

8 1 1 あへんアルカロイド系麻薬

【医薬品名】 コデインリン酸塩水和物
ジヒドロコデインリン酸塩

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

[慎重投与] の項の

「新生児、乳児（「小児等への投与」の項参照）」

を削除し、[重要な基本的注意] の項に

「重篤な呼吸抑制があらわれるおそれがあるので、12歳未満の小児には投与しないこと（「小児等への投与」の項参照）。」

「重篤な呼吸抑制のリスクが増加するおそれがあるので、18歳未満の扁桃摘除術後又はアデノイド切除術後の鎮痛には使用しないこと。」

「重篤な呼吸抑制のリスクが増加するおそれがあるので、18歳未満の肥満、閉塞性睡眠時無呼吸症候群又は重篤な肺疾患を有する患者には投与しないこと。」

を追記し、[小児等への投与] の項を

「12歳未満の小児には投与しないこと。〔呼吸抑制の感受性が高い。海外において、12歳未満の小児で死亡を含む重篤な呼吸抑制のリスクが高いとの報告がある。〕」

と改める。

(注) 患者向医薬品ガイドを作成する医薬品に特定する。

【医薬品名】 ジヒドロコデインリン酸塩・エフェドリン塩酸塩・
塩化アンモニウム

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

[慎重投与] の項の

「新生児、乳児（「小児等への投与」の項参照）」

を削除し、[重要な基本的注意] の項の本剤の投与に関する記載を

「用法・用量どおり正しく使用しても効果が認められない場合は、本剤が
適当でないと考えられるので、投与を中止すること。

なお、12歳以上の小児に投与する場合には、使用法を正しく指導し、経過の観察を十分に行うこと。」

と改め、

「重篤な呼吸抑制があらわれるおそれがあるので、12歳未満の小児には投与しないこと（「小児等への投与」の項参照）。」

「重篤な呼吸抑制のリスクが増加するおそれがあるので、18歳未満の肥満、閉塞性睡眠時無呼吸症候群又は重篤な肺疾患を有する患者には投与しないこと。」

を追記し、[小児等への投与] の項を

「12歳未満の小児には投与しないこと。〔呼吸抑制の感受性が高い。海外において、12歳未満の小児で死亡を含む重篤な呼吸抑制のリスクが高いとの報告がある。〕」

と改める。

(注) 患者向医薬品ガイドを作成する医薬品に特定する。

別紙9

264 鎮痛、鎮痒、収斂、消炎剤

【医薬品名】 ロキソプロフェンナトリウム水和物（外皮用剤）

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

〔副作用〕 の項に新たに「重大な副作用」として

「ショック、アナフィラキシー：

ショック、アナフィラキシー（血圧低下、蕁麻疹、喉頭浮腫、呼吸困難等）があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には直ちに使用を中止し、適切な処置を行うこと。」

を追記する。

【医薬品名】 ヒドロキシコバラミン

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

[副作用] の「重大な副作用」の項に

「急性腎障害：

急性腎障害があらわれることがあり、腎尿細管壊死が認められた症例も報告されている。観察を十分に行い、異常が認められた場合には適切な処置を行うこと。」

を追記する。

【医薬品名】 ニボルマブ（遺伝子組換え）

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

[副作用] の「重大な副作用」の項の肝機能障害、肝炎に関する記載を

「肝機能障害、肝炎、硬化性胆管炎：

AST (GOT) 増加、ALT (GPT) 増加、 γ -GTP 増加、Al-P 増加、ビリルビン増加等を伴う肝機能障害、肝炎、硬化性胆管炎があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には投与を中止するなど、適切な処置を行うこと。」

と改める。

【医薬品名】フルコナゾール
ホスフルコナゾール

【措置内容】以下のように使用上の注意を改めること。

[副作用] の「重大な副作用」の項に

「薬剤性過敏症症候群：

初期症状として発疹、発熱がみられ、更に肝機能障害、リンパ節腫脹、白血球増加、好酸球増多、異型リンパ球出現等を伴う遅発性の重篤な過敏症状があらわれることがあるので、観察を十分に行い、このような症状があらわれた場合には投与を中止し、適切な処置を行うこと。なお、ヒトヘルペスウイルス6（HHV-6）等のウイルスの再活性化を伴うことが多く、投与中止後も発疹、発熱、肝機能障害等の症状が再燃あるいは遷延化することがあるので注意すること。」

を追記する。

〈参考〉厚生労働省：重篤副作用疾患別対応マニュアル 薬剤性過敏症症候群

【医薬品名】金チオ硫酸ナトリウムを含有するパッチテスト用薬

【措置内容】以下のように使用上の注意を改めること。

[重要な基本的注意] の項の遅発陽性反応に関する記載を

「遅発陽性反応が検査 7～10 日後に発現することがあり、金チオ硫酸ナトリウムについては、検査 20 日以上経過してから遅発陽性反応が発現したとの報告もある。」

と改め、

「パッチテスト実施前には、感作や遅発陽性反応が生じる可能性があることを患者に説明し、判定後に陽性反応が発現した場合は、速やかに医療機関を受診するように注意を促すこと。」

を追記する。

【医薬品名】 一般用医薬品
コデインリン酸塩水和物含有製剤及びジヒドロコデインリン酸塩含有製剤（2歳未満の用法を有する製剤）

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

[相談すること] の項に

「次の方は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
次の診断を受けた人。

呼吸機能障害、閉塞性睡眠時無呼吸症候群、肥満症」

を追記し、

「服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

まれに下記の重篤な症状が起こることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。

呼吸抑制：

息切れ、息苦しさ等があらわれる。」

を追記し、[用法及び用量に関連する注意] の項の「2歳未満の乳幼児には、医師の診療を受けさせることを優先し、止むを得ない場合にのみ服用させること」の記載を

「12歳未満の小児には、医師の診療を受けさせることを優先すること」

と改める。

(注) 外部の容器又は外部の被包の記載も「12歳未満の小児には、医師の診療を受けさせることを優先すること」と改めること。

(注) 用法及び用量で認められている最大年齢が11歳未満の場合、[用法及び用量に関連する注意] の項、外部の容器又は外部の被包の記載も「12歳未満」を最大年齢に置き換えて改めること。

【医薬品名】 一般用医薬品
コデインリン酸塩水和物含有製剤及びジヒドロコデインリン酸塩含有製剤（12歳未満の用法を有し、2歳未満の用法を有しない製剤）

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

[相談すること] の項に

「次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
次の診断を受けた人。
呼吸機能障害、閉塞性睡眠時無呼吸症候群、肥満症」

を追記し、

「服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
まれに下記の重篤な症状が起こることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。
呼吸抑制：
息切れ、息苦しさ等があらわれる。」

を追記し、[用法及び用量に関連する注意] の項に

「12歳未満の小児には、医師の診療を受けさせることを優先すること」

を追記する。

(注) 外部の容器又は外部の被包にも「12歳未満の小児には、医師の診療を受けさせることを優先すること」を記載すること。

(注) 用法及び用量で認められている最大年齢が11歳未満の場合、[用法及び用量に関連する注意] の項、外部の容器又は外部の被包の記載も「12歳未満」を最大年齢に置き換えて追記すること。

【医薬品名】 一般用医薬品
コデインリン酸塩水和物含有製剤及びジヒドロコデインリン酸塩含有製剤（12歳未満の用法を有しない製剤）

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

[相談すること] の項に

「次の方は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
次の診断を受けた人。

呼吸機能障害、閉塞性睡眠時無呼吸症候群、肥満症」

を追記し、

「服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

まれに下記の重篤な症状が起こることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。

呼吸抑制：

息切れ、息苦しさ等があらわれる。」

を追記する。

【医薬品名】 要指導医薬品

ロキソプロフェンナトリウム水和物（外皮用剤）

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

[相談すること] の項に

「使用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに使用を中止し、この文書を持って医師又は薬剤師に相談すること
まれに下記の重篤な症状が起こることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。

ショック（アナフィラキシー）：

使用後すぐに、皮膚のかゆみ、じんましん、声のかすれ、くしゃみ、のどのかゆみ、息苦しき、動悸、意識の混濁等があらわれる。」

を追記する。

事 務 連 絡
平成 29 年 7 月 7 日

日本チェーンドラッグストア協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課

要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品について

標記について、別添のとおり各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部
(局) 長宛てに通知したのでお知らせします。



薬生安発 0707 第1号
平成 29 年 7 月 7 日

各 (都道府県
保健所設置市
特別区) 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長
(公 印 省 略)

要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 4 条第 5 項第 3 号の規定に基づく要指導医薬品である下記 1. の医薬品について、平成 29 年 7 月 7 日をもって医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 7 条の 2 に定める期間を満了するため、同年 7 月 8 日より要指導医薬品から一般用医薬品（第一類医薬品）に移行することとなりました。

これに伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 4 条第 5 項第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（平成 29 年厚生労働省告示第 245 号）が平成 29 年 7 月 7 日に告示され、同年 7 月 8 日に適用されます。

医薬品の分類が要指導医薬品から第一類医薬品に変更になった医薬品については、区分に応じた適切な情報提供が行われるよう指導方よろしくお願ひします。

記

1. 要指導医薬品から第一類医薬品に移行する医薬品

有効成分	第一類医薬品となる日
アルミノプロフェン	平成 29 年 7 月 8 日

2. 改正告示の概要

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 4 条第 5 項第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成 26 年厚生労働省告示第 255 号）第 1 号中からアルミノプロフェンを削除する。

薬生監麻発 0707 第 3 号
平成 29 年 7 月 7 日

日本チェーンドラッグストア協会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長



医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

標記について、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）長宛てに別添写し
のとおり通知いたしましたので、貴会会員に対する周知徹底方についてご配慮願います。

薬生監麻発 0707 第 1 号
平成 29 年 7 月 7 日

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件」（平成 29 年厚生労働省告示第 246 号。以下「経過措置告示」という。）が平成 29 年 7 月 7 日に公布され、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 50 条に基づき、直接の容器又は直接の被包に記載されていない事項（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 209 条の 2、第 209 条の 3 及び第 210 条第 6 号に規定する事項に限る。以下「区分等表示」という。）を変更する必要性が生じた下記 1 に示す医薬品（変更前に製造販売されたものに限る。）については、一定期間変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこととしました。

具体的には、下記 1 に示す適用日から 1 年間は、変更後の区分等表示を記載されていることを要しないこととします。

また、今般、区分等表示が変更となった医薬品の取扱いに係る留意事項について、下記 2 のとおりまとめましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくお願いします。

記

1 区分等表示が変更となった医薬品

成分名	適用日
アルミノプロフェン	平成 29 年 7 月 8 日

詳細は、別添を参考とすること。

2 医薬品の区分等表示に係る留意事項

- ア 区分等表示の変更前に製造販売された医薬品（以下「旧表示医薬品」という。）については、経過措置告示により、それぞれの適用日から1年間は、変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。

- イ 旧表示医薬品については、シール等を貼付することにより変更後の区分等表示をすることも認められること。なお、シール等の貼付については、製造販売業者の責任の下、店舗等で行われることについても認められる。

- ウ 旧表示医薬品については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第216条の2第2項の規定により、その外部の容器又は外部の被包（以下「外部の容器等」という。）に変更後の区分等表示が記載されている場合、直接の容器又は直接の被包に変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。

- エ 区分等表示が変更となった医薬品については、それぞれの適用日以降は、直接の容器又は直接の被包及び外部の容器等の区分等表示にかかわらず、変更後の区分に従った陳列、販売及び情報提供等の方法を採用すること。

<別添>

区分等表示が変更となった医薬品について

成分名	現区分	新区分	参照通知
アルミノプロフェン	要指導医薬品	第一類医薬品	要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品について（平成 29 年 7 月 7 日薬生安発 0707 第 1 号）

平成29年7月7日

各 位

「働き方改革」及び「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」 に関する要請書

政府では、労働力人口が減少していく中、女性や高齢者が働きやすく、また、意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作り、労働生産性を上げて成長を持続させるため、長時間労働の削減などの「働き方改革」を推進しております。「働き方改革」は、本年3月28日に政府としてまとめた「働き方改革実行計画」においても「日本経済再生に向けて、最大のチャレンジ」と位置づけられるなど、非常に重要な課題です。

「働き方改革」の実現のためには、日本の企業文化、日本人のライフスタイル、日本人の働くということに対する考え方そのものを転換し、これまでの働き方を大きく見直すことが必要です。各々の企業においては、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を改めたり、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するなど、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。

こうした「働き方改革」の一環として、政府として一昨年からは、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方以降を家族と過ごす時間などに充てられるよう、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などの推進により夏の生活スタイルを変革する国民運動を「ゆう活」として展開しています。また、本年2月からは、働き方改革を促し、消費活性化のきっかけとするため、月末金曜日の早期退社を促す「プレミアムフライデー」も開始されたところです。

国家公務員については、より一層の業務の効率化を図り、朝型勤務やフレックスタイム制等を活用するなど、本年度も働き方を含めた生活スタイルの変革に向けた取組を率先することとしています。

つきましては、本年も各企業においても、それぞれの企業の実情に応じた労使の自主的な取組を行っていただくことを期待しております。

本年の取組におきましては、「ゆう活」は単なる始業時刻の前倒しではなく、本来の趣旨は仕事と生活の調和の実現であり、業務の効率化に併せて取り組むことが重要であることなどのポイントや、これまで各企業において積み重ねてきていただいた取組事例を周知しながら、広く「ゆう活」が浸透するよう展開してまいります。

これまでも貴団体からは、傘下団体・企業等への「働き方改革」や「ゆう活」に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところでありますが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

厚生労働省医政局経済課長
大西 友弘

事 務 連 絡

平成29年7月10日

日本チェーンドラッグストア協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課

平成28年度厚生労働行政推進調査事業補助金(厚生労働科学特別研究事業)
「薬局・薬剤部の機能を活用した副作用報告の推進に関する研究」結果に
ついて(情報提供)

標記について、別添のとおり、各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管
部(局)薬務主管課あて情報提供いたしましたので、貴会会員への周知方願
いたします。

事務連絡
平成29年7月10日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）薬務主管課御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課

平成28年度厚生労働行政推進調査事業補助金（厚生労働科学特別研究事業）
「薬局・薬剤部の機能を活用した副作用報告の推進に関する研究」結果について（情報提供）

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

平成28年度厚生労働行政推進調査事業補助金（厚生労働科学特別研究事業）
「薬局・薬剤部の機能を活用した副作用報告の推進に関する研究」（研究代表者 東京薬科大学薬学部 益山光一教授）において、研究報告書がとりまとめられましたので、本研究の成果である「医薬関係者の副作用報告ガイダンス骨子」について情報提供いたします。

医療用医薬品と関連が疑われる副作用について、医療機関からの副作用報告及び医療機関と薬局が連携して行う副作用報告を円滑に実施するための参考として、貴管内の医療機関及び薬局において御活用いただけますようお願いいたします。

「医薬関係者の副作用報告ガイダンス骨子」は別紙のとおりです。医療機関内での職種間の連携等の必要性を踏まえ、医薬関係者による副作用報告を行う際の留意事項について、取りまとめられています。

なお、医療機関等による副作用報告の方法や様式等については、「医療機関等からの医薬品、医療機器又は再生医療等製品についての副作用、感染症及び不具合報告の実施要領の改訂について」（平成28年3月25日付け薬生発0325第4号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）を御参照ください。



医薬関係者の副作用報告ガイダンス骨子

本ガイダンス骨子は、「薬局・薬剤部の機能を活用した副作用報告の推進に関する研究」(平成28年度 厚生労働科学特別研究事業 研究代表者 益山光一)において、医療機関等からの副作用報告を促進するため、医療機関等における医薬関係者による副作用報告業務の参考となるよう、医療用医薬品と関連が疑われる副作用について、医療機関からの副作用報告及び医療機関と薬局が連携して行う副作用報告を円滑に実施する上で想定される留意点を示したものである。

今後、各種の医療機関等での副作用報告の実態や実施可能性をさらに調査・検討し、ガイダンスの内容を充実していく予定である。

【ガイダンスのポイント】

- 近年の医療用後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及、高齢者のみならずポリファーマシーによる医薬品単剤のみではない複合的な副作用の発生など、医薬品の安全性を取り巻く環境の変化がみられる。
- 医薬関係者においては、患者が被る恐れのある副作用について、可能な限り未然に防止するよう努めるとともに、様々な機会をとらえ、患者に発生した副作用の端緒に気づき、軽減できるよう、医療機関内での職種間、さらには院外の薬局を含めた施設間で連携するとともに、必要な副作用報告などを行う。
- 医療機関等から当局（（独）医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）及び厚生労働省）への副作用等の報告に関しては、次のとおり、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）第68条の10第2項において規定されており（以下「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」という。）、医療機関等においては、その重要性を踏まえて必要な対応に努めることが不可欠である。

（医薬品医療機器等法第68条の10第2項） 薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者又は医師、歯科医師、薬剤師、登録販売者、獣医師その他の医薬関係者は、医薬品、医療機器又は再生医療等製品について、当該品目の副作用その他の事由によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は当該品目の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。（報告先は、医薬品医療機器等法第68条の13第3項の規定により、PMDAとされている。）

- 副作用報告においては、複数の処方薬剤やジェネリック医薬品を特定する情報の提供が求められる。その観点から、医薬品・医療機器等安全性情報報告制度を活用し、当局（PMDA）への直接報告を促す視点で医療機関が対応することを整理した。

【速やかに報告する副作用】

- 製造販売業者においては、医薬関係者から知り得た副作用について、「医薬品等の副作用の重篤度分類基準について」（平成4年6月29日付け薬安第80号厚生省薬務局安全課長通知）別添の重篤性評価の考え方に沿って、死亡、入院相当以上の重篤な副作用を15日、30日の報告期間内に当局（PMDA）に報告している。医薬関係者が、医薬品・医療機器等安全性情報報告制度の報告様式を用いて直接当局（PMDA）に報告する場合は、次に掲げる事項（※）や、症例の重篤性については医療機関においても当該通知別添を参考とすることを考慮する（後述）。

（※）添付文書の記載の有無に関わらず、因果関係が必ずしも明確でない場合でも、以下を参考にする。

- ① 死亡
- ② 障害
- ③ 死亡につながるおそれのある症例
- ④ 障害につながるおそれのある症例
- ⑤ 治療のために病院又は診療所への入院又は入院期間の延長が必要とされる症例（③及び④に掲げる症例を除く。）
- ⑥ ①から⑤までに掲げる症例に準じて重篤である症例
- ⑦ 後世代における先天性の疾病又は異常
- ⑧ 医薬品、医療機器又は再生医療等製品の使用によるものと疑われる感染症による症例等の発生
- ⑨ 医療機器又は再生医療等製品の不具合の発生のうち、①から⑦に掲げる症例等の発生のおそれのあるもの
- ⑩ ①から⑧に示す症例以外で、軽微ではなく、かつ、添付文書等から予測できない未知の症例等の発生
- ⑪ 当該医療機器又は再生医療等製品の不具合の発生のうち、⑩に掲げる症例の発生のおそれのあるもの

出典：「医療機関等からの医薬品、医療機器又は再生医療等製品についての副作用、感染症及び不具合報告の実施要領の改訂について」（平成28年3月25日付け薬生発0325第4号 厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）

【医療機関の対応について】

- 患者において、薬剤に関連することが疑われる副作用であって、治療を要するもの、臨床検査値の異常、患者の生活に著しい影響を及ぼすもの等があった場合は、副作用報告をすることが期待される。当局（PMDA）では、これらの副作用報告について、他の医療機関を含む集積状況の横断的な評価を行い、医薬品の適正使用のための対策を検討しており、医薬関係者においても、これに協力することが期待される。
- 医療機関においては、患者の病態に応じ、例えば、急性疾患では、有効性も期待されるものの一定以上の副作用が服用後比較的短期間で発現することもあり、また、慢性疾患では、1年2年の服用の継続ではじめて発見される副作用もあることから、そのような副作用をしっかりと見極め、必要に応じ副作用報告することが期待される。また、在宅療養への移行の際にフォローアップができるよう、地域診療所や薬局への情報提供できるようにすることが望まれる。
- 医療機関内で、当局（PMDA）に報告する必要のある副作用が疑われる症例が現れたときに、保健衛生の向上に資するよう、遅滞なく副作用の報告（対製造販売業者、対当局（PMDA及び厚生労働省））を円滑に行うため、医療機関内での診療科間、診療科と薬剤部門間での連絡について、方法、書式、連絡項目をあらかじめ設定し、医療機関内で共有しておく。
 - ・ 特に、重篤な副作用が疑われる疾病が、医薬品を処方している診療科で通常取扱っていない疾病に当たる場合は、その疾病の診断に適した診療科と連携するための医療機関内の手順や連絡方法をあらかじめ定めておく。
- 副作用が疑われる事例に関する情報が異なる診療科の医師間、薬剤部門その他の医療機関内の支援部門との間を行き交うことになる場合、副作用が疑われる事例の発生後の管理漏れがないよう、医療機関内で発生した事例の発生時までの情報（症例経過、検査値その他カルテ記載情報、服薬管理情報等）及び当局等に副作用報告する情報を一元的に集約管理する管理者を医療機関内で定めておくことが望ましい。例えば、医療安全管理室、医薬品安全管理責任者、DI室、薬剤部等がその役割を担うことが想定される。
 - ・ 入院の契機となった傷病で副作用が疑われる事例があった場合には、その後に副作用報告することを考慮しても、一元的な情報の管理者との連携を図り、患者の入院までの経過や投薬情報等を収集しておくことが望ましい。その際、

紹介元の病院やかかりつけ薬局、患者及びその家族等から処方されていた医薬品の情報をすべて集めるようにする。

○ また、上記の管理者の下で、医療機関内で発生している副作用が疑われる事例の情報を集約し、常に効率的に確認し、把握できていることが望ましい。

○ 特に、他の診療科の副作用を早期に検出する機会、副作用の鑑別の機会の確保には、専門領域の学会が作成し、厚生労働省の発行する各種重篤副作用疾患別対応マニュアルを活用することができる。

(http://www.info.pmda.go.jp/juutoku/juutoku_index.html)

○ 処方・投薬された薬剤の特定、服薬管理状況、さらに薬剤と副作用が疑われる傷病との関連性の評価においては、医療機関内の関係診療科と薬剤部門と情報の連携を密にする。副作用の診断や処置の検討については、医師が主体となることが特に重要となるが、報告などの業務について薬剤部門、D I 室、医薬品安全管理責任者等の薬剤師も分担するなど、関係職種・部門が対応する範囲をあらかじめ医療機関内で定めておくこと等で、必要な副作用報告が遅れないように配慮する。

・ 例えば、以下のような病院内のデータベース等の中から、副作用報告に該当する症例を抽出し、当局（PMDA）に報告する場合に活用できるように検討することが望ましい。

◇ インシデントレポートデータベース

◇ 薬学的介入事例集（データベース）

◇ D I 室問い合わせデータベース

○ 薬剤との因果関係が必ずしも明確でない場合や、既知の副作用であっても、製造販売業者に報告すること、又は、医薬品・医療機器等安全性情報報告制度の報告様式を用いて当局（PMDA）に報告することを検討する。なお、併用薬剤が複数あり、被疑薬の個別の特定が難しい場合、併用薬の多数の個別製造販売業者への報告が困難な場合などは、医薬品・医療機器等安全性情報報告制度の報告様式を用いた当局（PMDA）への報告を優先することで差し支えない。

○ 副作用報告の要否の検討の際の参考としては、製造販売業者が報告の際の重篤度評価の指標としている「医薬品等の副作用の重篤度分類基準について」（平成 4 年 6 月 29 日付け薬安第 80 号厚生省薬務局安全課長通知）別添を用いることができる。

・ 肝臓・腎臓・血液・過敏症状・呼吸器・消化器・循環器・精神神経系・代謝電解質異常について副作用の重篤度を 3 つのグレードに分類。

- ◇ グレード1：軽微な副作用と考えられるもの
 - ◇ グレード2：重篤な副作用ではないが、軽微な副作用でもないもの
 - ◇ グレード3：重篤な副作用と考えられるもの。すなわち、患者の体質や発熱時の状態等によっては、死亡又は日常生活に支障をきたす程度の永続的な機能不全に陥るおそれのあるもの。
 - ・ グレード1及び2に該当する症例であっても、使用上の注意として記載のない副作用であると疑われるものや、グレード3に該当すると考えられる副作用症例は報告の対象とすることを考慮する。
- 医薬品・医療機器等安全性情報報告制度については、副作用と疑われる疾病の発生から当局（PMDA）に報告するまでの期限は法令では定められていないため、任意であるが、保健衛生上の優先度を考慮して、グレード3に相当するものは15－30日を目途に報告することを目指すことも考慮する。
- 副作用報告の第一報では、詳細情報は必ずしも必要ないので、追って詳細を第二報以降で報告する対応でもよい。
- 院外処方薬の薬剤を投薬された患者での副作用を疑う疾病への対応については次の手順を盛り込む。
 - ・ 特に、6剤以上を服用している高齢者などにおいて、コンプライアンスの低下や有害事象が多い点を考慮する。
 - ・ 院外処方薬の薬剤を処方された患者については、ジェネリック薬が調剤されている可能性があるため、投薬された薬剤を特定するため、患者のお薬手帳等から情報を得る他、必要に応じて、調剤した薬局情報を得て、当該薬局に使用した薬剤名を照会して入手する。なお、医療機関から問い合わせを受けた薬局は、問い合わせをした医療機関が処方せん発行元ではない場合、処方せんを発行した医療機関へ情報提供することが望ましい。
 - ・ その際、他院で処方されたもの、他薬局で調剤されたものなど、患者の服薬状況について知り得た情報を、問い合わせをした医療機関に提供するように薬局に依頼する。（問い合わせをした医療機関で副作用報告を行った場合、薬局において、他院へも情報提供を行うことが望ましい。【薬局の対応について】を参照。）
 - ・ 薬局の薬剤師からのトレーシング・レポート等により、患者の副作用と疑われる状況が報告された場合にあっては、来院・診察時に確認し、処方上の必要な処置の他、副作用報告するかについても検討する。

【薬局の対応について】

- 薬局においても、調剤業務の中で患者に疑われる副作用の端緒をつかみ、処方した医師への受診勧奨や情報提供を行い、また、副作用の疑い時点でも必要に応じて当局（PMDA）への副作用報告を検討することが、安全な薬剤の提供や薬剤の適正使用に資する役割として期待される。
- 薬局においても、リスクの高い医薬品の初回交付時などに、交付する医薬品の主な副作用の内容、副作用の発現時期・発現期間等について、説明を行い、患者の理解を促す。
 - ・ 抗がん剤、抗凝固薬、高齢者で転倒・転落の恐れの高リスクの高い医薬品など
- 残薬の確認や調整の際に、服薬状況と副作用について気になる状況がないか留意する。
 - ・ 特に、6剤以上を服用している高齢者の場合などにおいて、コンプライアンスの低下や有害事象が多い点も考慮する。
- 留意すべき状況として、薬剤の服用開始以降に以下のような内容が発生した状況がないかを聞き取る。
 - 1) ふらつき、眠気、頭痛
 - 2) それらに起因したけが等の転帰
 - 3) 副作用が疑われる場合で、原病以外で受診し、治療を行ったものがあればその状況
 - 4) その他生活に支障を来すような状況
 - ・ その際、クレアチンクリアランス値等の検査値、病名等の情報が受診した医療機関等から処方せんとともに提供されている場合は、薬剤の用法・用量や状況について確認する。
- 患者に副作用が発生していることが疑われた場合は、処方した医療機関側にその状況をトレーシング・レポート等により、フィードバックする。併用薬剤等は、患者のお薬手帳等の情報から他の薬局で交付されているものを含めて網羅的に確認する。
- トレーシング・レポート等で連絡した処方した医療機関と協力し、治療を要するものその他、軽微とはいえ副作用が疑われる事例（上記の【速やかに報告する副作用】を参照）の発生があれば、薬剤との因果関係が必ずしも明確でない場合や、既知の副作用であっても、必要性があれば、医薬品・医療機器等安全性情

報報告制度の報告様式を用いて当局（PMDA）に報告することを検討する。（【医療機関の対応について】を参照。）

- ・ 医療機関側で副作用報告を当局（PMDA）に行うとした場合、薬剤師は調剤し交付した薬剤名（他院で処方されたもの（他院へも情報提供を行うことが望ましい。）、他薬局で調剤されたものを含む。）や患者の服薬状況について知り得た情報を医療機関側に提供する。
- ・ 医師による副作用の診断、患者の転帰、検査値等の副作用を疑う状態に関する情報等を共有する中で、薬局から副作用報告を当局（PMDA）に行うこととした場合、提出に際し、処方した医療機関は連名として記入する。

注）内容については、文言の軽微な修正を加えるとともに、第2回厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会の議論を踏まえ、一部表現を変更している。

医薬品等の副作用の重篤度分類基準について

(平成四年六月二九日)

(薬安第八〇号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省薬務局安全課長通知)

医薬品等の副作用報告については、薬事法(昭和三五年法律第一四五号。以下「法」という。)第六九条(注:薬機法第68条の10第1項。以下同じ。)に基づき製造業者(注:薬機法の製造販売業者。以下同じ。)等の最小限の義務として薬事法施行規則(昭和三六年厚生省令第一号。以下「規則」という。)第六二条の二(注:薬機法施行規則第228条の20。以下同じ。)の規定が設けられている。このことについては、昭和五五年四月一〇日薬発第四八三号薬務局長通知「薬事法の一部を改正する法律の施行について」等及び昭和五九年四月二七日薬発第二九八号薬務局長通知「医薬品等の副作用報告義務の遵守について」により従来より指導してきたところである。また、報告を行う症例等の範囲についても、これらの通知により、法に基づき報告すべき症例等の範囲の明確化を図るとともに、その他の症例等にあっても副作用報告制度の趣旨に鑑み保健衛生上の見地から必要なものについては報告を求め安全対策の万全を図ってきたところである。

今般、副作用報告のより一層の適正化、迅速化を図るため、報告を行う症例の範囲についての判断のための具体的な目安として別添のとおり「副作用の◆重篤度分類基準◆」を作成したので、今後の副作用報告にあたっては、左記に留意してこれを活用し、必要な副作用報告に遺漏のないよう貴管下関係業者に対する指導方よろしくお願いしたい。

記

1 本基準は、副作用の重篤度を概ね次のとおり1~3の三つのグレードに分類したものであること。

グレード1: 軽微な副作用と考えられるもの

グレード2: 重篤な副作用ではないが、軽微な副作用でもないもの

グレード3: 重篤な副作用と考えられるもの。すなわち、患者の体質や発現時の状態等によっては、死亡又は日常生活に支障をきたす程度の永続的な機能不全に陥るおそれのあるもの。

2 本基準は、副作用の重篤度を判断する際の具体的で簡便な目安となるよう作成されたものであるが、その利用にあたっては、個別の副作用症例の重篤度は副作用症状の種類のみでなく、患者の全身状態、原疾患・合併症の現況、転帰等を勘案して総合的に評価されるものであることに留意すること。

3 本基準は、法第六九条に基づき副作用報告すべき症例(以下「六九条報告症例」という。)の範囲の解釈のために作成されたものではないが、本基準のうちグレード3に該当する程度の副作用症例は、六九条報告症例のうち規則第六二条の二第一項第一号にいう「死亡又は障害につながるおそれのある症例」に概ね該当すると考えられるので、六九条報告症例に該当するか否かの判断の目安として活用

されたいこと。

4 六九条報告症例に該当しない副作用症例であっても、保健衛生上の見地から安全対策の万全を図るため、次に該当する程度の副作用症例についてはおおむね次により対応されたいこと。

① グレード 1 に該当すると考えられる副作用症例であって使用上の注意として記載のない副作用であると疑われるもの

平成四年二月二六日薬安第二四号「医薬品副作用等の報告様式の改正等について」の記 3(未知で軽微な副作用の報告について)により定期的に集積報告されたいこと。

② グレード 2 に該当すると考えられる副作用症例であって使用上の注意として記載のない副作用であると疑われるもの

すみやかに報告されたいこと。

③ グレード 3 に該当すると考えられる副作用症例

すみやかに報告されたいこと。

別添

副作用の重篤度分類基準

肝臓

肝障害の重篤度については、原則として、下表に掲げられた臨床検査値、症状等によりグレード分けを行う。また、全身倦怠感、食欲不振、悪心、発熱、発疹等があるなど臨床症状等から肝障害が疑われる場合には、当該症例のGOT、GPT等を確認して、下表により同様に分類すること。また、肝生検の結果が得られている場合にはこれを考慮して判断すること。

副作用のグレード	グレード1	グレード2	グレード3
総ビリルビン (mg/dl)	1.6以上～3.0未満	3.0以上～10未満	10以上
GOT、GPT (U)	1.25xN以上～2.5xN未満 50以上～100未満	2.5xN以上～12xN未満 100以上～500未満	12xN以上 500以上
ALP	1.25xN以上～2.5xN未満	2.5xN以上～5xN未満	5xN以上
γ-GTP	1.5xN以上	—	—
LDH	1.5xN以上	—	—
PT	—	—	40%以下
症状等	—	黄疸 肝腫大 右季肋部痛 脂肪肝	出血傾向、意識障害等の 肝不全症状（劇症肝炎） 肝硬変 肝腫痛 6ヶ月以上遷延する黄疸

N；施設ごとの正常値上限

腎臓

腎障害の重篤度については、原則として、下表に掲げられた臨床検査値、症状等によりグレード分けを行う。また、全身倦怠感、食欲不振、悪心、浮腫、高血圧、頭重感等があるなど臨床症状や尿所見から腎障害が疑われる場合には、当該症例のBUN、クレアチニン等を確認して、下表により同様に分類すること。また、腎生検の結果が得られている場合にはこれを考慮して判断すること。

副作用のグレード	グレード1	グレード2	グレード3
BUN (mg/dl)	1xNを超え25未満	25以上～40未満	40以上
クレアチニン(mg/dl)	1xNを超え2未満	2以上～4未満	4以上
蛋白尿	1+	2+～3+	3+を超える
血尿	顕微鏡的	肉眼的	肉眼的、凝血塊
尿量	—	500ml/24hr以下又は乏尿 多尿 ^{a)}	100ml/24hr以下又は無尿
血清クレアチニン値(mEq/l)	—	5.0以上～5.5未満	5.5以上
その他の症状等	—	—	ネフローゼ症候群 急性腎不全（間質性腎炎、 尿細管壊死、腎臓壊死、 腎乳頭壊死、腎皮質壊死） 慢性腎不全（間質性腎炎、 尿細管壊死、腎臓壊死、 腎乳頭壊死、腎皮質壊死） 尿毒症 水腎症

N；施設ごとの正常値上限

注) 腎性の尿崩症の場合をいう。

血液

血液障害の重篤度については、原則として、下表に掲げられた臨床検査値、症状等によりグレード分けを行う。

副作用のグレード	グレード1	グレード2	グレード3
赤血球	350万未満～300万以上	300万未満～250万以上	250万未満
Hb (g/dl)	11未満～9.5以上	9.5未満～8以上	8未満
白血球	4000未満～3000以上	3000未満～2000以上	2000未満
顆粒球	2000未満～1500以上	1500未満～1000以上	1000未満
血小板	100000未満～75000以上	75000未満～50000以上	50000未満
出血傾向	軽度出血（皮下出血）	中等度出血（粘膜出血） ^{注1)}	重度出血（臓器内出血） ^{注2)}
その他の症状等	—	—	汎血球減少症 （再生不良性貧血等） 赤芽球ろう 無顆粒球症

注1) 粘膜出血 ——— 歯肉出血、鼻出血

注2) 臓器内出血 ——— 頭蓋内出血、消化管出血、肺出血、腎出血、性器出血、筋肉内出血、関節内出血

過敏症状

過敏症状の重篤度については、原則として、下表に掲げられた症状等によりグレード分けを行う。

副作用のグレード	グレード1	グレード2	グレード3
皮膚症状	局所性の発疹 （局所性の紅斑・ 丘疹等） そう痒 （光線過敏症、固定疹、びらん・潰瘍、色素沈着等）	広範囲に分布する発疹 （全身性の紅斑、紫斑 水疱等）	皮膚粘膜眼症候群 中毒性表皮壊死症 紅皮症（剥脱性皮膚炎） ウェバー・クリスチン症候群 SLE様症状 ^{注1)} 強皮症 天疱そう様病変
全身症状 発熱	発熱 ^{注2)}		—
アレルギー	—	—	ショック アナフィラキシー様症状 ^{注4)}
血管炎	—	血管浮腫（顔面浮腫、眼瞼浮腫等喉頭部以外） ^{注3)}	血管浮腫（喉頭浮腫）
局所症状	関節痛 ^{注5)} リンパ節腫脹 ^{注5)}		—

注1) SLE様症状については、全身症状についても考慮すること。

注2) 発熱は、いわゆるDrug feverをいう。

注3) グレード1か、グレード2かの判断は、担当医師等の判断によるものとする。

注4) アナフィラキシー様症状とは、呼吸困難、全身潮紅、血管浮腫（顔面浮腫、喉頭浮腫等）、蕁麻疹のうち複数の症状を合わせ発現した全身的で重篤な症状又はアレルギー性と考えられる急性で重篤な呼吸困難のうち、血圧低下を伴わない場合をいう。

注5) グレード2か、グレード3かの判断は、担当医師等の判断によるものとする。

呼吸器

呼吸器系障害の重篤度については、原則として、下表に掲げられた臨床検査値、症状等によりグレード分けを行う

副作用のグレード		グレード1	グレード2	グレード3
呼吸状態	呼吸困難	息切れ H J分類Ⅱ度 ^{※1}	労作時の呼吸困難 H J分類Ⅲ～Ⅳ度 ^{※1}	安静時の呼吸困難 H J分類Ⅴ度 ^{※1}
	呼吸リズムの障害	—	一過性過換気 臨床症状及び低酸素血症を伴わない睡眠時無呼吸 ^{※2}	呼吸停止（無呼吸） 呼吸抑制（低換気、炭酸ガスナルコーシス） 持続性過換気（呼吸促進、過呼吸） チェーンストークス呼吸 臨床症状又は低酸素血症を伴う睡眠時無呼吸 ^{※2}
動脈血酸素分圧 PaO ₂ (mmHg)		70未満～60以上	60未満～50以上	50未満 投与前に比して20以上の減少
動脈血二酸化炭素分圧 PaCO ₂ (mmHg)		—	—	50以上（低換気） 30以下（過換気）
%肺活量一秒率		—	70%未満～50%以上 70%未満～50%以上	50%未満 50%未満
胸部X線所見	浸潤影	—	片肺の1/3未満 ^{※3}	片肺の1/3以上 ^{※3}
	間質影	—	—	びまん性の間質影の出現
	胸水	—	片肺の1/3未満 ^{※3}	片肺の1/3以上 ^{※3}
喘息発作		—	喘鳴、小発作 ^{※4}	中発作、大発作 ^{※4} 喘息重症状態
咯血		—	血痰	咯血
その他の症状等		しゃっくり あくび さ声 くしゃみ 鼻閉・鼻腔内異和感 咳 喀痰増加・喀痰咳出困難 咽喉頭不快感 咽喉頭痛 気道刺激症状 胸部圧迫感	—	ARDS（成人呼吸促進症候群） 間質性肺炎 PIE症候群 肺線維症 過敏性肺炎 肺水腫 肺塞栓 肺血管炎 舌根沈下 喉頭痙攣 声門浮腫 肺高血圧 ^{※6}
		胸痛、咽喉狭窄感（咽喉頭異常感覚） ^{※5}		

注1) 呼吸困難度のH J分類

- I度 同年輩の人と同様に歩いたり、坂や階段を昇ることができる。息切れ（—）
- II度 同年輩の人と同様に歩けるが、坂や階段は昇れない。
- III度 同年輩の人と同様にはできないが、自分の速度で1600m以上歩ける。
- IV度 休みなしでは、45m位も歩けない。
- V度 衣類の着脱や会話で息切れし、息切れのため、外出できない。

注2) 睡眠時無呼吸とは、睡眠時に10秒以上の呼吸停止状態がおよそ1時間で5回程度認められるもの。この場合の臨床症状としては、頭痛、インポテンツ、高血圧、心不全、昼間の過眠傾向等が挙げられる。

注3) 浸潤影、胸水の程度についての情報が得られない場合には、グレード3に該当するものとみなす。

注4) 喘息発作の分類は、おおむね次によるものとする。

- 小発作 苦しいが横になれる。会話普通、動作普通。
- 中発作 苦しくて横になれない。会話やや困難、動作かなり困難。
- 大発作 苦しくて動けない。会話困難、動作不能。

なお、小児の場合は、小児気管支喘息の発作の程度に関する「小児アレルギー研究会重症度判定委員会基準」（次頁参考）を参照するものとする。

注5) グレード1か、グレード2かの判断は、担当医師等の判断によるものとする。

注6) 肺動脈圧の程度は、「循環器」の重篤度分類基準の肺毛細管圧の分類も参考とすること。

(参考)

小児アレルギー研究会重症度判定委員会基準
小児気管支喘息の発作の程度

	呼吸の状態	生活の状態			
		遊 び	睡 眠	機嫌(会話)	食 事
小発作	軽い喘鳴はあるが呼吸困難はなく、軽い陥没呼吸を伴うこともある。	普通	普通	普通 普通に話をする	普通
中発作	明らかな喘鳴と陥没呼吸を認め、呼吸困難がある。	やや困難	時々目を覚ます	やや不良 話しかければ返事をする	やや不良
大发作	著明な喘鳴、呼吸困難、起坐呼吸を呈し、時にチアノーゼを認める。	不能またはそれに近い状態	不能またはそれに近い状態	不良 話しかけても返事ができない	不良またはそれに近い状態

1. 発作の程度は主に呼吸の状態で判定し、他の項目は参考事項とする。
2. 呼吸音減弱、意識障害(興奮、意識低下、疼痛に対する反応の減弱等)は危険な徴候である。

医薬品副作用の重篤度分類

消化器

消化器系障害の重篤度については、原則として、下表に掲げられた臨床検査値、症状等によりグレード分けを行う

副作用のグレード	グレード1	グレード2	グレード3
悪心、嘔吐	悪心（嘔気）	嘔吐 ^{#1}	—
下痢	軟便、泥状便	グレード3に該当しない水様便	脱水、電解質異常を伴う水様便
消化管出血	便潜血（+）	ショック及びヘモグロビン低下（8.0g/dl以下）を伴わない血便、吐血、下血（メレナ）	ショック又はヘモグロビン低下（8.0g/dl以下）を伴う血便、吐血、下血（メレナ）
口腔内の異常	自覚的な口腔内の不快感 (例)口唇乾燥感、口内不快感、口内腫感、口内苦味感、舌しびれ感、舌異常感	潰瘍性口内炎	—
	客観的な炎症等を伴う口腔内の異常 ^{#1} (例)口角炎、口唇炎（口唇小水疱）、口内炎（口腔のあれ、歯肉痛）、舌炎（舌発疹、舌のあれ、舌痛）、舌苔、黒舌、歯肉肥厚		
食道の異常	自覚的な食道の不快感 (例)つかえ感、食道閉塞感	客観的な炎症、潰瘍等を伴う食道の異常 ^{#2} (例)食道炎、食道潰瘍	
嚥下障害	—	嚥下困難	嚥下不能
胃腸の異常	自覚的な胃腸の不快感 (例)胸やけ、消化不良、胃もたれ感、胃部不快感、腹部不快感、腹痛、食欲不振	—	—
痛み	グレード2に該当しない耐えられる程度の又は治療を要しない程度の胃痛、腹痛	せん痛（胃区痛、腹部疼痛、腸区痛）	—
炎症	胃炎、腸炎、大腸炎 ^{#3}		
	直腸炎（顕性、顕性） ^{#1}		—
	出血性大腸炎、偽膜性大腸炎 ^{#3}		
潰瘍	びらん	胃潰瘍、十二指腸潰瘍、出血性潰瘍、小腸潰瘍、大腸潰瘍 ^{#2}	消化管穿孔
腸管麻痺	便秘 ^{#1}		麻痺性イレウス
肛門の異常	自覚的な肛門の不快感 (例)肛門部痛、肛門部不快感、肛門部違和感、肛門そう痒	—	—
	客観的な炎症等を伴う肛門の異常 ^{#1} (例)肛門周囲炎（肛門のただれ、肛門のびらん）、痔出血、痔脱出		
膵臓障害	アミラーゼ値異常のみ	グレード3に該当しない膵炎	膵壊死、出血性膵炎
その他の症状等	吃逆（いかり）、口渇（口内乾燥感）、吐き（おひ、お気）結腸粘膜炎沈着、鼓腸、放屁、硫黄臭、排便回数増加（便秘、排便切迫、しび）	—	—
	唾液腺炎、便失禁、 ^{#1}		

- 注1) グレード1か、グレード2かの判断は、担当医師等の判断によるものとする。
 注2) グレード2か、グレード3かの判断は、併発する下痢、消化管出血、嚥下障害等の臨床症状の程度により分類する。
 注3) 胃炎、腸炎、大腸炎の表現は、客観的な炎症の有無にかかわらず、嘔吐、胃痛、腹痛、下痢等の臨床症状を総括して使用される場合が多い。これらの重篤度分類は、嘔吐等の臨床症状の程度により分類する。

循環器

循環器障害の重篤度については、原則として、下表に掲げられた臨床検査値、症状等によりグレード分けを行う。

副作用のグレード		グレード1	グレード2	グレード3
血圧の異常	低下	---	90未満～80以上	80未満
	収縮期血圧 (mmHg)	---	90未満～80以上	80未満
	症状	立ちくらみ、起立性めまい、起立性低血圧		脈拍触知不能
	上昇	血圧上昇 (血圧異常上昇、急激な血圧上昇)、高血圧		---
循環障害		---	---	ショック チアノーゼ 末梢循環不全
心拍数 (1/分)	頻脈	---	110以上130未満	130以上
	徐脈	---	50未満40以上	40未満
不整脈	動悸、不整脈 (心臓聴診時)	---	---	---
	上室性期外収縮	---	上室性頻拍	---
	心室性期外収縮 (単発性)	---	心室性期外収縮 (二連発) 二段脈	心室性期外収縮 (多源性) (三連発以上) 心室頻拍 (六連発以上) 心室細動 Torsades de pointes
		---	心房細動 (発作性を含む) 心房粗動 発作性頻脈	---
	一度房室ブロック (房室伝導時間延長)	二度房室ブロック 房室解離 洞停止 脚ブロック (心室内ブロック) (心室内伝導障害) 結節性調律 心室調律	三度房室ブロック (完全房室ブロック) 心停止 (心拍動停止) Adams-Stokes 症候群	
心電図異常	P波消失 PR・PQ延長	ST上昇 ST低下 T波逆転 T波平坦化 U波出現 QT延長 QRS幅拡大	---	
心不全様症状	---	浮腫 (全身・末梢)	心不全 (うっ血性心不全) 右心不全 左心不全 (心臓喘息) 急性心不全 心拡大 (心胸比増大)	
参考	心筋収縮力	60% ≥ 左室射血分数 > 50%	50% ≥ 左室射血分数 > 40%	40% ≥ 左室射血分数
	心拍出量 (心臓)	---	2.5 l/min/m ² ≥	2.2 l/min/m ² ≥
	肺毛細管圧 (肺動脈収縮期) (mmHg)	20以上～30未満	30以上～40未満	40以上
	呼吸困難 「呼吸器」の重篤度分類基準参照)	息切れ HJ分類Ⅱ度	労作時の呼吸困難 HJ分類Ⅲ度～Ⅳ度	安静時の呼吸困難 HJ分類Ⅴ度
虚血性心疾患様症状	胸部不快感 胸内苦悶感 胸部圧迫感 胸痛、狭心痛 (狭心様疼痛)、心筋虚血、冠不全 [※]	---	狭心症悪化 狭心症発作 (同誘発) 心筋梗塞 (冠動脈血栓症) 心筋壊死	

副作用のグレード	グレード1	グレード2	グレード3
心筋・心膜・心内膜障害	—	心膜炎 心膜浸出液貯留 心内膜炎	心筋炎 心筋線維症
	心筋障害 [※]		
血管障害	血管痛	血管収縮 閉欠性跛行 動脈硬化症	瘰癧 血管炎 血栓性静脈炎 血栓症 動脈血栓・静脈血栓 血栓塞栓(梗塞) 肺塞栓(梗塞) 脳塞栓(梗塞) 腸間膜塞栓
	レイノー様症候群 [※] (瘰癧を伴わないもの)		
その他の症状	顔面潮紅(ほてり) 熱感 灼熱感 のぼせ	—	—

注 グレード1か、グレード2かの判断は、担当医師等の判断によるものとする。

精神神経系

精神神経系障害の重症度については、原則として、下表に掲げられた状態等に応じ、自覚的か・他覚的か、周囲のコントロールができるか否か、介助が必要か否か、一過性か持続性か、可逆性か非可逆性か等を勘案してグレード分けを行う。

副作用のグレード		グレード1	グレード2	グレード3
精神的活動と行動異常	気分の高揚又は不安定	自覚的な気分の高揚又は不安定 (H)情緒不安定、気分動揺、感情易変、神経過敏、過敏性、いらいら感、不機嫌、不安(感)、焦燥感、多弁、気分高揚、衝動、多幸症(多幸感)	グレード1の状態が他覚的にも認められ、行動の異常を伴うもの (H)躁うつ・躁状態、躁転、攻撃性、刺激興奮、興奮、易刺激性、不穏、焦燥多動、徘徊、衝動行為、抑制欠如、感情失禁	グレード2のうち、症状が重く、コントロール困難なもの
	気分・意欲・行動の低下	自覚的な気分や意欲の低下感 (H)意欲減退、鈍重、無気力、無気力感、気力低下状態、無欲状態、頭がボーとする、ぼんやり、夢のような状態、集中力低下、うつ状態、抑うつ(状態)、憂うつ、メランコリー	グレード1の状態が他覚的にも認められるもの	グレード2のうち、症状が重く、コントロール困難なもの (H)自殺念慮・企図、抑うつ性昏迷
	精神病様症状	—	一過性の錯覚・幻覚・せん妄(夜間譫妄等)	持続する錯覚・幻覚・せん妄、錯乱、妄想
	知的精神機能の障害	自覚的な知的能力の低下 (H)物忘れ、記憶力・記銘力の減退	他覚的に認められる知的能力の低下 (H)前向健忘、逆向健忘	グレード2のうち、症状が重く持続するもの (H)痴呆
意識の障害		自覚的な意識の障害 (H)眠気、もうろう感、覚醒困難、覚醒遅延、酩酊感、残眠感、後睡眠、鎮静、過度鎮静、悪夢、多夢	他覚的にも認められる意識の障害 (H)頻眠、嗜眠、うとうと状態、もうろう状態、意識混濁、一過性の意識喪失、失神、見当識障害、見当識喪失	グレード2のうち、症状が重く持続するもの (H)昏睡、持続する意識喪失
運動障害	協調運動	自覚的な協調運動の障害 (H)ふらつき、めまい、眩暈、ふらふら(感)	他覚的にも認められる協調運動の障害 (H)運動失調、協調運動障害	グレード2のうち、症状が重く日常生活上重大な支障となり介助を必要とするもの
		—	他覚的に認められる歩行の障害 (H)すくみ足、歩行障害、歩行困難、失調歩行、歩行異常	グレード2のうち、症状が重く日常生活上重大な支障となり介助を必要とするもの (H)歩行不能
	筋力・麻痺	—	他覚的に認められる筋力の低下及び障害 (H)筋緊張低下、筋脱力、筋力低下、不全麻痺	グレード2のうち、症状が重く日常生活上重大な支障となり介助を必要とするもの (H)顔面麻痺、四肢麻痺、片麻痺、単麻痺
		筋痛・関節痛	耐えられる程度の又は治療を要しない程度のもの (H)関節痛、筋肉痛、背部痛、腰痛、項部痛、頭部痛	症状が重く持続するもの

副作用のグレード		グレード1	グレード2	グレード3	
運動障害 (続き)	錐体外路症状 不随意運動	一過性の軽度の不随意運動 (M)一過性の振戦(四肢振戦、手指振戦)、手のふるえ、ふるえ、	不随意運動が持続し、神経症状として把握が可能なもの (M)粗大な又は持続する振戦、口周部の不随意運動、顔面チック、舌突出、仮面様顔貌、ジスキネジア、運動過多、アカシジア、多動、パーキンソン症候群(同症状、同様症状、同症状の増悪)	グレード2のうち、症状が重く日常生活上重大な支障となり介助を必要とするもの	
		自覚的な筋緊張異常 (M)寒動、動作緩慢、肩凝り、前傾前屈姿勢、下肢のつっぱり感、	筋緊張の程度が強く、神経症状として把握が可能なもの (M)顔面・口周囲緊張、筋緊張亢進、固縮、筋強直、筋強直、筋硬直、筋硬直、頸部〔四肢〕強直、体のこわばり	グレード2のうち、症状が重く日常生活上重大な支障となり介助を必要とするもの	
	言語障害	自覚的な言語障害	他覚的にも認められる言語障害	グレード2のうち、症状が重く日常生活上重大な支障となり介助を必要とするもの	
		(M)舌(口)のもつれ、舌の運動障害	(M)構音障害、構語障害、	(M)失語症	
	眼球運動障害		一過性の眼球運動障害 (M)眼球偏位、眼球回転発作、眼球側方発作、眼球挙上、眼振、複視、	グレード2のうち症状が重く持続するもの	
		反射	反射の減弱 (M)腱反射減弱 反射運動能力低下	反射の病的亢進 反射の消失 (M)バビンスキー反射	
	痙攣	自覚的なもの (M)身ぶるい	局所の痙攣 (M)頸縮、筋れん縮、頸部・顔面の痙攣、上肢の伸展、筋痙攣、	全身的な痙攣 (M)全身痙攣、てんかん発作、てんかん様発作、間代性痙攣、強直性痙攣、痙攣発作、痙攣の誘発、後弓反張	
		感覚器機能障害	聴覚障害	自覚的な聴覚障害	客観的に認められる一過性の聴覚障害
	(M)耳鳴、耳閉塞感、			(M)聴力減退、聴力低下	(M)非可逆性難聴、聾(完全に聞こえない状態)
	視覚障害		自覚的な視覚異常	客観的に認められる一過性の視覚障害	非可逆性の視覚障害
(M)羞明、視力減退感、閃光感、霧視、視調節障害、			(M)一過性視力低下 一過性色覚異常	(M)視神経炎、失明、視野障害、	
嗅覚障害	一過性の嗅覚障害 (M)嗅覚異常、異臭感			非可逆性の嗅覚障害 (M)嗅覚脱失	
味覚障害	一過性の味覚障害 (M)舌異常感、味覚異常、味覚減退			非可逆性の味覚障害 (M)味覚脱失	
知覚(感覚)障害	一過性の知覚(感覚)障害 (M)四肢等のしびれ、舌のしびれ、口唇部のしびれ感 耳痛、知覚(感覚)要察、知覚(感覚)減退		非可逆性の知覚(感覚)障害 (M)知覚(感覚)脱失		

副作用のグレード	グレード1	グレード2	グレード3
末梢神経 (神経障害)	一過性の神経痛	持続する神経痛	グレード2のうち症状が重く日常生活上重大な支障となり介助を必要とするもの (Ⅷ)ギラン・バレー症候群、多発性神経炎、末梢神経炎、ミオパシー
依存性	—	軽い精神依存性があり用量増加傾向(耐性出現傾向)の認められるもの	身体依存性、離脱症状(禁断症状)が認められるもの
その他	あくび、脳貧血症症状、浮動感、不安定感、頭痛、頭重(感)、頭部圧迫感、違和感、身体異常感、疲労感、全身倦怠感、脱力感、不快感、気分不快、	嚥下困難(嚥下力低下)流涎	嚥下不能 悪性症候群 悪性高熱 脳症・白質脳症 髄膜炎・髄膜炎様症状 脳血管障害 (脳出血、脳梗塞等)

注) グレード1か、グレード2かの判断は、担当医師等の判断によるものとする。

代謝・電解質異常

代謝・電解質異常の重篤度については、原則として、下表に掲げられた臨床検査値、症状等によりグレード分けを行う。

副作用のグレード		グレード1	グレード2	グレード3
血糖異常 (mg/dl)	血糖値 上昇	随時血糖 120~200 又は 空腹時 120~140 食後 160~200	随時血糖 201~300 又は 空腹時 141~200 食後 201~300	随時血糖 301以上
	症状	—	—	糖尿病性昏睡
	血糖値 低下	69~60	59~51	50以下
	症状	—	めまい、頭痛、空腹感、 イライラ感、著明な発汗 等の低血糖症状	低血糖性昏睡、痙攣
代謝性 アシドーシス	動脈血 pH	7.35未満~7.20以上	7.20未満~7.15以上	7.15未満
	症状	—	—	意識障害、血圧低下、痙攣、 呼吸障害 (Kussmaul型)
代謝性 アルカローシス	動脈血 pH	7.46以上~7.50未満	7.50以上~7.60未満	7.60以上
	症状	—	—	痙攣、テタニー、高血圧、不 整脈
血中カルシウム 異常 (mg/dl)	上昇	10.6以上~12.1未満	12.1以上~15.0未満	15.0以上
	症状	—	—	意識障害
	低下	8.5未満~8.0以上	8.0未満~6.5以上	6.5未満
	症状	—	—	テタニー、血圧低下、不整脈 精神症状
血清カリウム異 常 (mEq/l)	上昇 ^{a)}	5.0以上~5.5未満	5.5以上~6.0未満	6.0以上
	症状	—	—	不整脈、筋麻痺
	低下	3.5未満~3.1以上	3.1未満~2.5以上	2.5未満
	症状	—	—	脱力、筋麻痺、不整脈
血清ナトリウム 異常 (mEq/l)	上昇	150以上~155未満	155以上~160未満	160以上
	症状	—	—	中枢神経症状 (意識障害、痙 攣)
	低下	135未満~125以上	125未満~115以上	115未満
	症状	—	—	精神障害、痙攣、意識障害、 病的反射

注) 腎障害に伴う血清カリウム値の上昇は、「腎臓」の重篤度分類基準によること。

事 務 連 絡
平成 29 年 7 月 11 日

日本チェーンドラッグストア協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

組織再編等に伴い変更となる様式について

今般、標記について、各都道府県衛生主管部（局）宛て別添のとおり通知しましたので、御了知の上、関係者への周知方よろしく申し上げます。

事 務 連 絡
平成 29 年 7 月 11 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

組織再編等に伴い変更となる様式について

この度、厚生労働省組織令等及び厚生労働省組織規則の一部改正に伴い、平成 29 年 7 月 11 日付けで、当課の名称が「安全対策課」から「医薬安全対策課」に変更されました。

課名変更に伴う従前の通知の取扱いについては、別添 1 の平成 29 年 7 月 10 日付け薬生発 0710 第 1 号「厚生労働省組織令等及び厚生労働省組織規則の一部改正に伴う医薬・生活衛生局及び医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部の組織再編等について」により、組織再編等前に発出された医薬・生活衛生局内の各職による通知は、別途の通知が発出されない限り、組織再編等後に当該通知に係る事務を所管する職の発出による通知とみなし、その効力を維持するものとするとしております。

また、組織再編等前に発出された通知中の組織の名称及び職名については、今後、当該通知を改正する際に組織再編等に合わせた所要の改正を行うこととし、それまでの間、組織再編等後の組織の名称及び職名とみなして取り扱うこととするとしております。

以上より、各種届出等の様式のうち、今回の組織再編等に伴い変更となる様式は、別添 2 のとおりとなりますので、御了知願います。

薬生発0710第1号
生食発0710第56号
平成29年7月10日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

医薬・生活衛生局長
(公印省略)

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長
(公印省略)

厚生労働省組織令等及び厚生労働省組織規則の一部改正に伴う医薬・生活衛生局及び医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部の組織再編等について

厚生労働省組織令等の一部を改正する政令（平成29年政令第185号）が平成29年7月7日に、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第71号）が同月11日に公布され、ともに11日から施行されます。これにより、医薬・生活衛生局、医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部等の組織再編が行われることとなりました。今回の改正の概要は下記のとおりですので、改正の趣旨を御了知の上、関係団体、関係機関等への周知等について対応方よろしくお願い申し上げます。

記

第1 改正の趣旨

近年の保健医療分野の技術革新等に対応するため、医学的知見に基づき厚生労働省の所掌事務を総括整理する職として、「医務技監」を設置するとともに、

内閣の最重要課題である「働き方改革」、「少子化対策・子育て支援・児童虐待防止」、「生産性向上」の課題に的確に対応するため関係部局を再編する。

「生活衛生・食品安全部」については、組織再編の全体調整の中で廃止されるが、当外部門は、国民の健康危機管理の上で、引き続き極めて重要で社会的関心も高く、多様で専門性の高い業務であるため、局長を補佐し、生活衛生・食品安全部門を総括整理する職として、「生活衛生・食品安全審議官」を設置する。

第2 改正の内容

1 医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部の組織再編について

- (1) 生活衛生・食品安全部を廃止し、同部が分掌していた生活衛生・食品安全部門を医薬・生活衛生局に一元化する。なお、これに伴う所掌事務の増減はない。
- (2) 当該部門の事務を総括整理する職として、大臣官房に生活衛生・食品安全審議官を設置する。
- (3) 企画情報課を生活衛生・食品安全企画課に、基準審査課を食品基準審査課に、監視安全課を食品監視安全課に改める。また、食品監視安全課との区別を明確にするために医薬・生活衛生局におかれている安全対策課を医薬安全対策課に改める。

2 その他所要の改正

第3 その他

1 既存の通知の取扱いについて

今回の組織再編等に伴い医薬・生活衛生局及び医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部の通知については、今後次のように取り扱うこととする。

- (1) 組織再編等前に発出された医薬・生活衛生局及び医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部内の各職による通知は、別途の通知が発出されない限り、組織再編等後に当該通知に係る事務を所管する職の発出による通知とみなし、その効力を維持するものとする。
 - (2) 組織再編等前に発出された通知中の組織の名称及び職名については、今後、当該通知を改正する際に組織再編等に合わせた所要の改正を行うこととし、それまでの間、組織再編等後の組織の名称及び職名とみなして取り扱うこととする。
- ### 2 生活衛生・食品安全審議官及び改称された課の名称の英訳について
- (1) 「大臣官房生活衛生・食品安全審議官」は、Councillor for

Environmental Health and Food Safety, Minister's Secretariat とする。

- (2) 「医薬安全対策課」は、Pharmaceutical Safety Division と、「生活衛生・食品安全企画課」は、Policy Planning Division for Environmental Health and Food Safety と、「食品基準審査課」は、Food Standards and Evaluation Division と、「食品監視安全課」は、Food Inspection and Safety Division と改めることとする。

平成29年7月4日

厚生労働省の組織再編について

近年の保健医療分野の技術革新等に対応するため、医学的知見に基づき厚生労働省の所掌事務を総括整理する職として、「医務技監」を設置します。

また、安倍内閣の最重要課題である「働き方改革」、「少子化対策・子育て支援・児童虐待防止」、「生産性向上」の課題に的確に対応するため関係部局を再編します。

この組織再編は、本日閣議決定した厚生労働省組織令等の一部を改正する政令に基づくものであり、7月7日に公布、7月11日に施行する予定です。

1. 医務技監の新設（次官級）

近年の保健医療分野の技術革新や国際保健上の課題等に対応するため、医学的知見に基づき厚生労働省の所掌事務を総括整理する職として、「医務技監」を新設します。

2. 雇用環境・均等局の新設

非正規労働者の処遇改善、女性活躍推進や均等処遇、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を強力に推進するため、「雇用環境・均等局」を新設します。

3. 子ども家庭局の新設

保育・子育て人材や児童相談所等の子育て支援基盤の一体的整備や切れ目のない子育て仕事両立支援の推進など、子ども・子育て支援に特化した「子ども家庭局」を新設します。

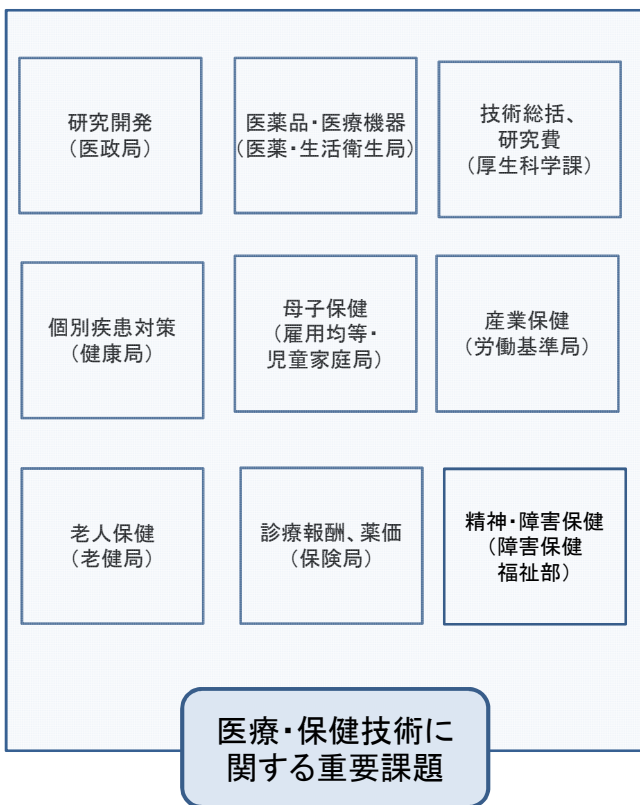
4. 人材開発統括官の新設

若者の雇用の安定や働く方の能力開発の促進を支援し、生産性の向上を推進するため、「人材開発統括官」を新設します。

医務技監の新設

【現状】

●医療・保健の技術分野で、部局連携による対応が必要な重要課題が多数



医務技監【次官級 新設】

医療・保健に係る重要施策について専門的観点から「統理」

(※総合的、包括的にすべおさめること)

- ◆ 医療技術の革新(ゲノム、情報通信技術ICTなど)を保健医療施策に反映し、イノベーションをリード、医療現場での実用化推進。
- ◆ 医療関係者とハイレベルの調整
- ◆ 国際保健で日本が貢献するための中心的機能を果たす。
- ◆ 国内の健康危機事案に対し、公衆衛生上の専門的立場から、内閣官房と連携して対応。国民に対し正確な情報発信。

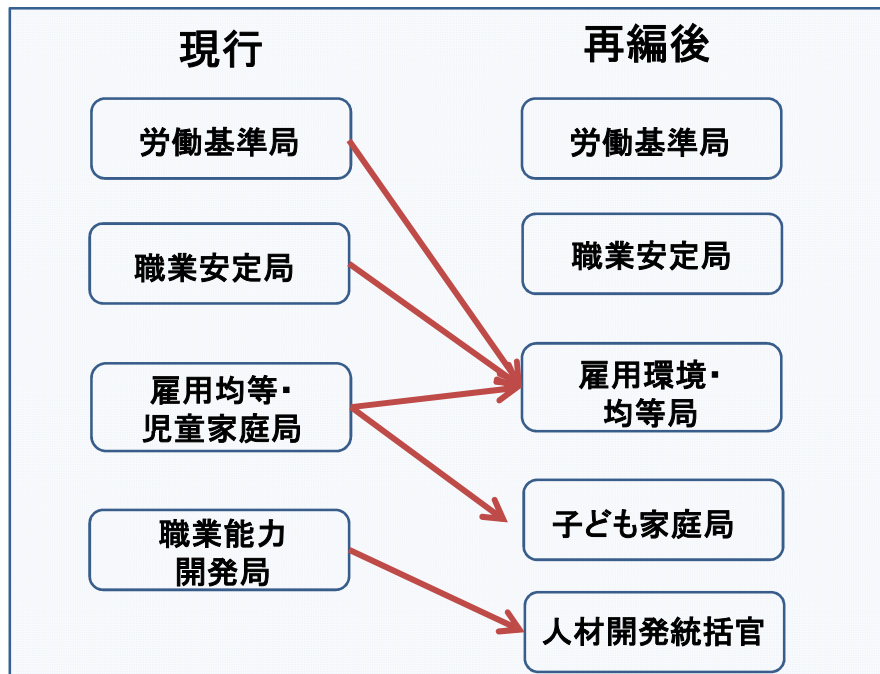
設置法改正

●医療・保健分野は、国際社会における重要性も増大

- ・健康危機管理(新興・再興感染症)
- ・ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)
- ・高齢化対策
- ・薬剤耐性菌(AMR)問題 など

雇用環境・均等局、子ども家庭局、人材開発統括官の新設

直面する「働き方改革」、「少子化対策・子育て支援」、「生産性向上」の課題に的確に対応し、労働基準局、職業安定局、雇用均等・児童家庭局に分かれている非正規労働対策を統合し、関係部局の再編を行う。



1 雇用環境・均等局の新設

働き方改革に特化した局を新設し、

- ① 同一労働同一賃金の実現など非正規労働者の処遇改善
- ② 女性活躍推進や均等処遇の推進
- ③ 長時間労働の削減等ワーク・ライフ・バランスの実現
- ④ 短時間・在宅労働の雇用環境改善

などに沿って組織を再編し、働き方改革を強力に推進する体制の強化を図る。

2 子ども家庭局の新設

子ども・子育て支援に特化した局を新設し、保育・子育て人材や児童相談所等の子育て支援基盤の一体的整備や切れ目のない子育て仕事両立支援の推進、虐待防止対策と連携した社会的養育の推進体制の強化を図る。

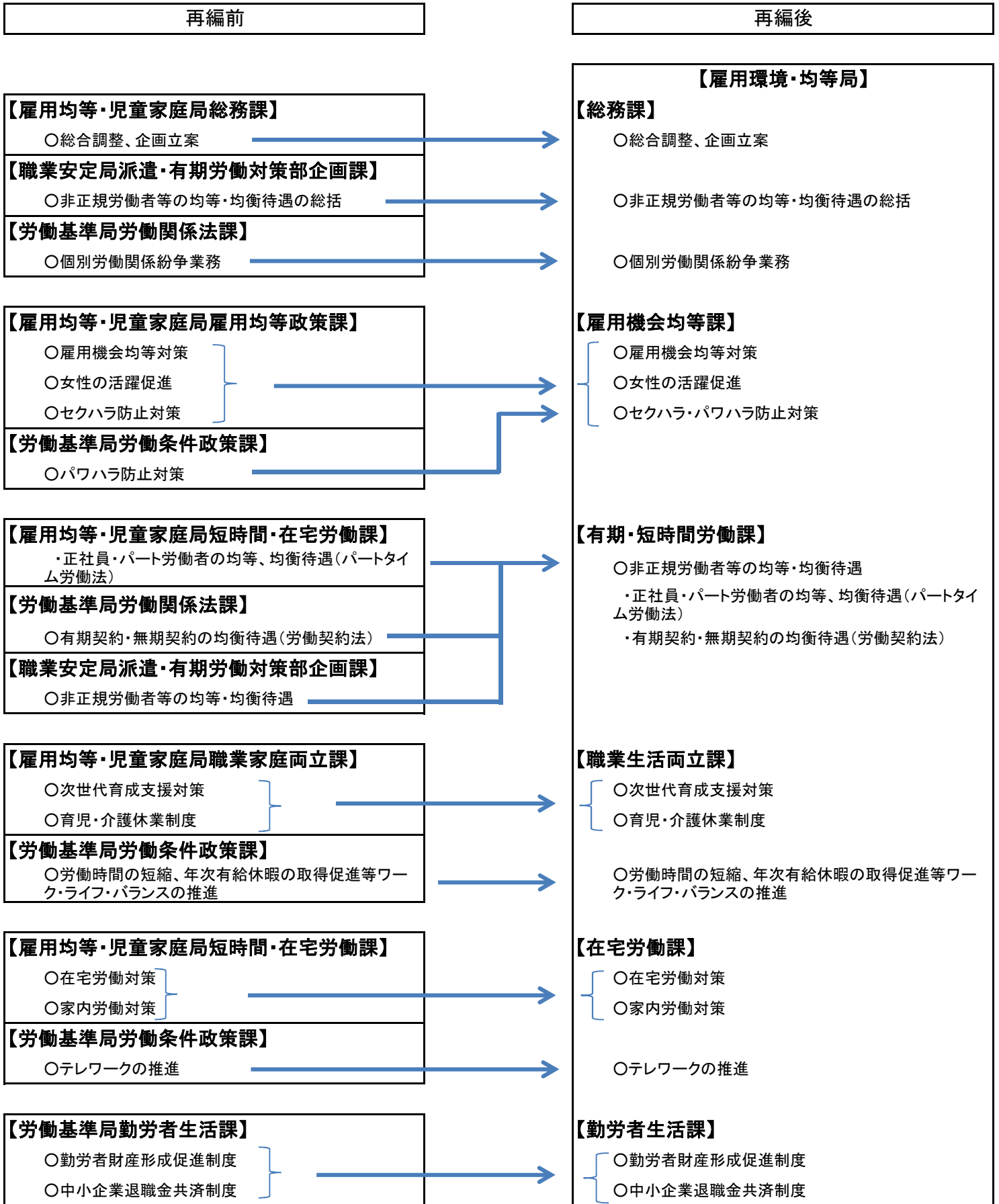
3 人材開発統括官の新設

生産性の向上を推進する統括官を新設し、

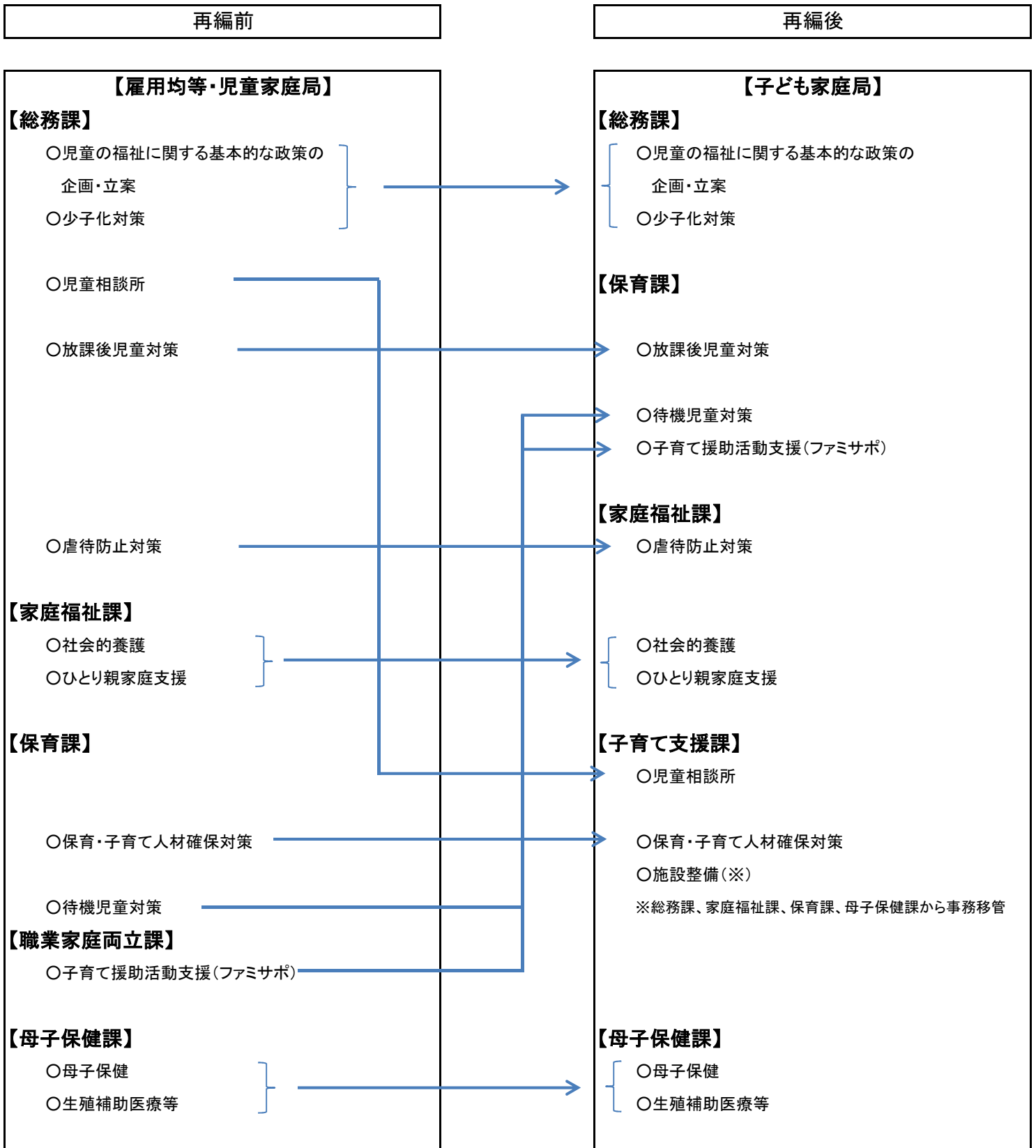
- ①働き手一人ひとりの能力開発を通じた若者の就労支援(若年者雇用対策の企画立案の一元化)
- ②人材育成

の二つの柱に沿って組織を再編し、人材開発の支援体制の強化を図る。

組織再編後の雇用環境・均等局(新設)の業務



組織再編後の子ども家庭局(新設)の業務



人材開発統括官(新設)の組織再編後の業務

再編前

再編後

【職業能力開発局】

【総務課】

○総合調整、企画立案

【能力開発課】

○公共職業訓練の総合調整、運用

【キャリア形成支援課】

○ジョブカード制度

○キャリアコンサルティング

【能力評価課】

○技能検定制度

○技能競技大会

【海外協力課】

○技能実習制度

【人材開発統括官】

【参事官(人材開発総務担当)】

○総合調整、企画立案

【参事官(人材開発政策担当)】

○公共職業訓練の総合調整、運用

【参事官(若年者・キャリア形成支援担当)】

○ジョブカード制度

○キャリアコンサルティング

○若年者の雇用対策

【参事官(能力評価担当)】

○技能検定制度

○技能競技大会

【参事官(海外人材育成担当)】

○技能実習制度

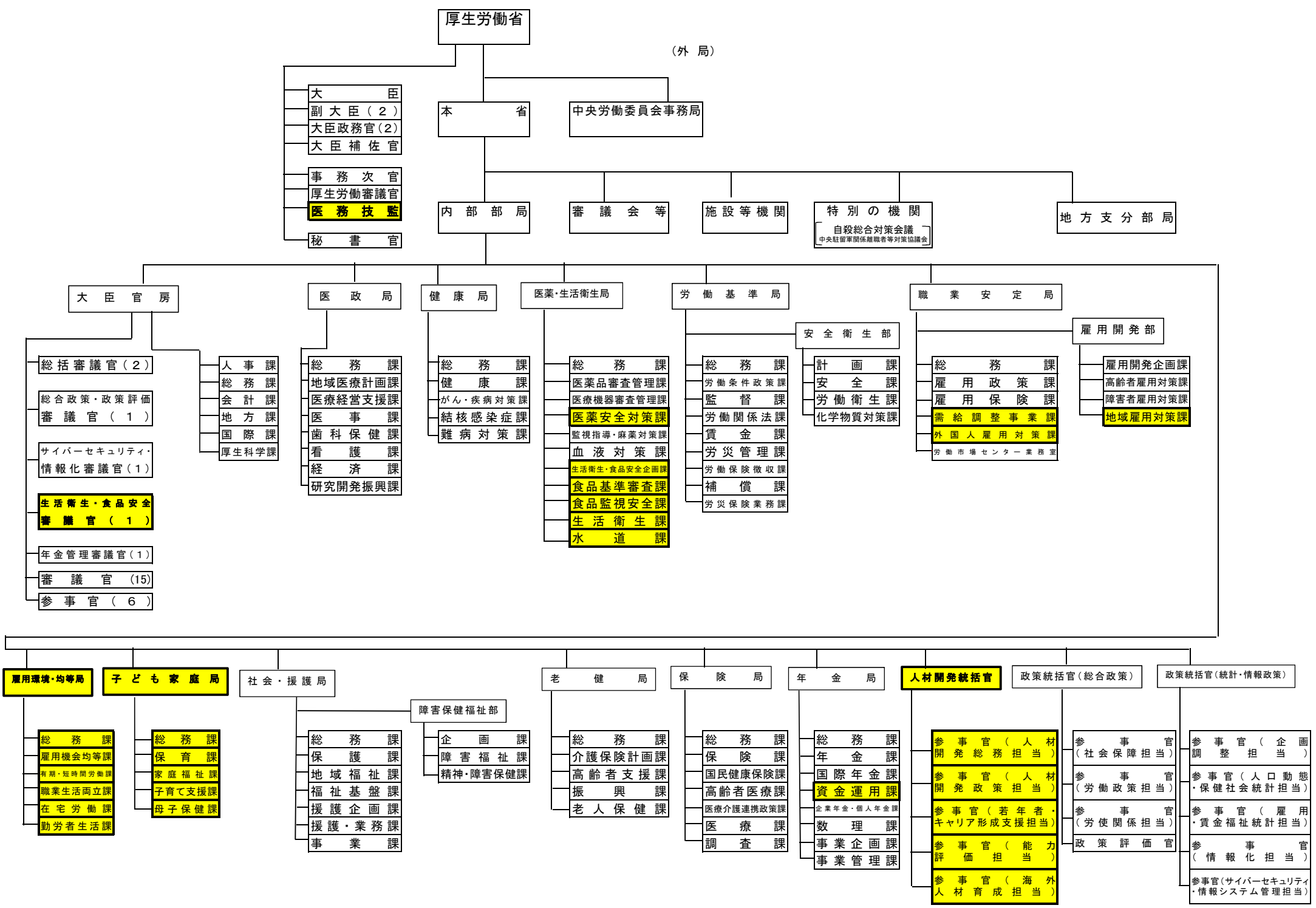
【職業安定局派遣・有期労働対策部】

【企画課】

○若年者の雇用対策



厚生労働省機構図(組織再編後)



薬生監麻発 0712 第 2 号

平成 29 年 7 月 12 日

日本チェーンドラッグストア協会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長

(公 印 省 略)

B 型慢性肝疾患治療薬「ベムリディ®錠 25mg」の
中国国内で確認された偽造品について

今般、別添のとおり、ギリアド・サイエンシズ株式会社が販売している B 型慢性肝疾患治療薬「ベムリディ®錠 25mg」（以下、「ベムリディ®」という。）について、中国国内において、包装（箱）の表示や製品ボトルのラベルが日本語で記載された偽造品が確認されたため、別添のとおり、各都道府県等衛生主管部（局）長あて通知しましたので、御了知いただくとともに、貴会会員に周知いただきますよう御協力をお願いします。

薬生監麻発 0712 第 1 号

平成 29 年 7 月 12 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

B 型慢性肝疾患治療薬「ベムリディ®錠 25mg」の
中国国内で確認された偽造品について

今般、別紙のとおり、ギリアド・サイエンシズ株式会社が販売している B 型慢性肝疾患治療薬「ベムリディ®錠 25mg」（以下、「ベムリディ®」という。）について、中国国内において、包装（箱）の表示や製品ボトルのラベルが日本語で記載された偽造品が確認されました。

現在のところ、日本国内においてベムリディ®の偽造品は確認されておらず、また偽造品の服用に起因すると考えられる健康被害の報告も受けていませんが、もし、このような偽造品を発見した場合には、決して、流通させたり、調剤したり、服用させたりすることがないように、貴管下の医療機関、薬局及び医薬品の販売業者に対する注意喚起をお願いいたします。

なお、事案の概要、正規品の見分け方等については、別紙のギリアド・サイエンシズ株式会社のホームページ掲載資料を御覧ください。

平成 29 年 7 月 12 日

中国国内で確認されたB型慢性肝疾患治療薬「ベムリディ®錠25mg」の偽造品について

ギリアド・サイエンシズ株式会社

この度、中華人民共和国（以下「中国」）国内において、弊社が製造販売する B 型慢性肝疾患治療薬「ベムリディ®錠 25mg」（以下「ベムリディ」）について、包装（箱）の表示や製品ボトルのラベルが日本語で記載された偽造品が確認されました。

現在のところ、日本国内において、ベムリディの偽造品は確認されておらず、また偽造品の服用に起因すると思われる健康被害の報告も受けておりません。

今回の偽造品は、中国でのみ確認されておりますが、包装等が日本語で記載されていることから、注意喚起が必要と判断しお知らせするものです。

偽造品および正規品の主な特徴は以下のとおりです（詳細は別紙参照）。

なお、これらはこれまでに見つかった例であり、今後、別の形態の偽造品が発見されるおそれもあります。偽造品が疑われる場合は、その内容物の外観等にかかわらず、決して調剤や内服をしないようにしてください。

	偽造品	正規品
包装（箱）	封緘シールが付いていない 側面に製品名の記載が無く、 不自然に空白が多い 開封口のミシン目が雑	封緘シールがついている 側面に製品名の記載がある
製品ボトルのふた	オレンジ色	青色
錠剤の外観	白色の錠剤	黄色のフィルムコーティング錠 丸型（直径 8mm、厚さ 4mm）

* 偽造品と思われる製品を発見した場合や製品に関するその他のお問い合わせにつきましては、下記までご連絡ください。

メディカルサポートセンター フリーダイヤル : 0120-506-295
受付時間 : 9:00~17:30（土・日・祝日および会社休日を除く）

別紙

偽造品

- 箱に封緘シールがない。
- ボトルのふたがオレンジ色で、チャイルドレジスタンスキャップではない。
- 側面に製品名の記載が無く、不自然に空白がある。
- 開封口のミシン目のつくりが雑である。
- ラベルに正規品とは異なる書体が使用されている。



ベムリディ正規品

【個装箱】

サイズ：42mm × 45mm × 75mm

- 封緘シールが開封口とは別の箇所についており、開封したことが分かる仕様になっている。
- 側面に製品名の記載がある。

【ボトル】

サイズ：径 38mm × 高さ おおよそ 66.6mm

特徴

- 14錠入りで、ボトルのふたはチャイルドレジスタンス機能が付いている。
- ボトル本体は白、ふたは青色
- ボトル内のインダクションシール（内ふた）は、つまみのない白い円形で、端からはがし取る仕様のもの。スプーンの柄などで内ふたを破ることは出来ません。

【錠剤】

- 丸い黄色のフィルムコーティング錠
- 大きさ：直径 8mm、厚さ 4mm、重さ 208mg
- 識別コード：GSI・25



商業動態統計月報

Monthly Report on the Current Survey of Commerce

平成 2 9 年 5 月 分

May, 2017

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ

Research and Statistics Department
Minister's Secretariat
Ministry of Economy, Trade and Industry

商業動態統計調査 -利用上の注意-

本月報の内容は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

1. 調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の販売活動などの動向を明らかにすることを目的としている。

2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第17号)に基づいて実施している。

3. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業, 小売業」(平成25年10月改定)のうち代理商, 仲立業を除く全国の事業所(企業)である。

4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省から委任を受けた都道府県が調査員を通じて対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。ただし、百貨店・スーパー、コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア及びホームセンターの企業本部については、経済産業省が対象企業又は対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。

5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在である。

6. 標本設計

本調査は、平成24年経済センサス-活動調査の対象事業所を母集団とし、標本理論に基づいて抽出された事業所を対象として平成27年7月分から実施している。標本は、下記のとおり個別標本と地域標本の2種類から構成されている。なお、標本の抽出に当たっては、業種別に目標精度が5%以下(卸売業は8%以下)(標準誤差率表示)となるように設計されている。

(1) 個別標本

①個別標本は全ての卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所(百貨店・スーパーを含む)を対象としている。なお、企業調査の対象企業傘下の事業所については、標本設計の対象から除外している。

②業種別、従業者規模別に標本抽出枠(以下「セル」という)を設定し、セルごとに標本数を決定している。

(2) 地域標本

①地域標本は調査区(143調査区)を指定し、その調査区内の従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所を除く)を対象としている。

②調査区は平成24年経済センサス-活動調査の調査区をもとに商業動態統計調査用の調査区を作成し、層別(4層)に抽出を行っている。

7. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁1～4票の7種類に区分される。

(1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

(2) 乙票の対象範囲

① 甲票の対象を除いた卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所のうち、丙票対象及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

② 経済産業大臣が指定する調査区内に所在する従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除く)。

(3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー(11.(3)参照)に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

(4) 丁1票の対象範囲

一定規模以上のコンビニエンスストア(日本標準産業分類 細分類5891)のチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

(5) 丁2票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業(中古品を除く)又は細分類5932-電気事務機械器具小売業(中古品を除く)に属する事業所(売場面積500㎡以上の家電大型専門店)を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(6) 丁3票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(7) 丁4票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6091-ホームセンターに属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内 容 例 示
AV家電	テレビ・プロジェクタ（CRT、液晶、PDP）、ビデオディスク、BD・DVD（再生専用、録画再生機）、BS・CS機器、ステレオ、スピーカ、AV編集機器、ラジオ・ポータブルオーディオ、GPSナビゲーション、ヘッドホン、マイクロホン、AV接続機器、電子楽器、VTR、携帯オーディオ機器、ホームオーディオ機器、メディアクリーナなど
情報家電	パソコン・パソコン周辺機器（デスクトップ型・ノート型パソコン、タブレット端末、モニタ、プリンタ等）、ゲーム関連機器、電子手帳・辞書、コピー・シュレッダーなど
通信家電	移動体通信機器（携帯電話機、パーソナル無線、データ通信カード・端末）、電話機・FAXなど
カメラ類	ビデオカメラ・デジキ、デジタルスチルカメラ（コンパクト型、一眼レフ）、カメラアクセサリ、交換レンズなど
生活家電	家事・調理家電（洗濯機・衣類乾燥機、ふとん乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、炊飯器、電子レンジ、オープンレンジ、食器洗い機・乾燥機、電磁調理器、クッキングヒーター、ホームベーカリー、トースター、電子炊飯ジャー、ジャーポット、電気ケトル、コンロ・ガステーブル、電気プレート・鍋、ジューサー・ミキサー類、コーヒーマーカー、もちつき機、精米機、家庭用ゴミ処理機、浄水器・カートリッジ、アイロン・ズボンプレスサ、クリーナ、スチーム・高圧洗浄クリーナ、掃除機等） 理美容・健康関連（シェーバー、ドライヤー・ヘアサロン、フェイスクア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電気測定器具（電子血圧計、電子体温計、電子歩数計等）、フィットネス機器、電気マッサージ器具・治療器、吸入器等） 空調・季節家電（エアコン、冷風機・冷風扇、扇風機、換気扇、空気清浄機・除湿機・加湿器、石油暖房器具、温水ルームヒータ、電気温風機・電気ストーブ、家具調こたつ、電気カーペット、電気掛・敷毛布等）
その他	温水洗浄便座、24時間風呂、モニタ付ドアホン、火災警報器、照明器具、電池、管球、配線器具、自然冷媒ヒートポンプ給湯器など

(6) 第6部 ドラッグストア販売

本統計表は、丁3票（7. (6)参照）について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内 容 例 示
調剤医薬品	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬
OTC医薬品	医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など
ヘルスケア用品 （衛生用品）・介 護・ベビー	ヘルスケア（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等）
健康食品	健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティー ケア（化粧品・ 小物）	化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティーケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等）
トイレタリー	歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など
家庭用品・日用 消耗品・ペット 用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレトーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット・ペット用品（愛玩用・鑑賞用（動物、魚類、鳥類、爬虫類等）、愛玩用・鑑賞用飼料（ペットフード）、鑑賞魚用水槽、鳥かご、ペット用小屋（犬小屋、巣箱等）、ペット用装飾品（首輪、衣服等）、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用リード、ペット用シーツ、ペット用キャリーケース等）
食品	菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

5. 家電大型専門店販売額の動向

平成29年5月の家電大型専門店販売額は3236億円、前年同月比でみると0.4%の増加となった。商品別にみると、その他が同7.0%の増加、生活家電が同1.5%の増加、カメラ類が同1.3%の増加、通信家電が同0.6%の増加となった。一方、AV家電が同▲7.0%の減少、情報家電が同▲1.1%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

合計	AV 家電	情報 家電	通信 家電	カメラ類	生活 家電	その他	店舗数
3,236	390	645	246	159	1,428	368	2,497
0.4	▲7.0	▲1.1	0.6	1.3	1.5	7.0	2.6

6. ドラッグストア販売額の動向

平成29年5月のドラッグストア販売額は5104億円、前年同月比でみると5.8%の増加となった。商品別にみると、食品が同8.1%の増加、ビューティケア（化粧品・小物）が同7.3%の増加、その他が同6.6%の増加、OTC医薬品が同5.4%の増加、健康食品が同5.3%の増加、家庭用品・日用消耗品・ペット用品が同4.5%の増加、調剤医薬品が同4.4%の増加、トイレタリーが同3.5%の増加、ヘルスケア用品（衛生用品）・介護・ベビーが同2.0%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

合計	調剤 医薬品	OTC 医薬品	ヘルスケア 用品(衛生 用品)・介 護・ベビー	健康 食品	ビューティ ケア(化粧 品・小物)	トイレ タリー	家庭用品・ 日用消耗 品・ペット 用品	食 品	その他	店舗数
5,104	308	723	340	175	775	504	786	1,373	121	14,479
5.8	4.4	5.4	2.0	5.3	7.3	3.5	4.5	8.1	6.6	5.1

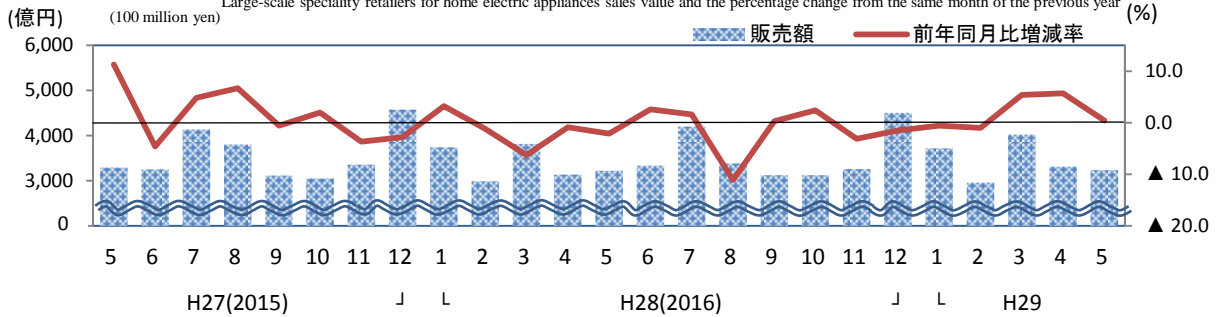
7. ホームセンター販売額の動向

平成29年5月のホームセンター販売額は3125億円、前年同月比でみると▲0.7%の減少となった。商品別にみると、インテリアが同▲5.5%の減少、電気が同▲5.3%の減少、家庭用品・日用品が同▲1.7%の減少、DIY用具・素材が同▲1.2%の減少、ペット・ペット用品が同▲1.0%の減少、カー用品・アウトドアが同▲1.0%の減少となった。一方、その他が同3.8%の増加、園芸・エクステリアが同1.4%の増加、オフィス・カルチャーが同0.3%の増加となった。

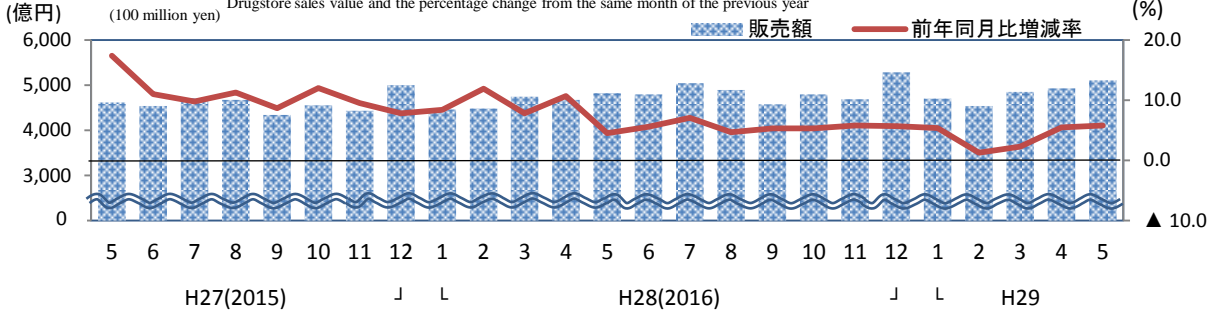
(単位:億円、店、%)

合計	DIY用具 ・素材	電 気	インテリア	家庭用品 ・ 日用品	園 芸・ エクステ リア	ペット・ ペット用 品	カー用 品・アウ トドア	オフィス ・カル チャー	その他	店舗数
3,125	636	140	204	644	733	218	167	130	254	4,279
▲0.7	▲1.2	▲5.3	▲5.5	▲1.7	1.4	▲1.0	▲1.0	0.3	3.8	1.1

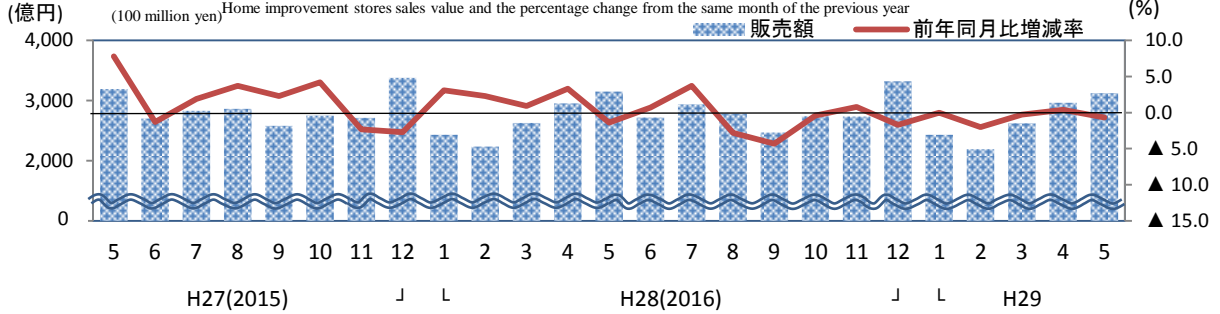
家電大型専門店販売額・前年同月比増減率の推移



ドラッグストア販売額・前年同月比増減率の推移



ホームセンター販売額・前年同月比増減率の推移



家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター販売額、前年(度、同期、同月)比増減率及び店舗数

Large-scale specialty retailers for home electric appliances, Drugstore and Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month/term of the previous year and number of establishments

(単位:億円、店、%) (100 million yen)

年月	家電大型専門店 Large-scale specialty retailers for home electric appliances			ドラッグストア Drugstore			ホームセンター Home improvement stores			Year and month
	販売額	前年比	店舗数(店)	販売額	前年比	店舗数(店)	販売額	前年比	店舗数(店)	
	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	
平成 26 年	45,311	-	2,443	49,375	-	13,069	33,452	-	4,124	C.Y. 2014
27	42,467	▲6.3	2,432	53,609	6.4	13,547	33,012	▲1.3	4,209	2015
28	41,830	▲1.5	2,472	57,258	6.8	14,190	33,090	0.2	4,273	2016
平成 26 年度	41,781	-	2,446	49,423	-	13,157	32,517	-	4,139	F.Y. 2014
27	42,288	1.2	2,430	54,776	9.2	13,653	33,159	2.0	4,218	2015
28	41,984	▲0.7	2,478	57,665	5.3	14,361	33,040	▲0.4	4,271	2016
平成 28 年 1~3月	10,544	▲1.7	2,430	13,687	9.3	13,653	7,296	2.0	4,218	Q1 2016
4~6	9,697	▲0.1	2,441	14,297	6.8	13,811	8,817	0.8	4,236	Q2
7~9	10,704	▲3.1	2,448	14,511	5.7	13,898	8,185	▲1.1	4,236	Q3
10~12	10,884	▲0.9	2,472	14,763	5.6	14,190	8,793	▲0.5	4,273	Q4
平成 29 年 1~3月	10,698	1.5	2,478	14,094	3.0	14,361	7,245	▲0.7	4,271	Q1 2017
平成 28 年 3月	3,818	▲6.3	2,430	4,744	7.8	13,653	2,630	0.9	4,218	Mar. 2016
4	3,137	▲0.9	2,435	4,676	10.7	13,737	2,950	3.3	4,235	Apr.
5	3,224	▲2.1	2,433	4,825	4.5	13,782	3,147	▲1.4	4,232	May
6	3,336	2.6	2,441	4,796	5.6	13,811	2,720	0.7	4,236	Jun.
7	4,202	1.6	2,446	5,045	7.1	13,855	2,936	3.7	4,244	Jul.
8	3,383	▲11.1	2,443	4,893	4.7	13,887	2,781	▲2.8	4,234	Aug.
9	3,119	0.3	2,448	4,573	5.3	13,898	2,468	▲4.3	4,236	Sep.
10	3,124	2.4	2,450	4,792	5.3	14,033	2,738	▲0.4	4,245	Oct.
11	3,252	▲3.1	2,457	4,689	5.8	14,111	2,737	0.8	4,257	Nov.
12	4,507	▲1.5	2,472	5,282	5.7	14,190	3,318	▲1.7	4,273	Dec.
平成 29 年 1月	3,716	▲0.6	2,465	4,704	5.4	14,216	2,433	0.0	4,263	Jan. 2017
2	2,960	▲1.0	2,466	4,537	1.3	14,284	2,189	▲2.0	4,264	Feb.
3	4,022	5.4	2,478	4,853	2.3	14,361	2,623	▲0.3	4,271	Mar.
4	3,316	5.7	2,490	4,933	5.5	14,448	2,962	0.4	4,280	Apr.
5	3,236	0.4	2,497	5,104	5.8	14,479	3,125	▲0.7	4,279	May

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table1 Sales value by goods and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年月	商品販売額 Sales of goods	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア(化粧品・小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日用消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 Others	店舗数(店) Number of establishments	Year and Month
平成26年	4,937,496	345,127	736,637	356,282	164,669	726,156	511,691	769,489	1,206,513	120,932	13,069	C.Y. 2014
27	5,360,899	364,366	791,064	388,937	190,617	811,167	535,639	813,831	1,339,365	125,913	13,547	2015
28	5,725,801	375,156	829,612	401,195	197,031	852,185	562,640	881,506	1,491,466	135,010	14,190	2016
平成26年度	4,942,326	348,874	735,340	355,660	163,453	723,102	500,564	769,228	1,227,941	118,164	13,157	F.Y. 2014
27	5,477,603	376,583	804,540	396,989	194,159	825,331	544,642	829,804	1,377,106	128,449	13,653	2015
28	5,766,513	366,386	834,961	401,494	198,481	859,534	565,771	889,511	1,514,881	135,494	14,361	2016
平成28年1~3月	1,368,736	100,359	203,834	103,432	47,517	198,589	132,248	200,797	350,064	31,896	13,653	Q1 2016
4~6	1,429,654	92,541	202,823	98,655	49,583	214,212	142,732	220,663	375,187	33,258	13,811	Q2
7~9	1,451,074	90,150	206,008	95,829	51,022	218,949	144,461	227,288	383,672	33,695	13,898	Q3
10~12	1,476,337	92,106	216,947	103,279	48,909	220,435	143,199	232,758	382,543	36,161	14,190	Q4
平成29年1~3月	1,409,448	91,589	209,183	103,731	48,967	205,938	135,379	208,802	373,479	32,380	14,361	Q1 2017
平成28年3月	474,401	36,053	72,088	35,049	16,060	69,580	45,303	68,500	121,037	10,731	13,653	Mar. 2016
4	467,576	32,531	66,878	32,860	16,101	70,021	45,737	70,079	122,513	10,856	13,737	Apr.
5	482,490	29,447	68,603	33,328	16,627	72,205	48,650	75,278	127,011	11,341	13,782	May
6	479,588	30,563	67,342	32,467	16,855	71,986	48,345	75,306	125,663	11,061	13,811	Jun.
7	504,502	31,020	71,636	33,391	17,647	78,035	51,150	79,097	131,122	11,404	13,855	Jul.
8	489,273	29,813	69,999	32,262	17,531	73,175	48,560	75,909	130,524	11,500	13,887	Aug.
9	457,299	29,317	64,373	30,176	15,844	67,739	44,751	72,282	122,026	10,791	13,898	Sep.
10	479,179	29,796	70,676	32,397	16,230	71,095	46,677	75,867	125,164	11,277	14,033	Oct.
11	468,918	29,640	68,971	33,537	15,461	68,581	45,919	72,870	122,435	11,504	14,111	Nov.
12	528,240	32,670	77,300	37,345	17,218	80,759	50,603	84,021	134,944	13,380	14,190	Dec.
平成29年1月	470,431	29,097	70,597	35,000	16,255	68,648	45,339	71,602	122,686	11,207	14,216	Jan. 2017
2	453,709	30,120	66,231	33,996	15,866	64,917	43,594	66,676	122,060	10,249	14,284	Feb.
3	485,308	32,372	72,355	34,735	16,846	72,373	46,446	70,524	128,733	10,924	14,361	Mar.
4	493,281	31,625	69,278	33,536	16,820	74,839	48,251	75,108	132,337	11,487	14,448	Apr.
5	510,358	30,755	72,281	33,989	17,513	77,472	50,353	78,649	137,254	12,092	14,479	May
平成26年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2014
27	6.4	6.6	4.7	6.3	6.6	8.9	2.6	5.3	8.8	0.4	3.7	2015
28	6.8	3.0	4.9	3.2	3.4	5.1	5.0	8.3	11.4	7.2	4.7	2016
平成26年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2014
27	9.2	8.7	7.3	9.4	11.8	12.0	7.2	7.5	10.5	5.7	3.8	2015
28	5.3	▲2.7	3.8	1.1	2.2	4.1	3.9	7.2	10.0	5.5	5.2	2016
平成28年1~3月	9.3	13.9	7.1	8.4	8.1	7.7	7.3	8.6	12.1	8.6	3.8	Q1 2016
4~6	6.8	2.5	4.4	3.1	2.9	4.5	6.4	8.1	12.0	6.0	3.9	Q2
7~9	5.7	0.4	2.9	0.3	1.2	4.2	4.3	7.7	10.9	8.0	3.7	Q3
10~12	5.6	▲4.2	5.2	1.0	1.8	4.1	2.5	8.8	10.5	6.4	4.7	Q4
平成29年1~3月	3.0	▲8.7	2.6	0.3	3.1	3.7	2.4	4.0	6.7	1.5	5.2	Q1 2017
平成28年3月	7.8	16.0	7.0	8.7	3.3	5.2	4.1	6.9	10.0	7.9	3.8	Mar. 2016
4	10.7	9.9	8.7	8.1	7.2	7.4	8.4	11.3	16.3	8.5	3.9	Apr.
5	4.5	▲2.5	1.9	0.9	1.7	2.4	4.5	6.1	9.4	4.5	3.8	May
6	5.6	0.2	2.8	0.5	0.2	4.0	6.4	7.3	10.7	5.3	3.9	Jun.
7	7.1	0.7	5.5	2.0	2.0	6.2	6.2	9.3	11.5	9.6	3.8	Jul.
8	4.7	0.7	2.6	0.2	1.3	1.8	3.4	5.9	9.9	6.0	3.9	Aug.
9	5.3	▲0.1	0.4	▲1.4	0.3	4.8	3.4	7.9	11.4	8.5	3.7	Sep.
10	5.3	▲4.9	4.2	▲0.8	0.2	3.0	2.2	10.9	10.5	6.2	4.2	Oct.
11	5.8	▲4.0	5.9	1.7	0.6	4.7	3.2	8.4	10.4	7.4	4.4	Nov.
12	5.7	▲3.9	5.6	1.8	4.4	4.5	2.1	7.4	10.7	5.6	4.7	Dec.
平成29年1月	5.4	▲5.6	7.6	3.9	4.2	4.1	3.6	6.7	8.7	2.2	4.6	Jan. 2017
2	1.3	▲10.0	0.1	▲2.0	0.0	3.0	1.0	2.2	5.1	0.5	4.9	Feb.
3	2.3	▲10.2	0.4	▲0.9	4.9	4.0	2.5	3.0	6.4	1.8	5.2	Mar.
4	5.5	▲2.8	3.6	2.1	4.5	6.9	5.5	7.2	8.0	5.8	5.2	Apr.
5	5.8	4.4	5.4	2.0	5.3	7.3	3.5	4.5	8.1	6.6	5.1	May
前年(度・同期・同月)比増減率(%)	Percentage change from the same month/term of the previous year (%)											

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
 Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道 Hokkaido		青森 Aomori		岩手 Iwate		宮城 Miyagi		秋田 Akita		山形 Yamagata		Year and Month
	販売額 (百万円)	店舗数 (店)	販売額 (百万円)	店舗数 (店)	販売額 (百万円)	店舗数 (店)	販売額 (百万円)	店舗数 (店)	販売額 (百万円)	店舗数 (店)	販売額 (百万円)	店舗数 (店)	
平成 26年	209,770	587	40,073	111	56,279	160	85,711	236	28,308	91	33,286	99	C.Y. 2014
27	223,651	616	43,523	127	63,359	170	103,311	240	31,120	98	40,680	104	2015
28	240,175	654	47,970	141	65,693	173	106,785	254	34,686	107	43,526	115	2016
平成 26年度	210,738	584	40,073	113	57,539	163	88,903	239	28,586	91	34,844	100	F.Y. 2014
27	229,820	621	44,565	128	63,531	168	103,105	243	31,988	99	40,652	107	2015
28	242,714	659	48,819	142	66,296	172	108,010	259	35,450	109	44,448	117	2016
平成 28年 1～3月	58,596	621	11,010	128	15,455	168	25,495	243	7,963	99	10,086	107	Q1 2016
4～6	58,612	629	11,931	133	16,255	170	26,503	247	8,597	103	10,892	109	Q2
7～9	62,111	639	12,559	138	17,098	170	27,630	248	9,204	104	11,516	110	Q3
10～12	60,856	654	12,470	141	16,885	173	27,157	254	8,922	107	11,032	115	Q4
平成 29年 1～3月	61,135	659	11,859	142	16,058	172	26,720	259	8,727	109	11,008	117	Q1 2017
平成 28年 3月	18,528	621	3,686	128	5,175	168	8,468	243	2,603	99	3,291	107	Mar. 2016
4	19,223	623	3,869	129	5,295	168	8,713	248	2,788	101	3,550	108	Apr.
5	19,028	624	3,972	132	5,416	169	8,745	248	2,844	103	3,575	110	May
6	20,361	629	4,090	133	5,544	170	9,045	247	2,965	103	3,767	109	Jun.
7	20,710	635	4,175	136	5,732	170	9,290	248	3,021	103	3,794	109	Jul.
8	21,373	640	4,422	138	6,001	170	9,581	250	3,255	104	4,032	109	Aug.
9	20,028	639	3,962	138	5,365	170	8,759	248	2,928	104	3,690	110	Sep.
10	20,078	646	4,120	140	5,554	172	8,890	249	2,945	105	3,591	113	Oct.
11	19,977	647	3,990	141	5,488	173	8,911	252	2,914	106	3,711	114	Nov.
12	20,801	654	4,360	141	5,843	173	9,356	254	3,063	107	3,730	115	Dec.
平成 29年 1月	21,784	654	4,131	144	5,535	173	9,322	254	3,062	108	3,839	115	Jan. 2017
2	20,601	659	3,823	142	5,125	173	8,620	256	2,807	108	3,634	117	Feb.
3	18,750	659	3,905	142	5,398	172	8,778	259	2,858	109	3,535	117	Mar.
4	20,294	659	4,238	144	5,660	172	9,244	260	3,077	111	3,809	119	Apr.
5	20,200	659	4,215	144	5,696	174	9,304	261	3,076	111	3,876	119	May
平成 26年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2014
27	6.9	5.5	8.6	14.4	5.4	6.3	4.4	2.1	9.9	7.7	5.6	5.1	2015
28	7.4	6.2	10.2	11.0	3.7	1.8	3.4	5.8	11.5	9.2	7.0	10.6	2016
平成 26年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2014
27	9.3	6.3	11.2	13.3	5.2	3.1	4.5	1.7	11.9	8.8	5.0	7.0	2015
28	5.6	6.1	9.5	10.9	4.4	2.4	4.8	6.6	10.8	10.1	9.3	9.3	2016
平成 28年 1～3月	11.8	6.3	10.5	13.3	1.1	3.1	▲0.8	1.7	12.2	8.8	▲0.3	7.0	Q1 2016
4～6	9.2	6.6	11.2	12.7	5.0	2.4	5.8	2.9	11.6	10.8	9.1	7.9	Q2
7～9	5.2	5.4	9.7	12.2	3.4	0.6	3.1	2.5	12.0	8.3	9.1	5.8	Q3
10～12	4.1	6.2	9.6	11.0	5.2	1.8	5.5	5.8	10.1	9.2	9.9	10.6	Q4
平成 29年 1～3月	4.3	6.1	7.7	10.9	3.9	2.4	4.8	6.6	9.6	10.1	9.1	9.3	Q1 2017
平成 28年 3月	13.8	6.3	9.8	13.3	▲5.6	3.1	▲9.3	1.7	12.7	8.8	▲8.8	7.0	Mar. 2016
4	12.7	5.8	12.1	14.2	6.0	2.4	11.3	3.8	13.0	9.8	12.3	6.9	Apr.
5	7.2	5.8	12.1	15.8	2.8	1.8	1.6	2.9	11.3	10.8	5.6	8.9	May
6	7.8	6.6	9.5	12.7	6.1	2.4	5.0	2.9	10.7	10.8	9.8	7.9	Jun.
7	5.8	6.4	8.6	14.3	2.8	1.8	4.2	2.5	11.5	13.2	7.0	5.8	Jul.
8	5.0	6.3	10.1	14.0	3.7	1.8	4.6	3.7	12.4	10.6	10.1	5.8	Aug.
9	4.9	5.4	10.5	12.2	3.5	0.6	0.3	2.5	12.0	8.3	10.4	5.8	Sep.
10	4.8	5.7	9.6	12.0	6.0	1.2	5.1	3.8	11.0	8.2	9.4	8.7	Oct.
11	4.1	5.2	8.3	11.9	6.4	1.8	6.2	5.0	11.2	9.3	9.7	8.6	Nov.
12	3.3	6.2	10.7	11.0	3.5	1.8	5.1	5.8	8.2	9.2	10.8	10.6	Dec.
平成 29年 1月	6.5	6.2	7.9	13.4	4.7	3.0	6.5	5.8	10.5	10.2	10.6	10.6	Jan. 2017
2	5.0	6.5	9.3	11.8	2.7	3.0	4.2	6.2	8.5	10.2	9.3	11.4	Feb.
3	1.2	6.1	5.9	10.9	4.3	2.4	3.7	6.6	9.8	10.1	7.4	9.3	Mar.
4	5.6	5.8	9.5	11.6	6.9	2.4	6.1	4.8	10.4	9.9	7.3	10.2	Apr.
5	6.2	5.6	6.1	9.1	5.2	3.0	6.4	5.2	8.2	7.8	8.4	8.2	May

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	福島 Fukushima		茨城 Ibaraki		栃木 Tochigi		群馬 Gunma		埼玉 Saitama		千葉 Chiba		東京 Tokyo		
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments		
販売額 (百万円) ・ 店舗数 (店)	平成 26年	59,218	144	140,068	313	103,733	180	90,456	235	324,756	901	230,788	659	514,041	1,449
	27	75,209	155	146,294	324	102,348	200	102,000	273	338,126	935	266,785	698	589,413	1,483
	28	78,886	171	153,921	332	109,717	214	108,220	275	352,599	959	284,809	710	614,519	1,536
	平成 26年度	62,458	148	138,246	319	100,506	185	91,786	262	320,456	918	232,203	678	519,803	1,459
	27	75,092	161	149,617	326	105,801	202	104,437	268	344,234	937	274,105	700	603,712	1,486
	28	79,917	173	154,820	332	110,905	218	108,169	269	355,081	969	286,277	720	613,274	1,553
	平成 28年 1～3月	18,738	161	37,110	326	26,476	202	26,294	268	84,939	937	68,635	700	150,821	1,486
	4～6	19,500	162	38,300	326	27,371	202	27,130	269	87,511	939	70,317	705	155,152	1,506
	7～9	20,719	167	39,818	327	28,173	203	27,420	267	87,842	934	71,517	702	151,532	1,508
	10～12	19,929	171	38,693	332	27,697	214	27,376	275	92,307	959	74,340	710	157,014	1,536
	平成 29年 1～3月	19,769	173	38,009	332	27,664	218	26,243	269	87,421	969	70,103	720	149,576	1,553
	平成 28年 3月	6,140	161	12,361	326	8,888	202	8,839	268	29,962	937	23,736	700	53,283	1,486
	4	6,332	160	12,324	327	8,929	202	8,891	267	28,309	935	22,800	704	50,879	1,498
	5	6,441	161	12,900	326	9,201	203	9,063	267	30,000	939	23,895	704	52,516	1,500
	6	6,727	162	13,076	326	9,241	202	9,176	269	29,202	939	23,622	705	51,757	1,506
	7	6,867	163	13,513	326	9,468	200	9,376	269	30,753	941	24,757	707	54,101	1,507
	8	7,232	165	13,855	328	9,801	201	9,396	269	28,939	935	24,074	707	49,786	1,508
	9	6,620	167	12,450	327	8,904	203	8,648	267	28,150	934	22,686	702	47,645	1,508
	10	6,448	168	12,639	326	8,925	207	8,826	272	30,255	962	23,832	712	50,877	1,520
	11	6,653	169	12,571	332	9,070	211	8,843	273	28,925	959	24,249	712	49,821	1,527
12	6,828	171	13,483	332	9,702	214	9,707	275	33,127	959	26,259	710	56,316	1,536	
平成 29年 1月	6,865	171	13,095	333	9,402	214	8,953	266	28,913	958	23,146	712	49,240	1,535	
2	6,509	172	12,309	332	9,084	217	8,475	266	27,891	963	22,671	717	47,866	1,544	
3	6,395	173	12,605	332	9,178	218	8,815	269	30,617	969	24,286	720	52,470	1,553	
4	6,672	175	12,575	332	9,279	219	8,904	268	30,158	977	23,963	723	52,728	1,560	
5	6,895	175	13,301	331	9,641	220	9,154	271	31,423	978	25,273	726	53,946	1,556	
前年(度・同期・同月) 比増減率 (%)	平成 26年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	27	3.7	8.4	2.9	2.9	2.7	7.0	7.6	5.4	5.6	2.5	5.7	3.7	8.8	1.8
	28	4.9	10.3	5.2	2.5	7.2	7.0	6.1	0.7	4.3	2.6	6.8	1.7	4.3	3.6
	平成 26年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	27	3.9	8.8	7.0	2.2	8.6	9.2	9.9	2.3	8.6	2.1	10.4	3.2	11.7	1.9
	28	6.4	7.5	3.5	1.8	4.8	7.9	3.6	0.4	3.2	3.4	4.4	2.9	1.6	4.5
	平成 28年 1～3月	▲0.6	8.8	9.8	2.2	15.0	9.2	10.2	2.3	7.7	2.1	11.9	3.2	10.5	1.9
	4～6	6.6	8.7	5.0	3.2	7.8	6.9	7.4	1.5	3.4	2.0	6.5	2.9	4.4	2.3
	7～9	6.8	8.4	2.5	0.3	2.7	2.5	3.8	0.8	2.6	1.1	3.5	1.7	1.0	1.5
	10～12	6.9	10.3	4.0	2.5	4.6	7.0	3.5	0.7	3.7	2.6	5.7	1.7	1.8	3.6
	平成 29年 1～3月	5.5	7.5	2.4	1.8	4.5	7.9	▲0.2	0.4	2.9	3.4	2.1	2.9	▲0.8	4.5
	平成 28年 3月	▲11.7	8.8	3.2	2.2	9.3	9.2	5.1	2.3	5.2	2.1	7.7	3.2	7.4	1.9
	4	12.5	8.1	15.7	2.8	27.0	8.6	18.2	1.1	8.0	1.3	11.2	3.4	6.7	2.1
	5	1.7	8.8	▲0.8	2.8	▲0.9	8.6	0.6	1.1	1.1	1.8	4.0	2.6	3.2	2.0
	6	6.2	8.7	2.0	3.2	1.8	6.9	4.9	1.5	1.5	2.0	4.7	2.9	3.4	2.3
	7	5.8	7.9	4.0	▲0.9	1.2	1.0	4.4	1.5	3.4	2.8	4.2	2.5	3.6	1.3
	8	6.2	7.1	1.1	0.3	1.8	2.0	2.1	1.1	1.1	1.9	2.9	3.2	▲0.8	1.5
	9	8.5	8.4	2.6	0.3	5.4	2.5	5.0	0.8	3.3	1.1	3.5	1.7	▲0.1	1.5
	10	5.0	8.4	2.9	0.6	2.9	4.5	4.2	1.5	4.4	3.6	5.2	3.2	1.1	2.3
	11	8.6	9.0	4.8	2.8	6.6	6.6	4.4	1.5	2.5	2.3	7.0	2.4	2.3	2.5
12	7.0	10.3	4.3	2.5	4.2	7.0	2.2	0.7	4.2	2.6	4.9	1.7	2.0	3.6	
平成 29年 1月	7.0	8.9	4.8	2.8	6.6	7.0	1.9	▲1.1	5.9	2.5	3.7	2.4	1.9	3.2	
2	5.3	8.9	0.5	1.8	3.7	8.0	▲2.2	▲1.1	0.8	3.0	0.4	2.7	▲2.7	4.0	
3	4.2	7.5	2.0	1.8	3.3	7.9	▲0.3	0.4	2.2	3.4	2.3	2.9	▲1.5	4.5	
4	5.4	9.4	2.0	1.5	3.9	8.4	0.1	0.4	6.5	4.5	5.1	2.7	3.6	4.1	
5	7.0	8.7	3.1	1.5	4.8	8.4	1.0	1.5	4.7	4.2	5.8	3.1	2.7	3.7	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

神奈川 Kanagawa		新潟 Niigata		富山 Toyama		石川 Ishikawa		福井 Fukui		山梨 Yamanashi		長野 Nagano		Year and Month			
店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments				
386,247	896	87,014	262	56,534	154	62,800	148	42,309	101	41,534	118	61,923	190	C.Y.	2014	Sales value (million yen) ・ Number of establishments	
406,054	912	90,697	269	60,477	153	66,839	148	46,009	100	42,584	130	63,376	201		2015		
422,984	946	97,602	279	65,866	155	74,422	154	54,302	110	45,486	128	68,663	208		2016		
384,905	895	85,594	262	56,743	155	63,801	151	43,413	99	40,926	119	60,888	193	F.Y.	2014		
413,291	921	93,210	269	62,270	152	68,658	151	47,281	102	43,664	132	65,062	196		2015		
423,020	963	98,745	285	66,237	156	74,291	158	53,787	111	45,713	130	69,470	211		2016		
102,812	921	23,124	269	15,694	152	17,962	151	13,869	102	10,903	132	16,572	196	Q1	2016		
106,242	932	24,240	271	16,484	152	18,594	151	13,434	104	11,415	129	16,925	203	Q2			
105,908	932	24,981	273	16,811	154	18,947	153	13,531	107	11,523	128	17,555	205	Q3			
108,022	946	25,257	279	16,877	155	18,919	154	13,468	110	11,645	128	17,611	208	Q4			
102,848	963	24,267	285	16,065	156	17,831	158	13,354	111	11,130	130	17,379	211	Q1	2017		
35,692	921	7,945	269	5,328	152	6,051	151	4,568	102	3,775	132	5,745	196	Mar.	2016		
34,728	933	7,855	269	5,503	153	6,227	153	4,536	103	3,803	131	5,599	202	Apr.			
36,280	933	8,144	271	5,359	153	6,047	151	4,364	103	3,862	129	5,669	202	May			
35,234	932	8,241	271	5,622	152	6,320	151	4,534	104	3,750	129	5,657	203	Jun.			
37,087	937	8,554	272	5,648	153	6,278	152	4,566	105	3,974	129	5,978	203	Jul.			
35,547	935	8,501	274	5,833	153	6,636	152	4,669	106	3,936	130	6,046	204	Aug.			
33,274	932	7,926	273	5,330	154	6,033	153	4,296	107	3,613	128	5,531	205	Sep.			
34,613	938	8,190	275	5,502	154	6,184	154	4,325	107	3,882	129	5,615	206	Oct.			
34,656	943	7,974	279	5,429	154	6,110	154	4,403	109	3,679	128	5,693	207	Nov.			
38,753	946	9,093	279	5,946	155	6,625	154	4,740	110	4,084	128	6,303	208	Dec.			
34,326	949	8,096	280	5,542	155	6,074	154	4,469	110	3,691	129	5,627	208	Jan.	2017		
32,953	954	7,852	284	5,275	156	5,944	157	4,433	111	3,559	129	5,718	210	Feb.			
35,569	963	8,319	285	5,248	156	5,813	158	4,452	111	3,880	130	6,034	211	Mar.			
35,839	971	8,252	284	5,613	156	6,175	160	4,869	112	3,903	130	6,035	210	Apr.			
37,496	973	8,556	285	5,561	155	6,385	160	4,902	113	4,097	130	6,170	210	May			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y.	2014		Percentage change from the same month/term of the previous year (%)
4.6	1.9	5.4	2.7	7.4	0.0	6.8	0.7	8.7	▲1.0	4.5	10.2	5.0	5.8		2015		
4.2	3.7	7.6	3.7	8.9	1.3	11.3	4.1	18.0	10.0	6.8	▲1.5	8.3	3.5		2016		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2014		
6.9	2.9	9.8	2.7	10.1	▲1.9	7.9	0.0	8.9	3.0	8.3	10.9	8.9	1.6		2015		
2.4	4.6	5.9	5.9	6.4	2.6	8.2	4.6	13.8	8.8	4.7	▲1.5	6.8	7.7		2016		
7.6	2.9	12.2	2.7	12.9	▲1.9	11.3	0.0	10.1	3.0	11.0	10.9	11.3	1.6	Q1	2016		
4.6	2.9	8.5	2.7	12.7	1.3	13.7	0.7	18.3	5.1	8.1	10.3	9.6	0.5	Q2			
3.5	3.1	5.0	2.6	5.6	1.3	10.7	2.0	23.7	8.1	5.6	9.4	6.6	2.0	Q3			
1.4	3.7	5.4	3.7	5.2	1.3	9.8	4.1	21.1	10.0	3.1	▲1.5	6.2	3.5	Q4			
0.0	4.6	4.9	5.9	2.4	2.6	▲0.7	4.6	▲3.7	8.8	2.1	▲1.5	4.9	7.7	Q1	2017		
5.0	2.9	9.7	2.7	16.3	▲1.9	14.2	0.0	11.7	3.0	10.5	10.9	7.9	1.6	Mar.	2016		
9.1	3.4	12.1	2.3	18.1	0.0	17.4	0.7	9.8	4.0	14.6	11.0	16.6	1.5	Apr.			
2.8	2.4	5.5	2.7	6.1	▲0.6	7.8	0.7	18.6	3.0	5.7	9.3	5.0	0.5	May			
2.4	2.9	8.4	2.7	14.4	1.3	16.2	0.7	27.9	5.1	4.6	10.3	8.0	0.5	Jun.			
4.6	3.5	6.6	2.3	6.8	0.7	11.1	2.0	27.7	6.1	6.0	10.3	6.5	1.0	Jul.			
3.4	3.7	1.6	1.9	2.8	0.7	9.0	0.0	20.9	7.1	6.4	10.2	5.9	1.5	Aug.			
2.3	3.1	7.2	2.6	7.6	1.3	12.2	2.0	22.8	8.1	4.4	9.4	7.5	2.0	Sep.			
▲0.1	3.3	8.1	3.8	8.4	1.3	13.8	3.4	23.0	7.0	4.2	▲1.5	7.7	3.5	Oct.			
2.5	4.1	5.2	3.7	4.1	0.7	8.6	4.1	21.9	9.0	3.0	▲1.5	6.1	3.5	Nov.			
1.7	3.7	3.2	3.7	3.5	1.3	7.4	4.1	18.8	10.0	2.0	▲1.5	5.0	3.5	Dec.			
3.0	4.1	5.7	3.3	6.2	0.6	1.3	0.7	▲6.2	8.9	3.4	▲0.8	4.3	4.0	Jan.	2017		
▲2.5	3.7	4.5	4.8	2.5	2.0	0.5	4.7	▲2.3	9.9	▲0.0	▲0.8	5.3	5.0	Feb.			
▲0.3	4.6	4.7	5.9	▲1.5	2.6	▲3.9	4.6	▲2.5	8.8	2.8	▲1.5	5.0	7.7	Mar.			
3.2	4.1	5.1	5.6	2.0	2.0	▲0.8	4.6	7.3	8.7	2.6	▲0.8	7.8	4.0	Apr.			
3.4	4.3	5.1	5.2	3.8	1.3	5.6	6.0	12.3	9.7	6.1	0.8	8.8	4.0	May			

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	岐阜 Gifu		静岡 Shizuoka		愛知 Aichi		三重 Mie		滋賀 Shiga		京都 Kyoto		大阪 Osaka			
	店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
販売額 (百万円) ・ 店舗数(店)	平成 26年	103,526	269	208,517	448	313,940	764	56,941	183	51,331	153	77,575	251	297,221	835	
	27	107,196	289	217,203	449	326,162	785	60,318	197	55,377	162	82,962	251	344,383	826	
	28	127,723	360	227,791	448	353,923	848	66,549	203	59,781	177	89,840	264	374,188	859	
	平成 26年度	102,613	275	205,090	448	306,706	764	55,586	182	51,301	155	77,981	247	306,404	803	
	27	110,425	309	221,081	445	333,095	786	62,180	198	56,547	164	85,025	253	355,114	848	
	28	129,423	367	229,571	449	356,472	865	67,316	207	60,424	177	91,360	269	376,618	880	
	平成 28年 1～3月	29,862	309	54,745	445	82,991	786	16,046	198	14,094	164	21,006	253	89,594	848	
	4～6	31,614	324	56,450	449	88,437	799	16,768	197	14,771	165	22,278	255	95,441	853	
	7～9	32,248	337	57,620	441	88,960	810	16,518	197	15,139	169	22,888	257	93,593	856	
	10～12	33,999	360	58,976	448	93,535	848	17,217	203	15,777	177	23,668	264	95,560	859	
	平成 29年 1～3月	31,562	367	56,525	449	85,540	865	16,813	207	14,737	177	22,526	269	92,024	880	
	平成 28年 3月	10,640	309	18,918	445	29,693	786	5,658	198	5,000	164	7,422	253	31,476	848	
	4	10,314	315	18,383	447	28,814	792	5,456	197	4,772	165	7,229	251	32,178	855	
	5	10,598	320	19,152	448	29,886	797	5,673	198	5,000	165	7,600	256	31,706	848	
	6	10,702	324	18,915	449	29,737	799	5,639	197	4,999	165	7,449	255	31,557	853	
	7	11,220	329	20,218	448	31,474	802	5,784	195	5,341	168	8,153	257	33,052	853	
	8	10,874	333	19,640	448	29,542	806	5,525	197	5,034	167	7,654	258	30,889	853	
	9	10,154	337	17,762	441	27,944	810	5,209	197	4,764	169	7,081	257	29,652	856	
	10	10,981	352	18,892	440	30,562	839	5,583	198	5,124	170	7,530	255	30,946	851	
	11	10,851	357	18,469	444	29,075	841	5,376	201	4,934	173	7,418	260	30,270	854	
	12	12,167	360	21,615	448	33,898	848	6,258	203	5,719	177	8,720	264	34,344	859	
	平成 29年 1月	10,405	362	18,782	448	28,701	851	5,588	202	4,885	176	7,284	265	29,705	864	
	2	10,101	365	17,827	446	27,343	857	5,372	204	4,731	177	7,288	267	30,007	868	
	3	11,056	367	19,916	449	29,496	865	5,853	207	5,121	177	7,954	269	32,312	880	
	4	11,551	376	19,670	457	30,209	870	5,989	210	5,308	177	8,096	272	33,820	884	
	5	11,860	374	20,391	457	31,393	875	6,108	210	5,494	179	8,449	273	33,891	880	
	前年(度・同期・同月)比増減率 (%)	平成 26年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		27	3.5	7.4	4.2	0.2	4.1	3.2	6.3	8.2	7.9	5.9	9.0	2.9	14.8	2.6
28		19.1	24.6	4.9	▲0.2	8.5	8.0	10.3	3.0	8.0	9.3	8.3	5.2	8.7	4.0	
平成 26年度		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
27		7.6	12.4	7.8	▲0.7	8.8	2.9	12.2	8.8	10.2	5.8	10.6	2.4	15.1	5.6	
28		17.2	18.8	3.8	0.9	7.0	10.1	8.3	4.5	6.9	7.9	7.5	6.3	6.1	3.8	
平成 28年 1～3月		12.1	12.4	7.6	▲0.7	9.1	2.9	13.1	8.8	9.1	5.8	10.9	2.4	13.6	5.6	
4～6		15.7	16.1	4.9	0.0	6.8	3.8	9.9	5.3	8.1	6.5	5.8	1.6	9.8	5.0	
7～9		23.3	19.9	4.1	▲0.9	7.7	4.2	9.0	3.1	5.8	6.3	9.3	2.8	7.0	4.8	
10～12		25.5	24.6	3.1	▲0.2	10.4	8.0	9.5	3.0	9.0	9.3	7.5	5.2	4.9	4.0	
平成 29年 1～3月		5.7	18.8	3.3	0.9	3.1	10.1	4.8	4.5	4.6	7.9	7.2	6.3	2.7	3.8	
平成 28年 3月		17.9	12.4	5.2	▲0.7	11.4	2.9	14.6	8.8	12.6	5.8	9.1	2.4	12.9	5.6	
4		16.3	13.7	8.3	▲0.2	9.6	3.4	13.4	5.9	6.8	6.5	7.0	1.2	12.9	5.7	
5		12.9	14.3	2.8	▲0.2	4.5	3.5	6.9	5.9	6.0	5.8	6.0	2.8	8.2	4.7	
6		18.1	16.1	3.9	0.0	6.7	3.8	9.7	5.3	11.5	6.5	4.4	1.6	8.3	5.0	
7		25.1	16.7	5.6	▲0.4	9.1	4.3	10.4	3.2	8.2	7.0	11.1	2.4	8.7	4.8	
8		21.8	18.5	3.5	0.0	6.0	4.0	5.8	3.7	1.1	5.0	9.9	2.8	5.9	4.5	
9		22.9	19.9	3.1	▲0.9	8.0	4.2	11.1	3.1	8.4	6.3	6.8	2.8	6.5	4.8	
10		27.2	23.9	2.0	▲1.3	9.9	8.0	10.2	2.6	8.7	5.6	4.5	1.6	3.6	3.5	
11		25.7	24.0	2.6	▲0.7	10.3	7.4	9.9	3.6	8.4	6.8	7.9	3.6	5.6	3.8	
12		24.0	24.6	4.6	▲0.2	11.0	8.0	8.5	3.0	9.8	9.3	9.9	5.2	5.4	4.0	
平成 29年 1月		10.1	21.9	4.4	0.2	8.9	8.1	8.9	2.5	8.4	8.6	9.1	5.2	4.5	3.1	
2		3.4	20.5	▲0.0	▲0.2	1.5	9.2	2.1	3.6	3.1	8.6	5.5	5.1	1.0	3.3	
3		3.9	18.8	5.3	0.9	▲0.7	10.1	3.4	4.5	2.4	7.9	7.2	6.3	2.7	3.8	
4		12.0	19.4	7.0	2.2	4.8	9.8	9.8	6.6	11.2	7.3	12.0	8.4	5.1	3.4	
5		11.9	16.9	6.5	2.0	5.0	9.8	7.7	6.1	9.9	8.5	11.2	6.6	6.9	3.8	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

兵庫 Hyogo		奈良 Nara		和歌山 Wakayama		鳥取 Tottori		島根 Shimane		岡山 Okayama		広島 Hiroshima		Year and Month	
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
190,022	543	31,258	101	14,276	69	16,054	50	24,391	53	62,124	152	88,434	245	C.Y.	2014
207,877	553	32,558	101	16,290	71	18,083	55	26,005	59	65,676	151	95,771	252		2015
215,328	566	35,198	101	18,412	73	20,833	60	28,197	63	70,540	164	104,086	274		2016
193,125	542	31,333	95	14,419	69	16,119	51	24,383	55	62,234	149	88,750	243	F.Y.	2014
209,914	554	32,978	100	16,753	70	18,773	56	26,508	60	66,445	155	97,407	256		2015
215,631	565	36,145	104	19,005	75	21,301	62	28,620	65	71,623	166	105,787	276		2016
51,071	554	8,148	100	4,368	70	4,706	56	6,528	60	16,354	155	24,291	256	Q1	2016
53,826	557	8,699	100	4,675	72	5,186	58	7,100	62	17,646	159	25,575	267	Q2	
54,564	559	8,944	102	4,608	73	5,527	60	7,374	62	17,932	159	27,131	271	Q3	
55,867	566	9,407	101	4,761	73	5,414	60	7,195	63	18,608	164	27,089	274	Q4	
51,374	565	9,095	104	4,961	75	5,174	62	6,951	65	17,437	166	25,992	276	Q1	2017
17,718	554	2,849	100	1,511	70	1,706	56	2,382	60	5,677	155	8,885	256	Mar.	2016
17,577	557	2,832	102	1,523	71	1,650	56	2,261	61	5,706	157	8,196	262	Apr.	
18,430	560	2,987	100	1,586	72	1,787	58	2,481	62	6,028	160	8,741	265	May	
17,819	557	2,880	100	1,566	72	1,749	58	2,358	62	5,912	159	8,638	267	Jun.	
19,317	557	3,119	100	1,587	72	1,969	60	2,659	62	6,284	161	9,917	268	Jul.	
18,209	558	2,977	103	1,500	73	1,855	60	2,488	62	6,150	161	8,887	269	Aug.	
17,038	559	2,848	102	1,521	73	1,703	60	2,227	62	5,498	159	8,327	271	Sep.	
18,202	562	3,060	101	1,538	73	1,766	60	2,331	63	6,114	163	8,587	269	Oct.	
17,461	562	2,899	101	1,504	74	1,650	60	2,179	63	5,757	163	8,186	270	Nov.	
20,204	566	3,448	101	1,719	73	1,998	60	2,685	63	6,737	164	10,316	274	Dec.	
16,991	568	2,946	102	1,627	73	1,669	61	2,268	64	5,859	164	8,314	274	Jan.	2017
16,455	566	2,893	103	1,581	73	1,636	61	2,164	64	5,487	166	8,161	277	Feb.	
17,928	565	3,256	104	1,753	75	1,869	62	2,519	65	6,091	166	9,517	276	Mar.	
18,162	571	3,526	108	1,928	77	1,839	62	2,420	65	6,198	166	8,885	274	Apr.	
18,967	576	3,627	109	1,979	77	1,961	62	2,595	65	6,674	169	9,470	276	May	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y.	2014
7.8	2.4	8.5	6.3	14.1	2.9	12.6	10.0	6.6	11.3	6.5	0.7	9.2	4.1		2015
3.6	2.4	8.1	0.0	13.0	2.8	15.2	9.1	8.4	6.8	7.4	8.6	8.7	8.7		2016
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2014
7.5	2.2	8.6	5.3	16.2	1.4	16.5	9.8	8.7	9.1	7.4	4.0	10.4	5.3		2015
2.7	2.0	9.6	4.0	13.4	7.1	13.5	10.7	8.0	8.3	7.8	7.1	8.6	7.8		2016
4.2	2.2	5.4	5.3	11.9	1.4	17.2	9.8	8.3	9.1	4.9	4.0	7.2	5.3	Q1	2016
4.2	1.6	7.9	3.1	10.0	4.3	15.3	11.5	6.4	12.7	6.0	6.0	7.3	7.7	Q2	
2.4	0.9	8.9	4.1	16.2	5.8	21.0	11.1	12.9	10.7	10.1	6.0	14.3	8.8	Q3	
3.7	2.4	10.0	0.0	14.2	2.8	8.2	9.1	6.2	6.8	8.5	8.6	6.1	8.7	Q4	
0.6	2.0	11.6	4.0	13.6	7.1	9.9	10.7	6.5	8.3	6.6	7.1	7.0	7.8	Q1	2017
5.7	2.2	8.0	5.3	11.8	1.4	19.9	9.8	10.1	9.1	3.8	4.0	5.7	5.3	Mar.	2016
5.5	2.0	9.3	6.3	11.9	2.9	16.3	9.8	5.9	10.9	8.5	4.7	9.7	7.4	Apr.	
4.2	2.4	9.1	4.2	8.9	4.3	14.3	11.5	6.5	12.7	4.4	6.0	4.9	7.7	May	
2.7	1.6	5.3	3.1	9.4	4.3	15.5	11.5	6.8	12.7	5.3	6.0	7.5	7.7	Jun.	
5.3	1.5	9.9	3.1	16.8	4.3	27.3	15.4	17.7	12.7	11.8	7.3	15.7	7.6	Jul.	
▲0.6	1.8	6.9	5.1	12.5	5.8	22.8	15.4	12.2	12.7	9.5	7.3	13.8	8.0	Aug.	
2.5	0.9	10.0	4.1	19.5	5.8	12.8	11.1	8.4	10.7	8.7	6.0	13.2	8.8	Sep.	
4.2	1.8	12.0	2.0	12.8	4.3	5.7	9.1	0.9	8.6	14.6	9.4	3.3	7.6	Oct.	
3.3	2.0	10.2	2.0	12.4	5.7	8.7	9.1	6.4	6.8	3.7	7.9	5.9	7.6	Nov.	
3.6	2.4	8.1	0.0	17.1	2.8	10.1	9.1	11.0	6.8	7.6	8.6	8.7	8.7	Dec.	
2.1	3.1	11.5	1.0	12.5	5.8	12.2	10.9	10.5	6.7	11.3	7.2	8.8	7.9	Jan.	2017
▲1.6	1.8	8.8	4.0	12.0	4.3	8.1	10.9	3.3	6.7	1.3	7.1	5.1	8.6	Feb.	
1.2	2.0	14.3	4.0	16.0	7.1	9.6	10.7	5.8	8.3	7.3	7.1	7.1	7.8	Mar.	
3.3	2.5	24.5	5.9	26.6	8.5	11.5	10.7	7.0	6.6	8.6	5.7	8.4	4.6	Apr.	
2.9	2.9	21.4	9.0	24.8	6.9	9.7	6.9	4.6	4.8	10.7	5.6	8.3	4.2	May	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	山口 Yamaguchi		徳島 Tokushima		香川 Kagawa		愛媛 Ehime		高知 Kochi		福岡 Fukuoka		佐賀 Saga			
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments			
販売額 (百万円) ・ 店舗数 (店)	平成 26年	57,153	151	28,200	65	35,375	100	66,583	192	21,203	62	207,543	596	33,324	70	
	27	62,964	168	30,107	66	37,445	104	71,107	198	23,724	67	225,637	614	36,784	75	
	28	69,019	179	31,259	71	39,593	101	74,859	204	26,354	74	238,628	647	38,908	84	
	平成 26年度	57,314	158	28,375	66	35,219	99	66,334	192	21,271	63	208,343	597	33,609	71	
	27	64,585	171	30,038	67	38,155	103	72,709	198	24,404	66	229,043	616	37,230	82	
	28	69,775	181	31,641	70	39,811	104	75,148	205	26,961	78	242,595	649	39,264	84	
	平成 28年 1～3月	16,068	171	7,215	67	9,319	103	17,833	198	6,059	66	56,416	616	9,065	82	
	4～6	17,169	172	7,915	68	9,984	102	18,681	199	6,420	69	59,028	633	9,844	82	
	7～9	17,819	175	8,071	69	10,153	100	19,049	201	6,900	71	60,740	640	10,061	83	
	10～12	17,963	179	8,058	71	10,137	101	19,296	204	6,975	74	62,444	647	9,938	84	
	平成 29年 1～3月	16,824	181	7,597	70	9,537	104	18,122	205	6,666	78	60,383	649	9,421	84	
	平成 28年 3月	5,729	171	2,474	67	3,220	103	6,235	198	2,061	66	19,918	616	3,195	82	
	4	5,554	171	2,540	66	3,250	102	6,070	200	2,062	67	19,502	622	3,240	82	
	5	5,913	172	2,746	67	3,434	102	6,399	198	2,165	68	19,921	628	3,350	82	
	6	5,702	172	2,629	68	3,300	102	6,212	199	2,193	69	19,605	633	3,254	82	
	7	6,373	173	2,836	68	3,634	102	6,699	199	2,378	71	20,912	634	3,493	82	
	8	5,952	173	2,732	68	3,404	102	6,496	200	2,386	71	20,411	637	3,437	82	
	9	5,494	175	2,503	69	3,115	100	5,854	201	2,136	71	19,417	640	3,131	83	
	10	5,806	176	2,649	70	3,344	100	6,333	201	2,272	72	20,165	639	3,248	83	
	11	5,474	177	2,542	71	3,185	101	6,076	203	2,219	72	19,659	644	3,139	84	
	12	6,683	179	2,867	71	3,608	101	6,887	204	2,484	74	22,620	647	3,551	84	
	平成 29年 1月	5,445	181	2,540	71	3,213	102	6,031	204	2,272	76	19,829	649	3,180	84	
	2	5,408	181	2,454	70	2,998	103	5,732	206	2,121	77	19,175	649	3,004	83	
	3	5,971	181	2,603	70	3,326	104	6,359	205	2,273	78	21,379	649	3,237	84	
	4	5,733	181	2,673	68	3,495	105	6,536	207	2,319	78	20,979	651	3,337	85	
	5	6,174	182	2,813	69	3,611	107	6,857	208	2,420	77	21,962	653	3,588	86	
	前年(度・同期・同月) 比増減率 (%)	平成 26年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		27	7.3	9.8	5.3	3.1	6.4	5.1	5.3	3.1	11.9	8.1	5.3	2.7	4.0	7.1
28		9.6	6.5	3.8	7.6	5.7	▲2.9	5.3	3.0	11.1	10.4	5.8	5.4	5.8	12.0	
平成 26年度		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
27		10.5	8.2	4.7	1.5	8.8	4.0	8.5	3.1	14.7	4.8	7.3	3.2	6.0	15.5	
28		8.0	5.8	5.3	4.5	4.3	1.0	3.4	3.5	10.5	18.2	5.9	5.4	5.5	2.4	
平成 28年 1～3月		11.2	8.2	▲0.9	1.5	8.2	4.0	9.9	3.1	12.6	4.8	6.4	3.2	5.2	15.5	
4～6		9.8	6.8	3.4	3.0	6.0	2.0	3.0	2.6	8.4	7.8	4.3	4.5	3.7	13.9	
7～9		10.6	7.4	6.1	4.5	5.6	▲2.0	4.8	2.6	12.6	10.9	5.3	5.6	7.4	12.2	
10～12		7.1	6.5	6.6	7.6	3.4	▲2.9	3.9	3.0	10.8	10.4	7.1	5.4	6.9	12.0	
平成 29年 1～3月		4.7	5.8	5.3	4.5	2.3	1.0	1.6	3.5	10.0	18.2	7.0	5.4	3.9	2.4	
平成 28年 3月		11.0	8.2	3.4	1.5	8.0	4.0	10.7	3.1	11.3	4.8	5.9	3.2	4.4	15.5	
4		14.0	7.5	5.0	0.0	8.7	3.0	5.0	3.6	8.5	6.3	5.9	3.8	5.7	13.9	
5		8.3	6.8	3.2	1.5	5.1	2.0	1.7	2.1	7.7	6.3	3.4	4.1	2.2	13.9	
6		7.6	6.8	2.0	3.0	4.4	2.0	2.4	2.6	9.1	7.8	3.7	4.5	3.2	13.9	
7		14.9	8.1	9.2	3.0	11.5	2.0	8.7	2.1	15.8	10.9	6.7	4.6	10.2	13.9	
8		8.4	6.1	4.6	3.0	4.1	2.0	4.7	2.6	11.9	10.9	5.1	4.8	6.2	10.8	
9		8.3	7.4	4.6	4.5	1.0	▲2.0	0.9	2.6	10.0	10.9	4.0	5.6	5.6	12.2	
10		3.7	6.0	6.0	6.1	8.3	▲2.9	7.5	1.5	11.3	9.1	5.0	5.3	5.7	10.7	
11		8.1	6.0	6.8	7.6	1.5	▲1.9	3.3	3.0	10.1	9.1	8.2	5.4	8.3	12.0	
12		9.4	6.5	6.8	7.6	0.8	▲2.9	1.5	3.0	10.9	10.4	8.0	5.4	6.7	12.0	
平成 29年 1月		6.3	7.1	7.8	6.0	2.7	0.0	3.1	3.0	12.4	13.4	9.3	5.4	9.1	5.0	
2		3.6	6.5	2.9	4.5	0.9	2.0	▲0.3	5.1	7.3	14.9	4.4	5.7	1.7	2.5	
3		4.2	5.8	5.2	4.5	3.3	1.0	2.0	3.5	10.3	18.2	7.3	5.4	1.3	2.4	
4		3.2	5.8	5.2	3.0	7.5	2.9	7.7	3.5	12.5	16.4	7.6	4.7	3.0	3.7	
5		4.4	5.8	2.4	3.0	5.2	4.9	7.2	5.1	11.8	13.2	10.2	4.0	7.1	4.9	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

長崎 Nagasaki		熊本 Kumamoto		大分 Oita		宮崎 Miyazaki		鹿児島 Kagoshima		沖縄 Okinawa		Year and Month	
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
43,863	105	70,596	144	47,036	92	52,267	119	67,097	173	16,798	50	C.Y.	2014
47,506	111	73,415	156	51,545	105	54,659	121	68,098	174	20,192	51		2015
53,309	116	80,632	162	56,013	111	58,065	121	73,045	184	22,897	55		2016
42,547	106	69,526	148	46,942	100	51,682	120	65,711	176	16,998	50	F.Y.	2014
49,943	111	75,538	158	53,033	107	55,826	119	69,254	179	21,505	53		2015
53,907	116	81,370	165	56,671	115	58,345	122	73,730	182	22,556	57		2016
12,290	111	18,686	158	13,084	107	13,676	119	17,014	179	5,653	53	Q1	2016
13,439	113	20,199	155	14,221	108	14,451	118	18,378	179	6,054	54	Q2	
13,809	113	21,062	160	14,464	109	14,968	120	18,972	182	5,565	53	Q3	
13,771	116	20,685	162	14,244	111	14,970	121	18,681	184	5,625	55	Q4	
12,888	116	19,424	165	13,742	115	13,956	122	17,699	182	5,312	57	Q1	2017
4,333	111	6,512	158	4,577	107	4,743	119	5,869	179	1,936	53	Mar.	2016
4,385	112	6,522	158	4,717	107	4,798	117	5,997	178	1,895	53	Apr.	
4,599	113	6,917	157	4,809	108	4,893	117	6,275	179	2,093	54	May	
4,455	113	6,760	155	4,695	108	4,760	118	6,106	179	2,066	54	Jun.	
4,799	113	7,236	157	4,985	109	5,142	118	6,468	179	1,811	53	Jul.	
4,736	113	7,163	157	4,962	109	5,097	117	6,456	179	1,902	53	Aug.	
4,274	113	6,663	160	4,517	109	4,729	120	6,048	182	1,852	53	Sep.	
4,469	114	6,798	161	4,680	110	4,850	120	6,141	182	1,917	54	Oct.	
4,300	116	6,414	161	4,443	111	4,675	122	5,861	182	1,835	54	Nov.	
5,002	116	7,473	162	5,121	111	5,445	121	6,679	184	1,873	55	Dec.	
4,318	116	6,500	163	4,564	112	4,737	121	5,920	185	1,746	56	Jan.	2017
4,151	116	6,174	164	4,396	113	4,429	121	5,699	183	1,773	57	Feb.	
4,419	116	6,750	165	4,782	115	4,790	122	6,080	182	1,793	57	Mar.	
4,543	116	6,920	167	4,840	115	4,853	122	6,225	184	1,940	58	Apr.	
4,769	116	7,288	168	5,124	116	5,079	121	6,658	185	1,989	58	May	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y.	2014
5.6	5.7	2.6	9.1	6.5	11.7	1.8	0.0	▲1.0	▲0.6	19.8	8.5		2015
12.2	4.5	9.8	3.8	8.7	5.7	6.2	0.0	7.3	5.7	13.4	7.8		2016
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2014
15.1	4.7	7.6	6.8	10.5	7.0	5.8	▲0.8	3.5	1.7	26.2	6.0		2015
7.9	4.5	7.7	4.4	6.9	7.5	4.5	2.5	6.5	1.7	4.9	7.5		2016
24.7	4.7	12.8	6.8	12.8	7.0	9.3	▲0.8	7.3	1.7	30.3	6.0	Q1	2016
11.9	6.6	8.9	2.6	10.7	5.9	6.2	▲3.3	8.3	1.1	17.7	3.8	Q2	
8.8	4.6	10.8	6.0	7.6	4.8	4.9	▲0.8	7.7	3.4	4.8	8.2	Q3	
6.3	4.5	7.2	3.8	4.3	5.7	4.9	0.0	5.8	5.7	4.2	7.8	Q4	
4.9	4.5	3.9	4.4	5.0	7.5	2.0	2.5	4.0	1.7	▲6.0	7.5	Q1	2017
21.6	4.7	15.0	6.8	13.9	7.0	12.3	▲0.8	10.4	1.7	35.6	6.0	Mar.	2016
24.6	5.7	15.2	6.8	19.3	5.9	14.6	▲3.3	15.1	1.1	33.4	6.0	Apr.	
6.6	6.6	5.3	4.0	6.4	6.9	1.8	▲4.1	4.6	1.1	15.6	5.9	May	
6.7	6.6	7.0	2.6	7.5	5.9	3.1	▲3.3	6.0	1.1	8.1	3.8	Jun.	
11.8	6.6	12.4	3.3	9.1	4.8	7.1	▲3.3	8.0	1.1	▲0.7	1.9	Jul.	
10.1	5.6	9.9	3.3	6.1	5.8	2.7	▲4.1	7.8	1.7	7.1	10.4	Aug.	
4.4	4.6	10.2	6.0	7.4	4.8	5.0	▲0.8	7.1	3.4	8.3	8.2	Sep.	
4.9	5.6	7.5	5.2	4.8	5.8	3.4	▲0.8	4.9	3.4	6.4	8.0	Oct.	
6.1	4.5	7.3	4.5	4.5	5.7	6.0	0.8	5.7	5.2	2.2	5.9	Nov.	
7.7	4.5	6.8	3.8	3.6	5.7	5.3	0.0	6.9	5.7	3.8	7.8	Dec.	
8.6	6.4	6.8	3.2	6.9	6.7	5.9	0.8	6.4	4.5	▲4.4	7.7	Jan.	2017
4.3	6.4	1.4	3.8	3.8	7.6	▲0.7	1.7	2.1	3.4	▲6.2	7.5	Feb.	
2.0	4.5	3.7	4.4	4.5	7.5	1.0	2.5	3.6	1.7	▲7.4	7.5	Mar.	
3.6	3.6	6.1	5.7	2.6	7.5	1.1	4.3	3.8	3.4	2.4	9.4	Apr.	
3.7	2.7	5.4	7.0	6.6	7.4	3.8	3.4	6.1	3.4	▲5.0	7.4	May	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第4表 商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率

Table4 Commodity stocks and inventory ratio by goods and the percentage change from the same term of the previous year

	年期末	商品手持額										Year and Month					
		Commodity Stocks	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品 (衛生用品)・介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日用消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 others						
商品手持額	平成 28 年 3 月	729,380	33,347	116,552	50,194	32,382	194,341	70,709	95,059	117,520	19,276	Q1 2016	Value (million yen)	Commodity stocks			
	6	740,175	32,516	118,191	49,443	33,297	194,964	73,197	98,464	120,974	19,129	Q2					
	9	738,426	32,326	119,251	49,264	33,565	195,129	70,849	98,011	120,386	19,645	Q3					
	12	812,002	34,729	131,029	54,860	35,043	207,408	78,317	112,405	135,728	22,483	Q4					
	平成 29 年 3 月	821,439	34,153	128,378	53,933	36,970	231,031	78,420	109,595	126,878	22,081	Q1 2017					
	前年同期末比増減率 (%)	平成 28 年 3 月	6.6	12.1	▲0.8	8.5	6.0	▲5.3	4.2	18.8	31.5	9.8			Q1 2016	Percentage change from the previous year (%)	Inventory ratio
	6	9.5	2.2	2.2	6.7	11.2	▲2.9	9.7	17.9	42.4	18.2	Q2					
	9	7.7	1.8	4.7	6.1	5.8	8.0	4.4	12.8	11.2	9.5	Q3					
	12	7.7	▲3.3	7.2	7.4	6.6	5.8	6.5	12.9	10.5	12.0	Q4					
	平成 29 年 3 月	12.6	2.4	10.1	7.4	14.2	18.9	10.9	15.3	8.0	14.6	Q1 2017					
商品在庫率	平成 28 年 3 月	153.7	92.5	161.7	143.2	201.6	279.3	156.1	138.8	97.1	179.6	Q1 2016	Inventory ratio (%)	Inventory ratio			
	6	154.3	106.4	175.5	152.3	197.5	270.8	151.4	130.8	96.3	172.9	Q2					
	9	161.5	110.3	185.3	163.3	211.8	288.1	158.3	135.6	98.7	182.0	Q3					
	12	153.7	106.3	169.5	146.9	203.5	256.8	154.8	133.8	100.6	168.0	Q4					
	平成 29 年 3 月	169.3	105.5	177.4	155.3	219.5	319.2	168.8	155.4	98.6	202.1	Q1 2017					
	前年同期末比増減率 (%)	平成 28 年 3 月	▲1.2	▲3.3	▲7.3	▲0.2	2.6	▲10.0	0.1	11.1	19.4	1.8			Q1 2016	Percentage change from the previous year (%)	Inventory ratio
	6	3.6	2.0	▲0.6	6.2	10.9	▲6.7	3.1	9.8	28.7	12.3	Q2					
	9	2.3	1.9	4.3	7.6	5.5	3.0	1.0	4.5	▲0.2	0.9	Q3					
	12	1.9	0.6	1.5	5.4	2.2	1.2	4.3	5.1	▲0.1	6.0	Q4					
	平成 29 年 3 月	10.1	14.1	9.7	8.4	8.9	14.3	8.1	12.0	1.5	12.5	Q1 2017					

注1: 在庫率=期末商品手持額 / 月間商品販売額 × 100

注2: 前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note1: Inventory ratio = value of commodity stocks at the end of term / value of commodity monthly sales x 100

Note2: The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

平成 29 年 7 月 4 日

日本チェーンドラッグストア協会
会長 青木 桂生 様

経済産業省商務流通保安グループ
流通政策課長 林 揚哲

ロット番号が削除等された輸入酒類について（依頼）

製品の製造の時期及び場所を特定するための番号（以下「ロット番号」という。）は、食品の安全性の観点から、問題がある食品（以下「問題食品」という。）の早期の特定、排除に役立つほか、問題食品の回収の範囲を限定することができるなど有用な情報であること等から、諸外国においては多くの国がその表示を義務付けています。

また、国内においては、「食品衛生法第 1 条の 3 第 2 項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針（ガイドライン）」において、飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止等の観点から、ロット確認が可能な情報（年月日表示又はロット番号）は、可能な限り記録の作成保存に努めるべき事項とされており、法令等による表示の義務付けはないものの、ロット番号の有用性を踏まえて、多くの製造者が採用している状況にあります。

このような状況の下、ロット番号が削除等された輸入酒類が国内で流通している事例が散見されており、こうした事態は消費者の酒類に対する信頼性に疑念を与える可能性があり、望ましくないものと考えています。

国税庁より別添のとおり酒類業界に対し要請がなされておりますところ、酒類を取扱う貴協会会員に対しても上記内容を周知していただくとともに、ロット番号表示に関する意識の醸成に努めていただきますようお願いいたします。

平成 26 年 9 月 19 日

日本酒造組合中央会 会長 篠原 成行
日本蒸留酒酒造組合 代表理事理事長 大宮 久
ビール酒造組合 会長代表理事 尾賀 真城
日本洋酒酒造組合 理事長 相場 康則
全国卸売酒販組合中央会 会長 國分 勘兵衛
全国小売酒販組合中央会 会長 松田 武
日本洋酒輸入協会 理事長 米井 元一
日本ワイナリー協会 理事長 横山 清

} 様

国税庁課税部酒税課長
稲本 護昭

ロット番号が削除等された輸入酒類について（依頼）

製品の製造の時期及び場所を特定するための番号（以下「ロット番号」という。）は、食品の安全性の観点から、問題がある食品（以下「問題食品」という。）の早期の特定、排除に役立つほか、問題食品の回収の範囲を限定することができるなど有用な情報であること等から、諸外国においては多くの国がその表示を義務付けています。

また、国内においては、「食品衛生法第 1 条の 3 第 2 項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針（ガイドライン）」において、飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止等の観点から、ロット確認が可能な情報（年月日表示又はロット番号）は、可能な限り記録の作成保存に努めるべき事項とされており、法令等による表示の義務付けはないものの、ロット番号の有用性を踏まえて、多くの製造者が採用している状況にあります。

このような状況の下、ロット番号が削除等された輸入酒類が国内で流通している事例が散見されており、こうした事態は消費者の酒類に対する信頼性に疑念を与える可能性があります、望ましくないものと考えています。

つきましては、貴 { 会、組合 } の傘下 { 組合員 } に対して、上記の内容を周知していただくとともに、貴 { 会、組合 } におかれましても、傘下 { 組合員 } のロット番号表示に関する意識の醸成に努めていただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡

平成29年6月28日

経済団体・業界団体の長 殿

文部科学省

高等教育局専門教育課

「インターンシップの推進等に関する調査研究協力者会議」
の議論の取りまとめについて

平素より、インターンシップの推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

今般、文部科学省の「インターンシップの推進等に関する調査研究協力者会議」（資料1）の議論が取りまとめられ、当省ホームページに掲載しましたので、お知らせいたします。

本取りまとめでは、我が国のインターンシップの背景や現状、インターンシップの意義・課題を整理した上で、インターンシップの在り方、具体的な推進方策、就職・採用活動との関係について、別紙のとおりご提言をいただいています。（詳細については「インターンシップの更なる充実に向けて」（資料2）をご覧ください。なお、本文については、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/076/gaiyou/_icsFiles/afielddfile/2017/06/16/1386864_001_1.pdfに掲載しています。）

別紙（議論の取りまとめ概要（抜粋））

【インターンシップの在り方】

- インターンシップに求められる要素
 - 就業体験を伴うことに加えて大学等の関与（学生の参加状況の把握、学修への気付きの確認等）を求めていくことが必要
- いわゆる「ワンデーインターンシップ」など短期間のプログラムの中には、実質的に就業体験を伴わず、企業の業務説明の場となっているものの存在が懸念
 - そうしたプログラムは、実態に合った別の名称使用を促す
- 正規の教育課程としてのインターンシップ
 - 単位認定、事前・事後学習の実施、教育的効果測定の仕事準備、原則5日間以上、大学等と企業との協働が必要

【具体的な推進方策】

- 届出・表彰制度の導入による優れたインターンシッププログラムの普及
- 専門人材の育成・配置
- 地域におけるインターンシップ推進のための協議会の充実
- インターンシップ実施に係る負担の軽減

【就職・採用活動との関係】

- 就職・採用活動の早期化・長期化につながるようなことは避けるべきであるため、インターンシップが就職・採用活動そのものとして行われることのないようにする取扱いは維持
- ただし、様々な意見があることも十分に考慮し、学生の学修環境の確保を前提としたうえで、幅広い観点から関係者間で中期的課題として検討していくべき

【多様なインターンシップの推進】

- 地方創生インターンシップ（地方還流や地方定着にインターンシップを活用）やリカレント教育プログラムにおけるインターンシップ（転職・再就職にインターンシップを活用）等の推進も必要

文部科学省としましては、本取りまとめを受け、今後とも、関係省庁と連携しつつ、インターンシップの量的拡大・質的充実に向けて取り組んで参ります。

皆様におかれましても、本取りまとめの趣旨を十分ご理解いただき、引き続き、我が国のインターンシップの推進にご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

文部科学省 高等教育局

専門教育課インターンシップ推進係

電話：03-6734-3345

メール：senmon@mext.go.jp

インターンシップの推進等に関する調査研究協力者会議

(平成28年6月16日設置)

【目的】

- 大学等におけるインターンシップについては、文部科学省、厚生労働省、経済産業省の三省により、インターンシップに関する共通した基本的認識及び今後の推進方策の在り方等を定めた「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」(平成9年9月18日策定、平成26年4月8日一部改正)に基づき推進を図っているところ。
- インターンシップの現状や課題、大学等における実施状況等を踏まえ、適正なインターンシップの普及に向けた方策やさらなる推進に向けた具体的な方策等を検討。

【調査研究事項】

- (1) インターンシップの類型化・推進方策について
→教育的効果(学生の能力向上、新たな学習意欲の喚起、高い職業意識の育成等)、単位認定の有無・大学等の関与、実習内容・参加学年・実習期間等の区分によりインターンシップの類型分けを行い、各類型ごとの推進方策等について検討・意見交換を行う(好事例に取り組んでいる大学等によるヒアリング等も併行し参考にする)。
- (2) 適正なインターンシップの普及に向けた方策について
→就職・採用活動との関係も含め、以下の事項について調査・検討を行う。
 - ① インターンシップに関する大学等・学生・企業のニーズ
 - ② 企業がインターンシップで取得した学生情報の取扱いの在り方
 - ③ 中小企業が多様なインターンシップ・プログラムを有効かつ柔軟に活用できる方策の在り方
 - ④ その他(地方創生の観点等)

【委員】

- | | | |
|--------|--------------------------------|--------------------------|
| 五十嵐 敦 | (敬称略・五十音順、○:座長) | 一般社団法人 日本経済団体連合会 労働政策本部長 |
| 岡崎 仁美 | 福島大学 総合教育研究センター キャリア研究部門 教授 | 九州インターンシップ推進協議会 事務局次長 |
| | 公益社団法人 全国求人情報協会 新卒等若年雇用部会 事務局長 | 実践女子大学 大学教育研究センター 特任教授 |
| | (株) リクルートキャリア 就職みらい研究所 所長 | 公益社団法人 経済同友会 執行役 |
| ○荻上 紘一 | 東京都立大学 名誉教授、大学評価・学位授与機構 名誉教授 | 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 主任研究員 |
| | 前大妻女子大学 学長 | 京都産業大学 経営学部 准教授 |
| 加藤 敏明 | 元立命館大学 教授 | いしかわ就職・定住サポートセンター (ジヨブ |
| 小林 信 | 全国中小企業団体中央会 事務局次長 | カフエ石川) インターンシップコーディネーター |
| 小林 治彦 | 日本商工会議所 産業政策第二部長 | |

※本協力者会議の庶務は、厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部企画課若年者雇用対策室及び経済産業省経済産業政策局産業人材政策室と連携し、文部科学省高等教育局専門教育課において処理。

インターンシップの推進等に関する調査研究協力者会議 議論の取りまとめ

背景・現状

○背景

- ・「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」等により、産学協働による人材育成の観点から教育活動としてのインターンシップを推進。一方、近年は若者の職業意識が希薄化。そのため地域や企業と協働したインターンシップ推進が重要

○現状

- ・大学等の実施率72.9%、学生参加率2.6% (平成26年度)
※大学等が実施している単位認定を行うインターンシップのみ(特定の資格取得(教育実習等)に関係するものを除く)
- ・学生の6割近くは個人で申し込み、企業も独自での募集が多い
- ・企業・学生は5日未満(特に1日)での実施・参加が多い。大学では5日以上の実施が多い

意義・課題

- 意義 (学生) 業種理解・仕事理解、職業意識の育成・向上、学習意欲の喚起 等
 (大学等) 企業が求める人材の素養の把握、教育内容や教育方法の改善・充実 等
 (企業) 自社の理解促進・魅力発信、若手社員の育成・研修の機会 等
- 課題 (学生) 学業など他の活動が多忙、内容に魅力がない、経費負担 等
 (大学等) 他の授業科目に支障、希望学生が少ない、学内の人員不足 等
 (企業) 社内の理解形成が困難、社内の人員不足 等

これらを踏まえインターンシップの在り方や推進方を検討

インターンシップの在り方

○インターンシップに求められる要素

- ・就業体験を伴うことに加えて大学等の関与(学生の参加状況の把握、学修への気付きの確認等)を求めていくことが必要

○いわゆる「ワンデーインターンシップ」など短期間のプログラムの中には、実質的に就業体験を伴わず、企業の業務説明の場となっているものの存在が懸念

⇒そうしたプログラムは、実態に合った別の名称使用を促す

○正規の教育課程としてのインターンシップ

- ・単位認定、事前・事後学習の実施、教育的効果測定の仕組み整備、原則5日間以上、大学等と企業との協働が必要

※将来的に目指すべきより教育的効果の高いインターンシップの例として、1ヶ月以上、体系化されたプログラム整備を推奨

具体的な推進方策

○届出・表彰制度の導入による優れたインターンシッププログラムの普及【国・大学等】

※正規の教育課程としてのインターンシップの要素を満たした取組内容の大学等からの届出・公表により、社会に広く発信・アピールの効果、届出のあったプログラムの中からモデルとなり得るプログラムを表彰 等

○専門人材の育成・配置【大学等・国】

※大学等の教職員が企業、経済団体、地域協議会等と連携・協力し、チームとしての体制を整備 等

○地域におけるインターンシップ推進のための協議会の充実【大学等・企業・地域・国】

※協議会同士でプログラムの確認、専門人材の育成など、お互いの取組を高めあう仕組みの整備 等

○インターンシップ実施に係る負担の軽減【国・大学等】

※中小企業のインターンシップに係る支援策・負担軽減策の検討、学生に中小企業の仕事理解を促す支援策の検討、手引書・事例集の作成、評価の際の共通の指標の検討 等

就職・採用活動との関係

- 就職・採用活動の早期化・長期化につながるようなことは避けるべきであるため、インターンシップが就職・採用活動そのものとして行われることのないようにする取扱いを維持
- ただし、様々な意見があることも十分に考慮し、学生の学修環境の確保を前提としたうえで、幅広い観点から関係者間で中期的課題として検討していくべき

多様なインターンシップの推進

- 地方創生インターンシップ(地方還流や地方定着にインターンシップを活用)やリカレント教育プログラムにおけるインターンシップ(転職・再就職にインターンシップを活用)等の推進も必要

平成 29 年 7 月 27 日

東京国税局
関東経済産業局
関東財務局
関東農政局
神奈川県

消費税の軽減税率制度の広報・周知等への協力について
(協力依頼)

平素から、国及び地方行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 85 号)の成立により関係法令の一部が改正され、平成 31 年 10 月に軽減税率制度が実施されることとなりました。

これを受けて、昨年 12 月 26 日に開催された消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議におきまして、軽減税率制度の円滑な実施に向けた取組を関係府省庁が連携して推進していくこととしております。

つきましては、軽減税率制度への対応が必要となる事業者の皆様の準備が円滑に進むよう、貴団体におかれては、広報・周知等、下記の事項にご協力いただきますようよろしく願いいたします。

記

1. 広報・周知

各種広報資料の配布や貴団体ホームページ(国のホームページ特設サイトへのリンクの作成等)を通じ、事業者の皆様に対して、軽減税率制度の内容及び中小企業・小規模事業者等の皆様に対する支援措置に関する広報・周知をお願いいたします。

[軽減税率制度関係のホームページ特設サイト]

- ・ 特集-消費税の軽減税率制度(政府広報オンライン):
http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/keigen_zeiritsu/index.html
- ・ 消費税の軽減税率制度について(国税庁):
<http://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>
- ・ 軽減税率対策補助金(軽減税率対策補助金事務局):
<http://kzt-hojo.jp/>

2. 説明会の開催案内及び支援体制の構築

貴団体におかれましては、税務署や市町村等が開催する説明会の日程の案内にご協力いただくほか、必要に応じて各地域の税務署や商工会・商工会議所等の中小企業団体と連携を図りつつ、貴団体主催の説明会を開催いただくようお願いいたします。

また、事業者の皆様からの相談に対応するための窓口設置など、必要な支援体制を構築いただくとともに、内容に応じて国の相談窓口にお取り次ぎいただくようお願いいたします。

[参考：国の相談窓口]

- ・ 軽減税率制度の内容に関する相談（国税庁）
最寄り（又は所轄）の税務署（専用コールセンター）
※音声ガイダンスに沿って「3」を選択
（受付時間）8:30～17:00（土・日・祝除く）
※税務署の電話番号等につきましては、国税庁ホームページから確認できます。
国税庁ホームページ：<http://www.nta.go.jp/>
- ・ レジ導入・システム改修等の支援に関する相談（軽減税率対策補助金事務局）
軽減税率対策補助金事務局コールセンター
0570-081-222（ナビダイヤル）
03-6627-1317（IP電話用）
（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝除く）
- ・ 消費税の転嫁等に関する相談や消費税制度に関する一般的なお問合わせ
消費税価格転嫁等総合相談センター
0570-200-123（ナビダイヤル）
（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝除く）

3. その他

軽減税率制度の円滑な実施に向け、事業者の皆様の準備状況等を検証するため、今後、アンケート調査の実施を予定しておりますことから、調査実施に当たりましては、特段のご配慮をよろしくお願いいたします。

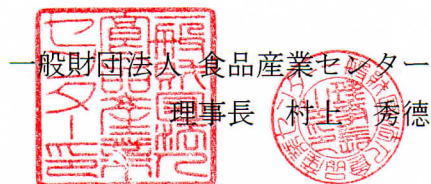


29 J F I A 第 1 8 6 号

平成 2 9 年 7 月 2 1 日

日本チェーンドラッグストア協会

会長 青木 桂生 様



平成 2 8 年度「食品産業における取引慣行の実態調査」について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当センターの活動にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 1 7 年に、従来の「百貨店業告示」が見直され、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」が告示、施行されるとともに、その「運用基準」が公表され、流通、納入取引の実態に即した、取引上の地位の不当利用を規制する新たなルールが定められました。

当センターでは、従来から、いわゆる大規模小売店の優越的地位の濫用による不公正な取引が生じないように、実態調査を通じて濫用行為の是正に取り組んでまいりました。

平成 2 8 年度は、本年 2 月に、2 7 年度と同様に上記告示に示された考え方に即して調査を実施し、その結果をこの度「食品産業における取引慣行の実態調査」として取りまとめましたので、ご報告申し上げます。

その結果によれば、協賛金、センターフィー、従業員派遣等の取引慣行の一部に改善傾向が見られたものの、いくつかの問題点が指摘されており、今後、さらに期待を持って取引慣行の改善に取り組んでいきたいと考えております。

貴会及び貴会会員におかれましては、これまでも独占禁止法遵守のため、仕入担当者等への周知徹底等に努められており、当センターとして改めて感謝申し上げるところではありますが、今後とも、今回の調査の趣旨と結果をご理解のうえ、傘下の会員各社に対し、不公正な取引が行われることのないようご協力とご指導を賜りたく、お願い申し上げます。

平成 29 年 7 月 12 日

平成 28 年度食品産業における取引慣行の実態調査について

一般財団法人 食品産業センター
企画調査部

食品産業センターでは、平成 7 年からほぼ毎年食品産業における取引慣行の実態調査を行っている。平成 28 年度においても、本年 2 月に、加工食品メーカーへのアンケートによって、食品産業における取引慣行の実態調査を実施した。

1. 調査期間：平成 29 年 2 月
2. 調査対象：食品製造業 1,700 社
(株式会社東京商工リサーチデータより無作為に抽出)
3. 有効回答：348 社 (有効回答率 20.8%)
4. 調査項目：
 - (1) 協賛金負担の要請について
 - (2) センターフィー負担の要請について
 - (3) 従業員派遣の要請について
 - (4) 不当な値引き・特売商品等の買ったたき等について
 - (5) 過度の情報開示の要求について
 - (6) プライベート・ブランド (PB) 商品に関する要請について
 - (7) 独占禁止法改正について
 - (8) 全体を通じて
5. 公表日時：平成 29 年 7 月 12 日 (水) 15 時

・報告書の内容について、農林水産省、公正取引委員会、経済産業省および流通関係団体 (7 団体) に説明を行うとともに、優越的地位の濫用による取引慣行の改善について指導・協力要請を行う予定 (一部実施済み)。

・また、平成 19 年度より報告書の全文を、当センターのホームページで公開している。平成 28 年度調査報告書についても、ホームページで公開する予定であるので、ご活用いただきたい。

食品産業センターホームページ：<http://www.shokusan.or.jp/>

・なお、本調査報告書では、回答企業から寄せられた意見をほぼそのまま紹介しており、それぞれの回答企業が流通からの要請をどのように受け止めているのかという視点でお読みいただきたく存じます。

(参考：公正取引委員会による関連資料)

*公正取引委員会ホームページ

<http://www.jftc.go.jp/>

*「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法」
告示（平成17年5月）

<http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/tokuteinounyu.html>

*『大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法』の
運用基準（平成23年6月改正）

<http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/daikibokouri.html>

*「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の公表について（平成29
年6月改正）

<http://www.jftc.go.jp/hourei.files/yuuetsutekichii.pdf>

*「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針（流通取引慣行ガイドライ
ン）」（平成29年6月改正）

[http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/ryutsutorihiki.files/r
yutsutorihikigl_2017.pdf](http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/ryutsutorihiki.files/r
yutsutorihikigl_2017.pdf)

「本会が、公正取引委員会の委託を受け、中小企業等に対する調査・研究等を行うこととする。この調査・研究等を行うに当たっては、公正取引委員会の指導を受け、その結果を公表するものとする。」

平成 29 年 7 月 12 日

平成 28 年度食品産業における取引慣行の実態調査報告書のポイント

一般財団法人 食品産業センター
企画調査部

今回の調査報告書のポイントは以下のとおりです。

- 1 (1) 協賛金負担の要請から (5) 過度の情報開示の要求までの経年的な変化をみると、全般的に改善(減少)傾向が続いた。
- 2 改善項目の中でも、(2) センターフィー負担の要請の項目では、「センターフィーを負担している」との回答がと前年と比べて大幅に減少(49.7%→37.4%、-12.3%)した。今回の調査対象の見直しの結果、物流センター等をあまり利用しない小規模事業者が増加したことによる影響なのか否か次回以降の傾向を注視する必要がある。
- 3 (3) の従業員派遣は、センターフィー負担の要請に次いで改善(減少)率が高かった(28.3%→23.6%、-4.7)。これは、「十分な事前協議があった」とする割合が全ての業態で 50%を上回り、全体では 61.0%となったことが大きな要因と考えられる。
- 4 (4) 不当な値引き・特売商品等の買ったたき等について、「不当な値引きがあった」とする回答が前回調査よりやや増加(10.2%→13.4%、+3.2)した。すべての業態で増加しており、2と同様に調査対象の見直しの結果、流通との関係で弱い立場の小規模事業者が増加したことによる影響かどうか、次回以降の傾向を注視する必要がある。
- 5 (6) プライベート・ブランド(PB)商品に関する要請については、PB商品市場が拡大するなかで、24年度の調査以降初めて製造受託が「あった」とする事業者がわずかに減少した(66.5%→66.7%→69.0%→74.2%→71.8%)。一方、製造受託があったと回答した業者のうち、不当であると感じる要請があったとする割合はわずかに減少した(19.2%→17.0%→15.7%)。
- 6 今回、事業者の規模別にクロス解析を行ったところ、(1)～(4)について、事業規模の大きい事業者ほど各項目の要請を受ける割合が多く、逆に規模の小さい事業者は要請を受ける割合は少ないものの、要望を受けた場合は応じざるを得ない実態が窺われた。

7 平成 21 年の独占禁止法の改正により、「優越的地位の濫用」行為が課徴金の対象とされていることを知っている事業者の割合は昨年度に続いて前年を下回った。今後、「大規模小売業告示」と併せて、本調査結果報告の機会をとらえた継続的な制度の周知に向けた取組が必要と考える (67.6%→62.8%→58.9%)。

(まとめ)

全般的な改善傾向はみられるものの、個々の回答事例からは、まだまだ多くの問題、解決すべき課題が残されていることが窺われる。

本調査結果等を踏まえ、「大規模小売業告示」等の改善とその効果的な運用、商談や事前協議・説明の徹底等関係者の一層の努力等により、更なる改善が必要と考える。

29 独国生商第 76 号

平成 29 年 8 月 3 日

日本チェーンドラッグストア協会 会長 殿

独立行政法人国民生活センター

商品テスト部長



「健康食品の摂取により薬物性肝障害を発症することがあります
— 『医師からの事故情報受付窓口』から—」について（情報提供）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。国民生活センターの業務につきましては、日ごろよりご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当センターでは今回、「健康食品による薬物性肝障害にご注意ください— 『医師からの事故情報受付窓口』から—」をテーマに調査・分析を行ったところ、別添（8月3日公表資料）の内容で結果がまとまりましたので情報提供いたします。

なお、情報提供は下記の行政機関・関係機関に対して行ったことをあわせてお伝えします。

記

情報提供先

消費者庁消費者安全課	(法人番号5000012010024)
消費者庁食品表示企画課	(法人番号5000012010024)
内閣府消費者委員会事務局	(法人番号2000012010019)
内閣府食品安全委員会事務局	(法人番号2000012010019)
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課	(法人番号6000012070001)
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課	(法人番号6000012070001)
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室	(法人番号 6000012070001)
公益社団法人日本医師会	(法人番号5010005004635)
公益社団法人日本薬剤師会	(法人番号3011105005376)
一般社団法人日本肝臓学会	(法人番号7010005003692)
公益社団法人日本通信販売協会	(法人番号9010005018680)
公益財団法人日本健康・栄養食品協会	(法人番号6011105004953)

29 独国生商第 77 号

平成 29 年 8 月 3 日

日本チェーンドラッグストア協会 会長 殿

独立行政法人国民生活センター
商品テスト部長



「コンタクトレンズによる目のトラブルにご注意ください」
— 『医師からの事故情報受付窓口』から— について（情報提供）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。国民生活センターの業務につきましては、日ごろよりご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当センターでは今回、「コンタクトレンズによる目のトラブルにご注意ください— 『医師からの事故情報受付窓口』から—」をテーマに調査・分析を行ったところ、別添（8月3日公表資料）の内容で結果がまとまりましたので情報提供いたします。

なお、情報提供は下記の行政機関・関係機関に対して行ったことをあわせてお伝えします。

記

情報提供先

消費者庁消費者安全課	(法人番号5000012010024)
内閣府消費者委員会事務局	(法人番号2000012010019)
厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課	(法人番号6000012070001)
厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課	(法人番号6000012070001)
日本コンタクトレンズ学会	(法人番号なし)
公益社団法人日本眼科医会	(法人番号4010405010572)
公益財団法人日本眼科学会	(法人番号3010005003589)
一般社団法人日本コンタクトレンズ協会	(法人番号9010005013814)
公益社団法人日本通信販売協会	(法人番号9010005018680)
日本眼鏡関連団体協議会	(法人番号なし)

協会ホームページについて

- 「カフェイン含有医薬品(眠気防止薬等)の適正販売及び適正使用のお願い」を掲載しました
- 登録販売者試験受験対策 2016年実施過去問題集の完売に伴う対応について

2016年実施過去問題集は大変な好評をもって完売いたしました。希望者には、2015年実施過去問題集を販売いたします。

事務局だより

- ・街の健康ハブステーション構想は5月に会員企業にお送りし、内容の浸透を図りました。そして、多くの項目をチェックし、「健康サポートドラッグ」として認定する動きが始まります。今月中旬より、チェックシートを会員企業に配布し、各店舗でのチェックを実施してもらうよう、考えています。先日の常任理事会で要領が了承されました。
シートが届きましたら、チェックのほど、よろしくお願いします。
- ・のろのろの台風5号への対応、ゲリラ豪雨、そして猛暑への対応と、今年の夏は異常気象に悩まされることが例年になく多い気がします。ドラッグストアで買い求める商品にもそうした傾向が出ていると思われるかもしれません。ともかく、猛暑のなか、店舗に来ていただいたお客様には、せいっぱいのおもてなしをお願いしたいと思います。
- ・また、不祥事が明るみに出ました。調剤薬局チェーンでの“付け替え請求”です。以前と同様のやりかたです。処方箋の集中率を下げることで、調剤基本料が低いステージになることを回避するもの。現場はプレッシャーがかかる内容という言葉も見られますが、不正は不正。こうしたことのできない体制はできないのでしょうか。また、次期改定では、こうした事件がどう影響するのでしょうか。
- ・「医薬品販売制度実態調査」の結果が公表されました。いわゆる覆面調査です。指摘によると、ネット販売も、店舗における情報提供も前回より下がっているといえます。第1類医薬品では、情報提供を行ったうち、文書での情報提供があったのは68.2%で、前回より5.4ポイントダウンでした。本来は100%でないとなりません。法令遵守、文書による情報提供の励行をぜひ、お願い申し上げます。

発行日	平成 29 年 8 月 10 日 発行	発行所住所
発行人	青木 桂生	〒222-0033
発行所	JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第 2 ビル 4 階
	日本チェーンドラッグストア協会	TEL: 045(474)1311 FAX: 045(474)2569
	HP: http://www.jacds.gr.jp	e-mail: sec@jacds.gr.jp